

地方分権に関する基本問題についての
調査研究会 報告書

(座長：神野 直彦)

令和4年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」、平成28年5月に「第6次一括法」、平成29年4月に「第7次一括法」、平成30年6月に「第8次一括法」、令和元年5月に「第9次一括法」、令和2年6月に「第10次一括法」、令和3年5月には「第11次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応のため、令和2年度に引き続きリモート形式により研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和4年3月

一般財団法人 全国市町村振興協会
理事長 坂本 森 男
一般財団法人 自治総合センター
理事長 荒木 慶 司

地方分権に関する基本問題についての調査研究会

委員名簿

座長	神野 直彦	東京大学名誉教授
	青木 宗明	神奈川大学経営学部教授
	池上 岳彦	立教大学経済学部教授
	伊集 守直	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
	井手 英策	慶應義塾大学経済学部教授
	佐藤 滋	東北学院大学経済学部准教授
	関口 智	立教大学経済学部教授
	高端 正幸	埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授
	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授
	半谷 俊彦	和光大学経済経営学部教授
	古市 将人	帝京大学経済学部准教授
	星野 泉	明治大学政治経済学部教授
	諸富 徹	京都大学大学院地球環境学堂/経済学研究科教授

目次

第1章 令和3年度調査報告

- デンマークの地方財政制度と協調的政府間関係 -2020年の制度改革に注目して- 3
- デジタル経済とアメリカ州税制 -州法人税・州売上税の現状- 17
- 感染症クライシス下のフランス財政・地方財政 -政府債務の激増と地方財政への影響- 27

第2章 参考資料

- 令和4年度の地方財政措置に係る各府省への申入れについて 59
- 令和4年度の地方財政の課題について 80
- 公立病院の現状と課題について 87

第 1 章

令和 3 年度調査報告

デンマークの地方財政制度と協調的政府間関係
—2020年の制度改革に注目して—

1. デンマークの地方財政制度の概要

1-1 デンマークの地方行政

- ・人口約584万人（2021）≒兵庫県人口、国土は九州地方と同程度。
- ・単一性国家、比例代表制、一院制、5つの広域自治体（リージョン）と98の基礎自治体（コムーネ）の二層制を採用。
- ・基礎自治体は保育、高齢者福祉、障害者福祉、義務教育、移民統合政策、生活保護、年金事務などを担当、広域自治体は医療サービスや地域開発など、国は警察、防衛、司法、外交、失業保険などを担当。
- ・1970年に教区を再編する形で基礎自治体が設置される。あわせて現行方式の（比例税率の）地方所得税制と財政調整制度（後述）が導入される。
- ・2007年地方行政改革によって17の県（アムト）は廃止。271あった基礎自治体（コムーネ）を98まで統合（強制合併）。新たに5つの広域自治体（リージョン）に再編される。広域自治体は課税権を持たず、国と基礎自治体の補助金により運営される。
- ・県の所得税は一部が基礎自治体の地方所得税として税源移譲され、残りは国による医療拠出金（広域自治体への包括補助金の財源）に。

1-2 デンマークの財政調整制度(制度改革前)

○地方税について

- ・高い自主財源比率（7-8割）。その多くが地方所得税（税収の9割）の税収。基礎自治体の地方税収は主に地方所得税、土地税、サービス料金、全国一律で税率が定められている法人税、調査税、不動産税がある（Økonoim og indenrigsministeriet, 2014:28）。この他にも冠婚葬祭費を賄うための教会税が地方所得税の付加税として導入されている。
- （ノルウェーを除き）北欧諸国はOECD諸国の単一性国家の中では、地方税の課税自主権（課税力）が強い国（片山, 2013）。「協調的分権モデル」（持田, 2006）。
- 地方所得税率は2000年代頃まで平均税率、最低税率、最高税率のいずれにおいても、少しずつ引き上げられていった。だが、地方所得税率は自治体間でゆるやかに収斂していく傾向（倉地, 2019; Lotz, Blom-Hansen & Hedde, 2013）。
- ・厳しい地方債の起債統制。すべての地方債がKommunekredit（日本でいう地方公共団体

金融機構)による共同発行債。評価はスタンダード&プアーズが AAA/A-1+、ムーディーズが Aaa/P-1 業績見通し安定的¹。

○財政調整制度について

- ・デンマークは他の北欧諸国と同様に、地域間の再分配前の財政力格差が日本と比較して小さく、補助金の依存度も高いわけではない(ロッツ,2006)
- ・水平的財政調整制度(1970年導入、地方所得税の課税ベースを統一・比例税率化)垂直的財政調整度の組み合わせ
- ・財政調整制度の目的は、各基礎自治体がほぼ平均的な地方税率で平均レベルの政府消費を達成できる財政力を確保することである。**課税標準と歳出ニーズ**をもとに調整。
- ・財政調整制度には、「全市を対象にした均衡化(平衡交付金)」、「首都圏内の市を対象にした均衡化(平衡交付金)」、「財政力が弱い市に対する補助金²」、「包括補助金³」、「特別補助・調整制度⁴(例えば移民・難民・第2世代のための歳出ニーズの特別補助金:外国人数に応じて拠出金が配分)」がある。
- ・**課税標準**の均衡化の調整率は上の制度の種類によって異なるが、住民一人あたりの課税標準の全国平均との差を均衡化(税率要因⁵と均衡化率を乗じる)。課税標準は地方所得税の課税標準+課税可能土地の評価額の一定割合(稲沢,2005)

¹ Kommune Kredit,「デンマーク地方金融公庫(AAA/Aaa)」

(https://www.kommunekredit.dk/wp-content/uploads/2017/07/KK_OnePager_Japanese_2016.pdf)

² 自治体が算出した歳出ニーズと、全国平均の95%を上回る課税標準の差額の32%を補助する(Social- og Indenrigsministeriet,2019:3)

³ 一部は構造的赤字が大きい基礎自治体の均衡化財源、一部は人口に応じて配分される(Social- og Indenrigsministeriet,2019:3)。算定には自治体の課税標準が計算のベースになる。

⁴ 雇用助成金、移民・難民・子孫に関する自治体の追加歳出ニーズの補償、法人税の補償、臨時財政支援金、高齢者介護総合支援事業補助金、高齢者介護品質強化事業補助金、高齢者ケアの質を向上させるための補助金、高齢者の孤独感を解消するための補助金、デイケアサービスの質を向上させるための補助金、特別な財政問題を抱える自治体への補助金、経済的に困難な状況にある自治体への補助金、小さな島を持つ自治体への補助金、固定ルートのない離島の自治体への補助金、離島の貨物輸送のコストを削減するための補助金、離島の自動車・乗客のためのフェリーの運賃を削減するための補助金、教育統計の改訂により損失を被った自治体への補助金、高齢者に対する歳出の会計処理の変更により損失を被った自治体への補助金(Social- og Indenrigsministeriet,2019:5-6)

⁵ 経常支出・資本支出合計額÷所得税収

・歳出ニーズは約 3 分の 2 が異なる年齢層の住民数に年齢層ごとの単位金額をかけあわせたものとして算出。歳出ニーズの約 3 分の 1（32.5％）に相当する社会経済基準（Socioøkonomisk indeks）を加味することで、人口構造以外の社会的要因を踏まえて算出する（Kommunernes Landsforening,2017:9）

→失業者、職業訓練者、病人、教育・訓練を受けていない者、社会住宅居住者、単身世帯者、低収入者、移民と第 2 世代、シングルマザーなどを考慮。都市部だけでなく特定の地域も指標が高くなる（図表 1・2）

→最終的には均衡化によって都市部から地方部への財源移転になる（図表 3）

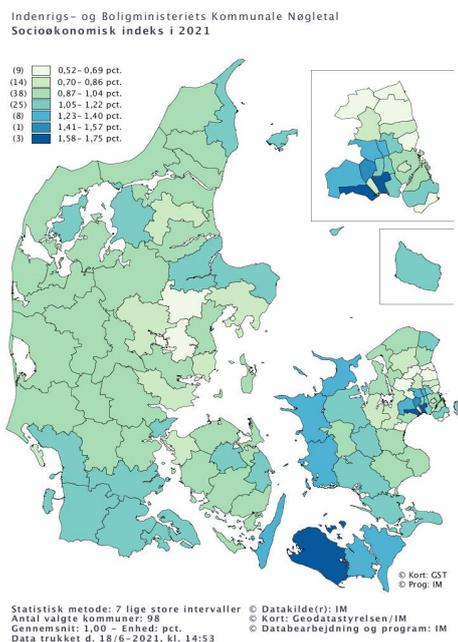
図表 1 社会経済的基準の要素一覧

基準	全国の市を対象とした均衡化における比重	首都圏内の市を対象とした均衡化における比重
20-59歳の失業者が5%以上の人数	19%	10%
25-49歳で職業訓練を受けていない人数	16%	25%
賃貸住宅アパートの世帯数	5%	8%
精神病患者の人数	5%	8%
特定の住居タイプ※の世帯数	15%	7%
親が教育を受けていない、ほとんど受けていない家庭の子どもの人数	8%	25%
65歳以上の単身者の人数	2.5%	7%
4年間のうち3年以上低収入である人数	8%	-
精神障害者の人数	5%	
移民とその子孫の人数	3%	5%
20-59歳で基礎的なスキルを身につけている人数	5%	-
推定年間人口減少数	2%	-
片親の子どもの人数	4%	5%
3回以上別の市に移動している子ども	2.5%	-

出所：Social- og Indenrigsministeriet(2019:11,13)、自治体国際化協会『デンマークの地方自治～地方自治体改革の経緯と現在の自治体取組事例～』Clair Report No.445(May 30,2017)を基に作成。

※農村部・人口 5000 人未満の市にある社会住宅、欠陥のある民間賃貸住宅、1920 年以前煮立てられた住宅、夏季に使用されるコテージに住む世帯数などに基づいて決められる。

図表2 社会経済的指標の基礎自治体別分布（2021年）

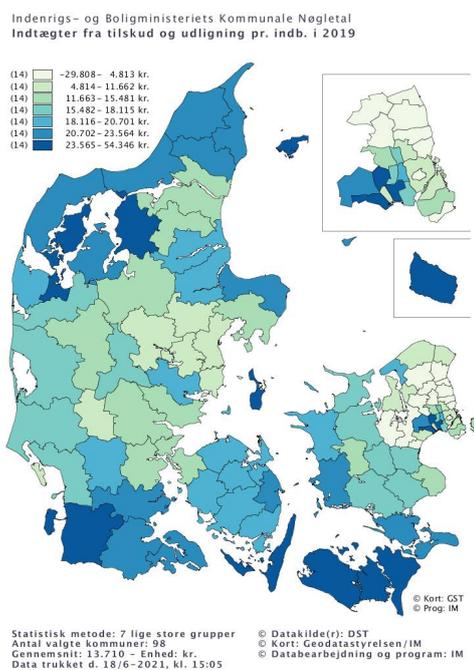


注：緑色が濃くなるほど社会経済的基準の指標が高いことを示している。

出所：Indenrigs og boligministeriet HP 「IMs Kommunale Nøgletal」より作成

<http://www.noegletal.dk/>

図表3 基礎自治体別財政調整による拠出・受取額（住民一人あたり）の分布



注：緑色が濃くなるほど受取額が大きくなる。

出所：Indenrigs og boligsministeriet HP 「IMs Kommunale Nøgletal」 より作成

<http://www.noegletal.dk/>

2. 政府間協議制度の概要

2-1 6月合意：協調的システム

・毎年度の地方財政計画に相当する枠組みを毎年6月に合意する（紳士協定であり、強制力はない）。基本となる仕組みは1970年には導入されたが、当時は地方債や補助金総額の枠組みを決定するのみ。1989年代以降、税率、歳出総額、補助金、地方債だけでなく、各政策領域についても合意を行う。

・交渉は国側が財務省・内務省、地方側は地方政府代表組織の間で行う。地方政府代表組織にはコムーネ協議会（KL）とリージョン協議会がある⁶。

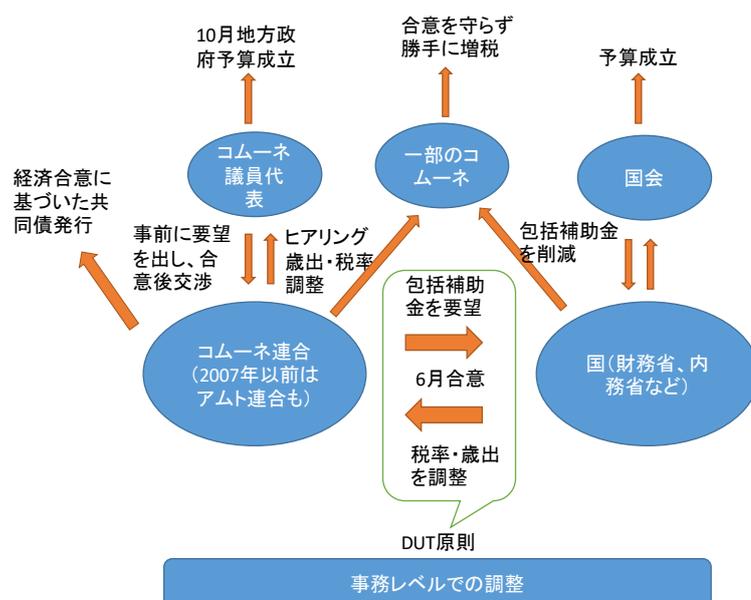
・協議会のメンバーは各地方自治体の議長等から構成され、自治体拠出の財源から運営される組織。政策分野に応じた委員会が設置されており、合意のための交渉を行う。

・合意後に地方政府代表組織は各地方自治体と交渉を開始する（図表4・5参照）

・6月下旬にKLが指標を発表し、8月に第一交渉。9月に市議会が開かれ、9月にKLと再度交渉し、10月15日まで交渉をし、予算を決定する（例：A自治体は0.5%増税して、B自治体は0.5%減税して…全体で0.1%増税という調整など）

→住民サービスの拡充のために、合意を破って勝手に増税する自治体も出てくる。

図表4 政府間合意システムの概要

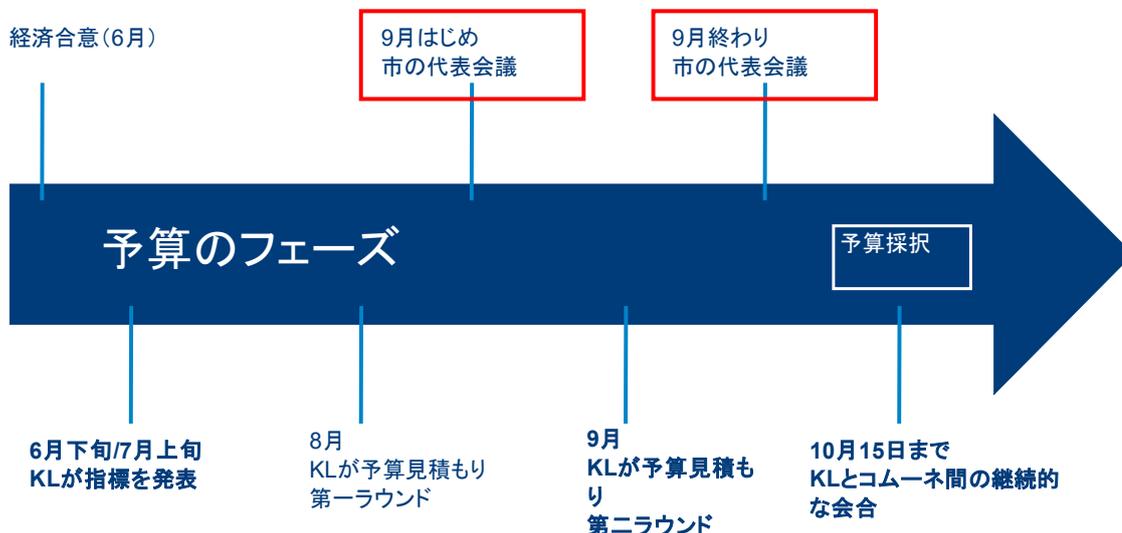


⁶ 2007年地方行政制度改革で Amt 協議会は廃止された。

出典：KL ヒアリング時の提供資料をもとに作成

出所：倉地（2019）より抜粋。

図表5 経済合意後の調整



出典：KL ヒアリング時の提供資料をもとに作成

出所：倉地（2019）より抜粋。

2-2 現行方式に至るまでの過程（倉地,2019 参照）

・石油ショックによる財政収支の悪化→1980年代初頭に国は増税と歳出削減による財政再建を進める。国は一方的に包括補助金を削減。

→地方政府代表組織は反発。国側が財源保障を行うことを要求。

→各地方自治体は地方所得税率を勝手に引き上げて対抗（合意破り）

→**拡大総枠均衡原則（Det Udvidede Totalbalanceprincip、通称 DUT）**が合意される。

→国は各地方政府に対して財源保障を行う原則。

・人口移動による財政的な影響

・国の経済・財政政策による地方財政状況への影響

→その代わりに地方政府代表組織は国の要求をのむ形で合意する。

→地方自治体全体での平均税率の変化率、歳出の変化率、地方債発行額を毎年の交渉で合意（ex.来年は平均0.1%増で各地方自治体が調整）

→平均税率を少しずつ引き上げて対人社会サービスの財源を確保していった（←1976年「生活支援法」による自治体サービスの裁量制拡大）

→1980年代以降、都市部（特にコペンハーゲン市）と地方部の自治体が対立し、合意交渉から離脱することも（その際は個別に合意を結ぶ形式に）

2-3 2007年地方行財政改革と2010年代以降の中央統制の強化

- ・ 県の廃止、広域自治体の設置。基礎自治体の再編（合併）→人口規模3万人を基準。
- ・ 1970年に地域医療保険を統合する形で県による税財源の公的医療サービス導入
→（県内でしかアクセスできないため）待機時間の長期化→1990年代以降、少しずつアクセス要件を緩和していく→県間の財政調整が活発→統合していく必要性が生まれる。
- ・ 2008年世界金融危機による不動産バブルの崩壊。デンマークは他の北欧諸国よりも大きな経済的ショックを受ける。2010年代以降の財政再建へ。

・ 2010年代以前までの各自治体による合意破りは度々みられたが、それによる包括補助金の削減はほとんど行われず。2012年以降は税率維持や歳出上限の合意を破った自治体に対して、包括補助金削減（いわゆる**租税制裁**）を個別的に、連帯責任的に行う方式へと改められる（図表6参照）。

・ 世界金融危機後の2010年代以降に合意を破る自治体が続出。租税制裁は合意水準、予算水準、決算水準をみて、そのズレの大きさを確認して包括補助金の削減を決定する（図表7参照）

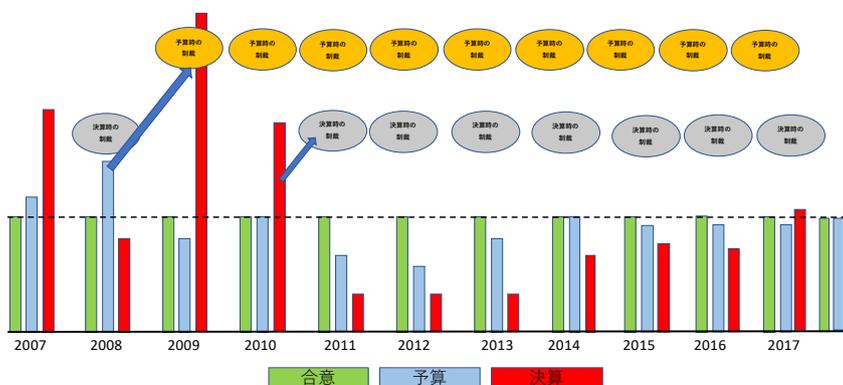
図表6 租税制裁による包括補助金の削減方式

年度	個別の地方政府 (%)	地方政府全体 (%)
1	75	25
2	50	50
3	50	50
4	25	75
5	0	100

出典：KLヒアリング調査時の提供資料

出所：倉地（2019）より抜粋。

図表7 経済合意、予算、決算と租税制裁の関係



出典：KL ヒアリング調査時の提供資料

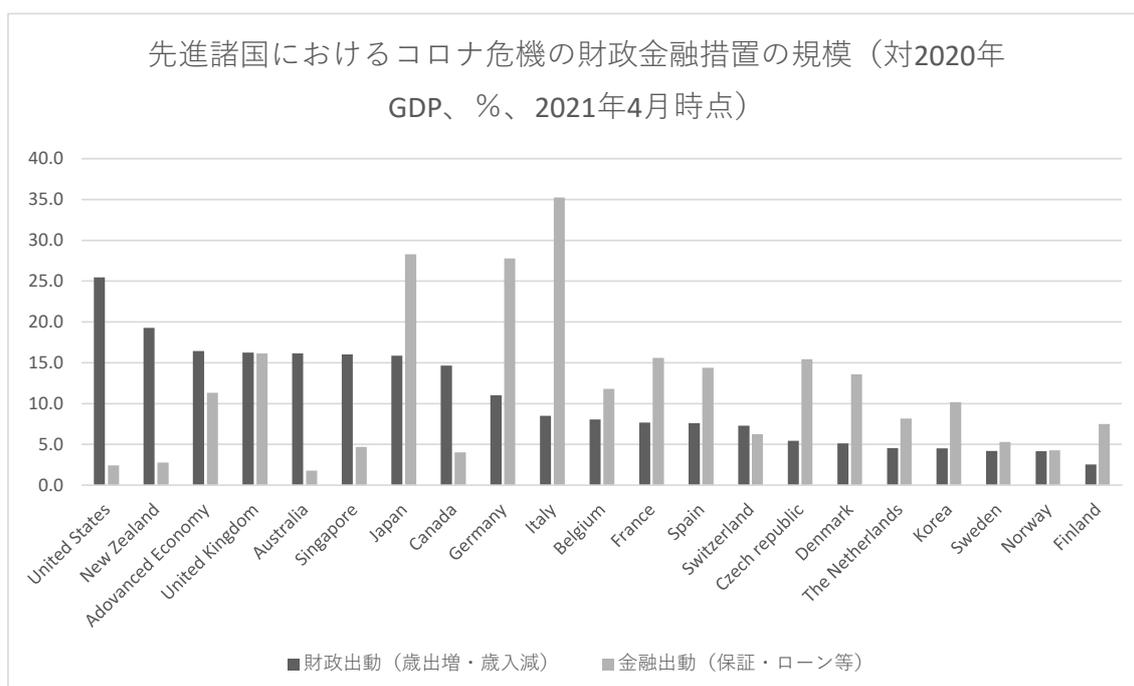
出所：倉地（2019）より抜粋。

3. 2020年地方財政調整制度改革

3-1 コロナ禍での対応

・北欧諸国のコロナ対応の財政措置は国際的にみて突出して大きいとはいえない（図表8）

図表8 コロナ対応の財政・金融政策の国際比較



出典：IMF, Fiscal Monitor Database of Country Fiscal Measures in Response to the COVID-19 Pandemic

<https://www.imf.org/en/Topics/imf-and-covid19/Fiscal-Policies-Database-in-Response-to-COVID-19>

・2020年3月に政労使による賃金・売上補償スキームの合意→失業増を抑制（倉地,2021a）。

・地方政府代表機関との交渉により財源保障に関する合意

→迅速な意思決定で細やかな財源保障（倉地,2021a）。

・公衆衛生局が独自の意思決定システムを持ち、国民の自発的な行動に委ねるスウェーデンと異なり、デンマークは政労使が統合的なアプローチで迅速に対応したという特徴。

3-2 制度改革の概要⁷ (図表9参照)

・2020年5月に政府(社会民主党等を中心とする左派中道政権)、自由党、急進左派党、社会主義国民党、オルタナティブが合意。国は2021年に65億DKK、2022年に71億DKK措置。それ以降は55億DKK措置⁸。

① 均衡化の強化

均衡化システムの強化により都市部の拠出増(移民・難民の財政需要参入の削減含む)、地方部の受け取り増加⁹。

② 均衡システムの簡素化

歳出ニーズと課税標準の均衡化計算の簡素化¹⁰

③ よりよい条件の福祉を提供するための均衡化

財政力が特に低い自治体に対する特別補助の強化¹¹

⁷ Finansministeriet, "Aftale om et nyt udligningssystem" 2020.05.05.

<https://fm.dk/nyheder/nyhedsarkiv/2020/maj/aftale-om-et-nyt-udligningssystem/>

⁸ Social- og Indenrigsministeriet Finansministeriet, "Statslig finansiering" 2020.5.5.

https://fm.dk/media/18463/statslige-finansiering_a.pdf

⁹ 具体的には、

- ・人口数による財政需要の比重を67%に引き上げ。
- ・雇用調整補助金の均衡化システムの組み込み
- ・失業者(被保険者)が多い自治体への支援強化
- ・外国人数の算定の調整
- ・経済社会的財政需要の基準に平均寿命を考慮

¹⁰

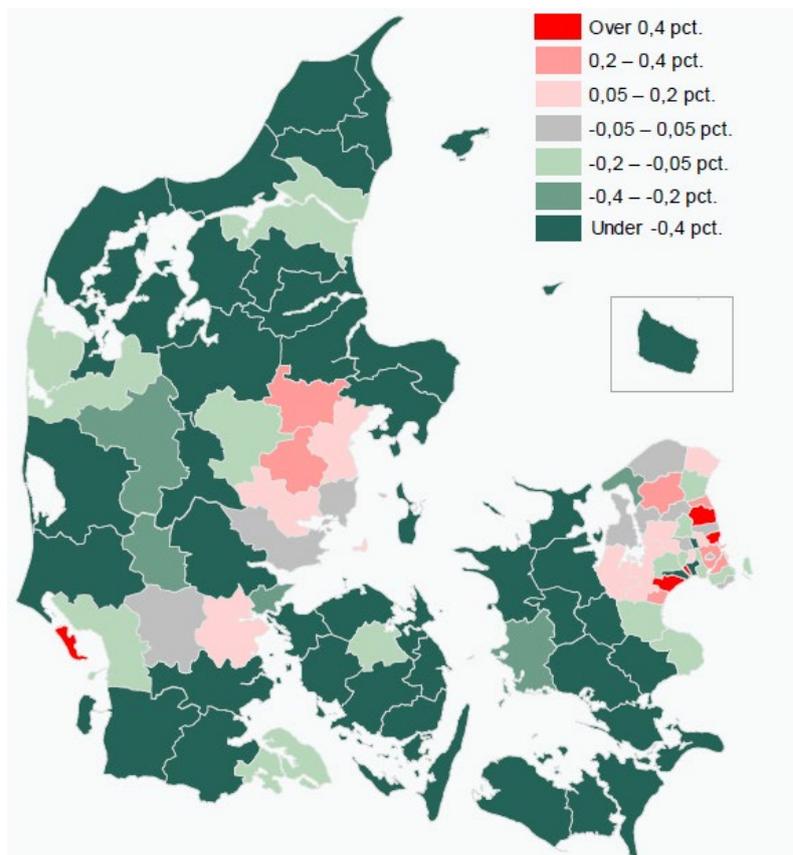
具体的には、

- ・支出ニーズが全国平均を下回る自治体には全国平均の差の93%を拠出
- ・支出ニーズが全国平均を上回る自治体には全国平均の差の95%を受取
- ・課税標準が全国平均を下回る自治体には全国平均との差の75%を受取
- ・課税標準が全国平均を上回る自治体には全国平均との差の75%を拠出
- ・資本均衡化制度の廃止に伴って特別補助金プールの再構築(都市部から地方部への財源移転の強化)

¹¹ 主なものとしては、

- ・財政力の低い自治体に対する特別補助金の強化
- ・国境自治体、島嶼自治体、犯罪率が特に高い自治体に対する特別補助金
- ・損失に対する特別補償制度
- ・駐車場収入の調整された相殺制度など

図表9 2020年地方財政調整制度改革の影響



注：この地図は、市町村の税収に占める拠出割合を示している。赤色で示された自治体はより多くの拠出を、緑色で示された自治体はより多く補助金を受け取る。

出所：Social- og Indenrigsministeriet「Virkning af reform af tilskuds- og udligningssystemet」より抜粋

https://fm.dk/media/18462/danmarkskort_virkning-af-reform-af-tilskuds-og-u

3-3 改革の背景と「オペア」をめぐる論争

○都市部と地方部の対立

- ・都市へのゆるやかな人口集中、コペンハーゲン周辺の地価高騰（世界金融危機直前の地価を上回る状況）（倉地,2021c）。地方部自治体の高齢化。広がる地域間格差。

- ・グレーター・コペンハーゲン地域¹²の市議会議員たち34名が2018年2月に「ユトラン

¹² グレーター・コペンハーゲンと呼ばれる、コペンハーゲンの都市エリア（urban area of Copenhagen）という区分である。ここでいうUrbanとは、少なくとも200人以上の住民がいる既成市街地（公共施設、公園、墓地などによる中断がない限り、建物間の距離は200メートル以下）であり、国連の都市部の定義に基づいている。この定義では、18の kommuneから構成され、先程の首都圏エリアより狭い地域を指すことになる。

ドへのお金の流れを止めよう」という主張を『Berlingske』誌の全面広告で呼びかけ¹³。自治体のサービス水準や市民の経済的余裕を犠牲にしてまで地方に配分する慣行は辞めるべきと主張。

○排外主義路線と外国人労働者

・極右政党・デンマーク国民党の台頭。2000年代以降、9.11テロ、ユーロ導入国民投票否決、極右政党台頭を背景に排外主義的政策が実施される。労働移民の受け入れの厳しい制限。→2019年6月選挙で社会民主党ら左派政党が勝利し、極右政党・デンマーク国民党は大敗するが、閣外協力期間の長さから社会民主党自身が排外主義的路线に部分的に変質（首相も移民に対しては厳格なアプローチをとる）。

→都市部自治体の社会住宅を「社会統合（地区に住む移民の割合を減らす）」の名目で、非欧州諸国系住民の追い出しが訴訟問題までに発展（倉地,2021c）。

・一方、オペア（Au-pair）と呼ばれる外国人（主にフィリピン人の若い女性）の短期滞在労働者が増加。文化交流や高収入獲得が目的。ホストは生活費等を負担する（倉地,2021b）。

・一部の都市部周辺の自治体は積極的にオペアを受け入れ→移民が増えて財政調整額の拠出額が少なくなる上に難民の受け入れ枠が少なくなることが狙い→他の自治体から批判。

→外国人労働者を低すぎる賃金で雇用、差別的な対応をしているとの批判¹⁴。

→管理職のデンマークの女性¹⁵「オペアは日常生活のヒーロー」「オペアを批判する人は女性の社会進出を妨げている」→女性のワークライフバランスの問題と移民問題が対立

→オペアは構造的に高所得世帯がいる地域に集中→都市部周辺自治体にオペアが集中。

→外国籍の住民数が財政需要の基準に算入されているため、オペアが集中する地区に補助金が集中する構造に。他の自治体から不満。

→2020年5月、財政調整制度改革によってオペアを財政需要に算入しないことを合意。

¹³ <https://www.berlingske.dk/politik/storkoebenhavn-i-faelles-front-vi-vil-ikke-betale-mere-til-jyderne>

¹⁴ オペアの賃金水準が不当に低い水準も論争になっている。オペアのホストは最低4350DKK（2019年水準、約9万円）の給与を支払い、宿泊費、光熱水道代金、交通費、食費を負担する。確かにこの額では少ないのだが、シンクタンク報告書では、ホストの負担込みで税引き後の可処分所得を換算すると、オペア労働者の月収は最低でも10700DKK（約18万円）になるが、一方で未熟練労働者の月収は11300DKKであることから、必ずしも低賃金労働ではないともいえる。ただし、年金の便益が考慮されていないことや契約以上の労働時間が求められるケースもあり、一概に評価することが難しい（倉地,2021b）

¹⁵ Berlingske "Forsker og instruktør: »Au pair-diskussion sætter det hele på spidsen«"2019.12.18.,

→均衡化による都市部周辺自治体の受け取り分が大幅に減少。首都周辺自治体の Gentofte 市は流入人口の 4 人に 1 人がオペア労働者であり、制度改革で最も多くの財源を失う(倉地,2021b)

3-4 経済合意 VS 財政調整制度改革

・都市部の強い反発もあり、2020 年度制度改革では（国が財政措置をすることで）多少都市部の自治体の拠出分が減らされたが、それでも都市部から地方部への自治体への財源移転が強化された。

・均衡化の強化が行われたが、DR 社が実施したアンケートでは、財政調整制度改革で 30 の自治体の受取が増加したにもかかわらず、特に貧しい 16 の自治体の財源不足が深刻化と回答¹⁶ (図表 10)。特に高齢化が進む（3 割以上高齢者）Langeland 市では認知症ケアセンターの再建で予算不足が深刻化（図表の細長い赤い自治体）。

・財政調整制度改革の合意では、全体として地方所得税率が引き上げられないようにとしたが、実際には補助金が減少した豊かな自治体が増税の必要性に迫られる

→だが、合意に基づかない各自治体の増税は合意破りになり、租税制裁の対象となる可能性。（バランスを取るため）もしくは他の自治体が減税をしなければならなくなる。

→合計 15 の自治体が地方所得税増税を検討。新たな合意締結を行う。特に Gentofte 市にとっては 2.8%の増税分に相当し、社会・内務省の発表額よりも大きい。市長は増税を期待。

→激しい交渉。左派政党や中道右派の自由党等が支持。

図表 10 特別補助金を受け取っている 16 の基礎自治体



出所：DR“Uden særtilskud skal vi skære i service, siger borgmester: 'Og det bliver barskt'”

¹⁶ DR“Uden særtilskud skal vi skære i service, siger borgmester: 'Og det bliver barskt'”
2020,7,7.<https://www.dr.dk/nyheder/indland/uden-saertilskud-skal-vi-skaere-i-service-siger-borgmester-og-det-bliver-barskt>

2020,7,7.https://www.dr.dk/nyheder/indland/uden-saertilskud-skal-vi-skaere-i-service-siger-borgmester-og-det-bliver-barskt より抜粋。

4. まとめと今後の課題

- ・強力な政府間協議制度の機能。自治体全体では財政自主権を発揮することで、ミクロの財源保障を維持。各地方自治体の税率や歳出枠組みの変更が地方政府代表組織によって調整される制度構造。分権・協調的なモデルは地方政府代表組織による調整機能によって維持。
- ・2007年の地方行財政制度改革による県の廃止。病院サービスなどの集権化が進む。(揺り戻しはあったものの) 2000年代を通して進められた財政再建政策と厳格な移民統合政策→2010年代以降の国の統制(租税制裁による包括補助金削減)の強化?
 - 都市部へのゆるやかな人口集中と地価上昇→広がる地域間格差と均衡化の強化
 - 2010年代後半以降、強まる都市部自治体の反発
 - 配分基準を巡る対立点の複数化**: 所得水準、ジェンダー平等、多文化共生
 - オペアを巡る論争: 移民受け入れか、排除か? 依存か、貢献か? の二元論ではなく、「ケア」の主体としての移民、相互依存を前提とした地方財政制度の構築をどうするかが焦点になっている。
- ・基礎自治体による合意破りによる増税や歳出の自治→住民自治の観点からの分析は今後の課題。

参考文献

- 稲沢克祐(2005)「デンマークの政府間財政関係」『政府間財政関係ワークショップ』財務省財務総合政策研究所
- 片山信子(2013)「課税自主権と地方への配分国際比較」『レファレンス』、2013.9.
- 倉地真太郎(2021a)「コロナ下におけるレジリエンスの検討ーデンマーク財政を事例にー」『北ヨーロッパ研究』第17巻。
- 倉地真太郎(2021b)「オペア(Au pair)をめぐる「論争」ージェンダー、移民、地方財政ー」『連載 デンマークの連帯を支える仕組み』『生活経済政策』2021年5月号、No.292、pp.32-33。
- 倉地真太郎(2021c)「デンマークの『みんなの家』とは何か?ー社会住宅の意義と課題に着目してー」生協総合研究所『生活協同組合研究』2021年6月号 Vol.545、pp.33-41
- 倉地真太郎(2019)「デンマークにおける地方税、政府間協議制度、課税自主権に関する研究ー分権的システムの再検討のために」、後藤・安田記念東京都市研究所『都市問題』2019年12月号、第110巻、pp.84-102
- 自治体国際化協会(2017)『デンマークの地方自治ー地方自治体改革の経緯と現在の自治体取組事例ー』Clair Report No.445(May 30,2017)を基に作成。
- Økonoim og indenrigsministeriet

持田信樹（2006）『地方分権と財政調整制度－改革の国際的潮流』東京大学出版会。
ロツツ・ユルゲン（2006）「再分配的福祉機能と連帯財政調整：北欧諸国」，持田信樹編『地方分権と財政調整制度 改革の国際的潮流』，東京大学出版会。
Kommunernes Landsforening(2017)*Kommunernes finansiering*
Lotz,J.,J.,Blom-Hansen & S.H.Hede(2015)” The changing role of local income taxation in Denmark.” *Korea Institute of Public Finance and Danish Ministry for Economic Affairs and the Interior*, 2015. p. 231-252.
Social- og Indenrigsministeriet(2019) *Kommunal udlicning og generelle tilskud 2020*.
Økonoim og indenrigsministeriet (2014) *Kommuner og Regioner -Opgaver og finansiering*
June 2014
(<https://english.oim.dk/media/16477/municipalities-and-regions-tasks-and-financing-june-2014.pdf>)

デジタル経済とアメリカ州税制

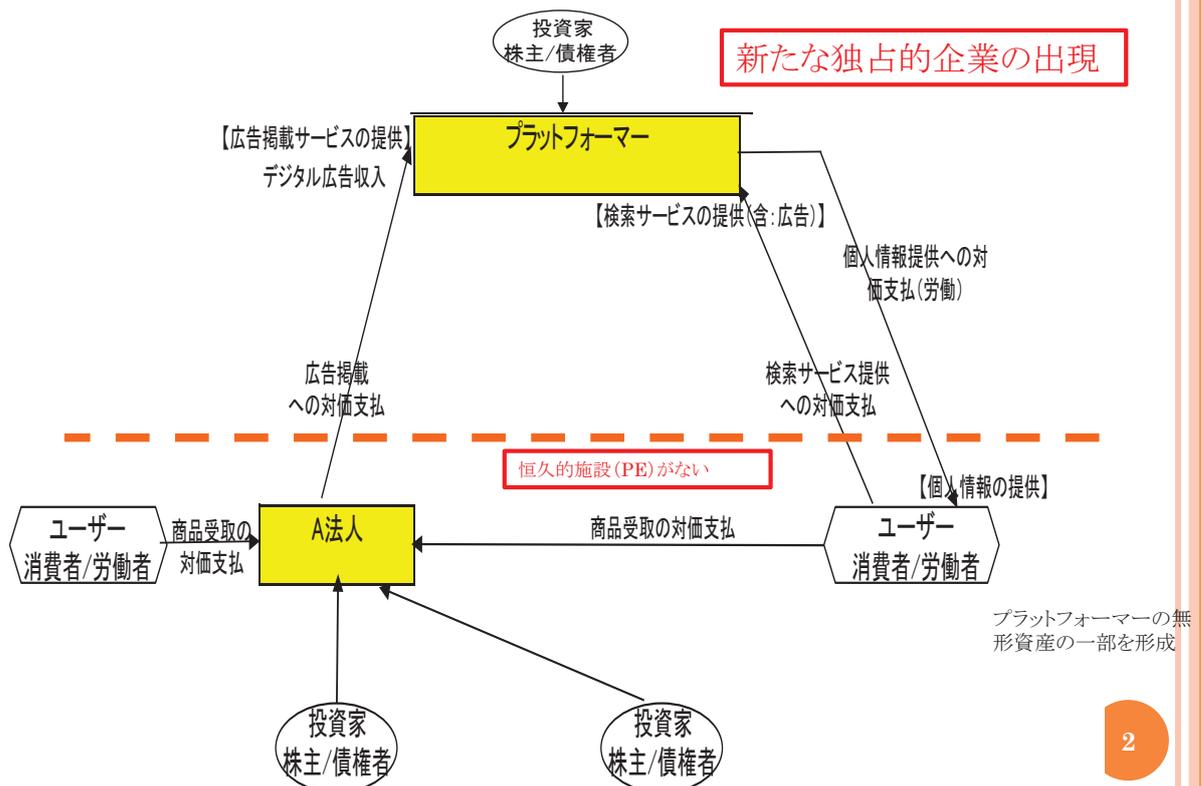
—州法人税・州売上税の現状—

2021年10月1日(金)

1

関口 智(立教大学経済学部教授)

デジタル経済と国際課税:PILLER1を中心に



2

OECD(2021年):PILLER1概略

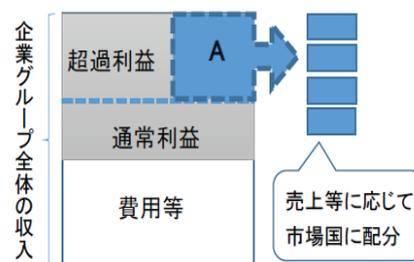
(1) 新たなネクサス

- ビジネスが「市場法域の経済に持続的かつ重要な関与を有する(has a sustained and significant involvement in the economy of a market jurisdiction)」

- ※従前は、「物理的拠点」を持つ企業

(2) 新たな利益配分ルール

企業グループ全体の収入(全世界)



(出所)財務省資料

- ※移転価格ルールが比較的機能する場面では移転価格ルールを維持しつつ、適切な事業活動について新たなルールを適用。

3

国際課税とアメリカ州法人税の「形式的」な類似性

形式的には国際課税の方式(Pillar I)と類似しているが……。

国際法人所得課税

- 国内に物理的実体がない。
- **ネクサス拡大 + 売上高に応じて市場国に配分。**
- ↓
- 「市場国(国内)」への売上の大きい、外国企業も納税するようになる。

アメリカ州法人所得税

- 活動州内に物理的実体がない。
- **ネクサスの拡大 + 売上要素での配賦基準の増加**
- ↓
- 「市場州(州内)」への売上の大きい、州外企業も納税するようになる。

4

アメリカ州法人所得税の論争点

- ・各州の法人税制が統一されていないことから生じる論争点が多い。
- ・特に、売上要素に関する論争点が多い。

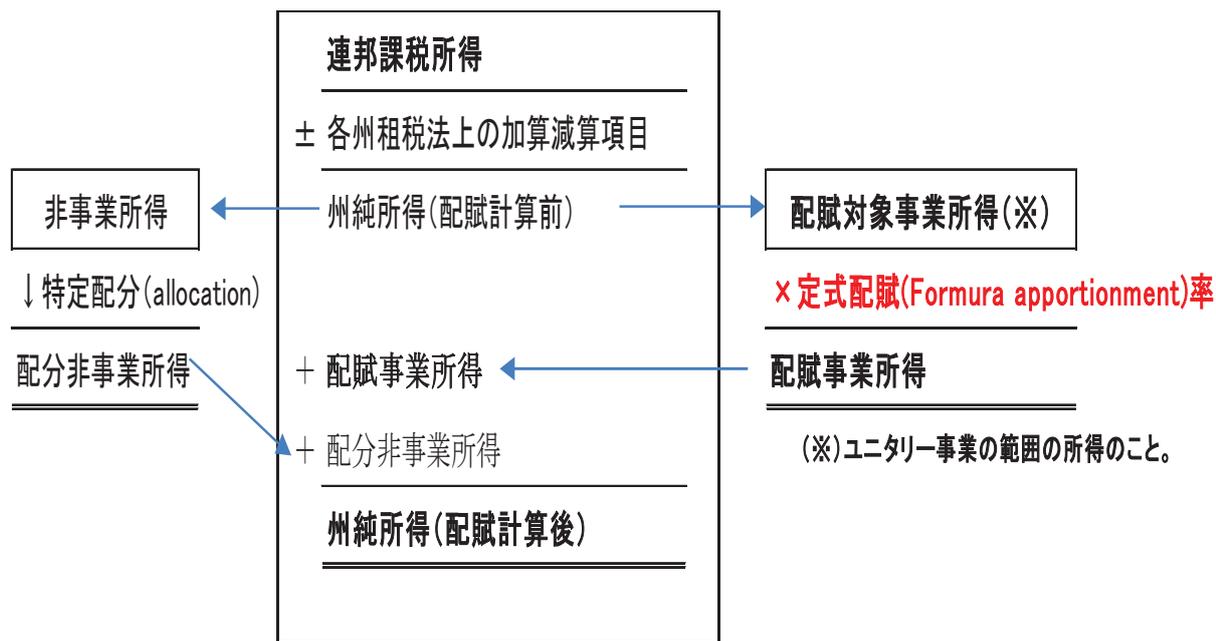
課税権の範囲 申告の範囲	各州への課税権の範囲(配分) (ネクサス)	各州への税収の帰属(地域特定) (ソースルール等)
個別申告	物理的ネクサスか経済的ネクサスか	<ul style="list-style-type: none"> ・三要素方式か単一売上要素方式か等 ・所得生産活動/Cost of PerformanceかMarket Base Ruleか ・売上要素:原産地(販売元)か仕向地(販売先)か ・売上要素(有形資産): Throwback RuleかNon Throwback Ruleか
合算申告(※)	ユニタリー事業の範囲(全世界合算方式か水際方式か)	・売上要素(有形資産および有形資産以外): FinnganかJoyceか

※合算申告と連結申告(連結納税)とは異なる。

- (資料)筆者作成

アメリカ州法人所得税の課税ベース

各州の制度がすべての州に共通化された場合、所得の100%を超えて課税されることはない(実際には、各州で異なる定式配賦率や合算報告規則の運用等により、過大課税や過少課税になる)。



- (資料)関口智(2006)「アメリカ連邦・州政府における法人所得税・社会保障税・個人所得税の相互関連—C法人・S法人・ユニタリータックス・LLC・EITC—」『立教経済学研究』67巻1号、表10を加筆修正。

定式配賦率について

$$\frac{1}{3} \times \left[\frac{\text{州内給与}}{\text{給与総額}} + \frac{\text{州内有形資産}}{\text{有形資産総額}} + \frac{\text{州内売上高}}{\text{総売上高}} \right]$$

: 給与、資産、売上 of 三要素を加味

- 二要素(給与・資産)均等方式
- 三要素(給与・資産・売上)均等方式
- 三要素・売上高加重方式
- 単一売上要素方式等

要素選択の背景



(1) 企業の「給与」支払や「資産」保有は、州の統治から、利益を得ている。

○ → 「所得生産活動(income-producing activity)」基準

(2) 企業の「売上」は、州の市場へのアクセス保障から、利益を得ている。

○ → 「市場ベース(market-base)」基準

7

アメリカ州法人所得税の変遷

課税権の決定(ネクサス)

利益の配分(ソースルール)

1950年
以前から

- 物理的実体(physical presence)基準

- 所得生産活動(income-producing activity)基準

(実行費用(cost of performance)を基礎)

給与要素や有形資産要素を反映

1950~60
年代以降

- 物理的実体基準

- 市場ベース基準も加味

売上要素も反映(生産地と販売地が一致している)

1990年~
2000年代
以降

- 広範な経済的関連(economic nexus)基準

- 市場ベース基準が中心に

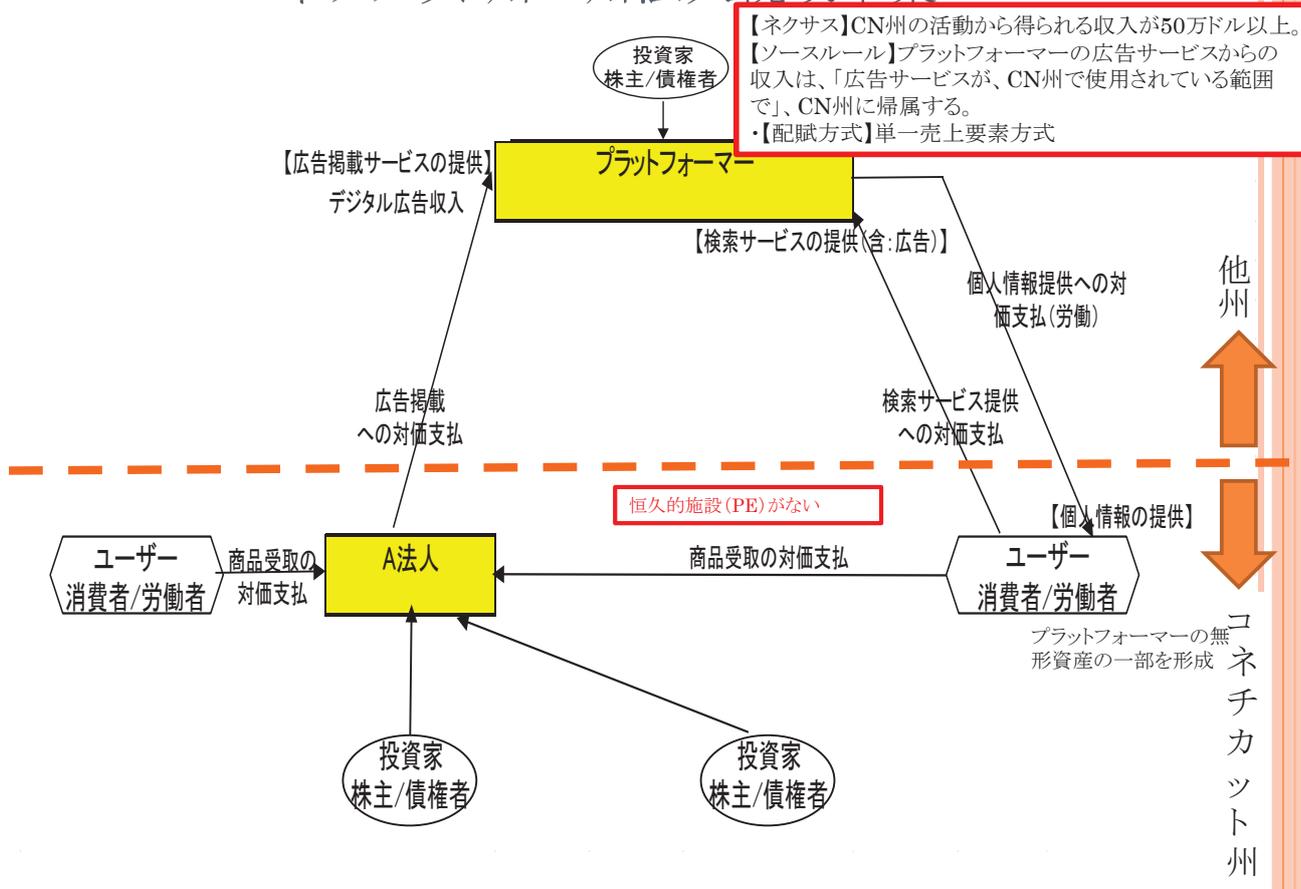
遠隔地のデジタルサービスの増加

・有形動産の売上要素、サービス売上要素(含む無形資産収入)ともに市場ベース

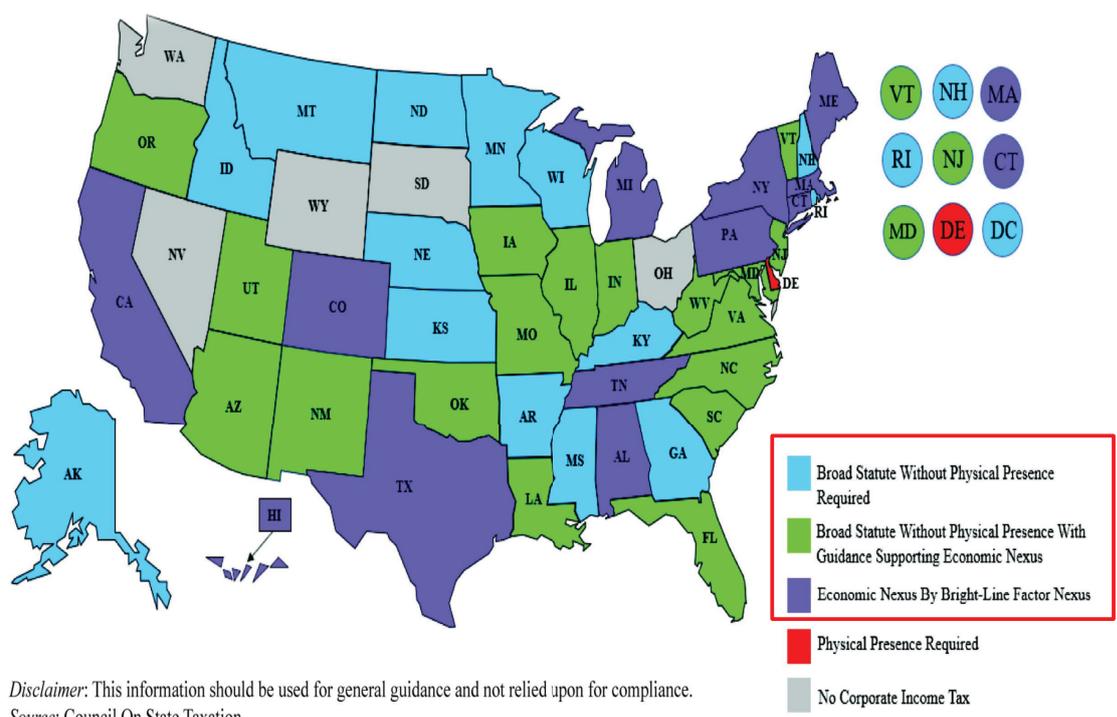
形式的には国際課税の方式(Pillar I)と類似しているが、州法人税の売上要素(市場ベース)で配分は、州内生産企業への減税を意図した結果。

8

デジタル経済とプラットフォーマー(1/4) ～コネチカット州の州法人税改革案

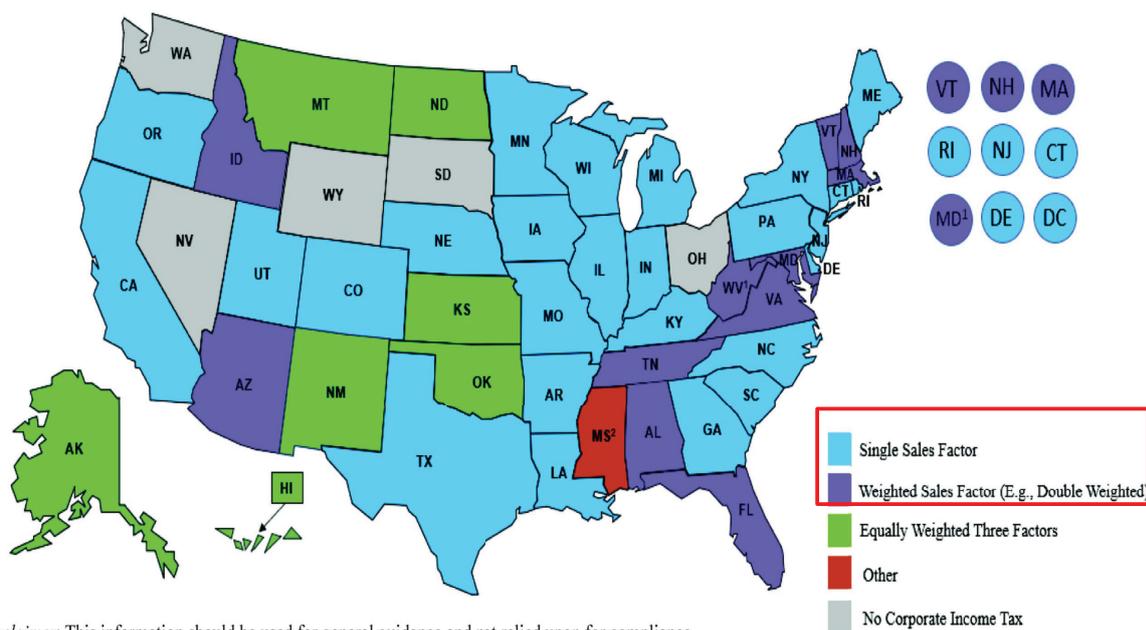


課税権の決定: ネクサスの現状(2021年)



○ (資料) Frieden and Do(2021), State Adoption of European DSTs-Misguided and Unnecessary, state tax notes, Vol.100, No.6.

定式配賦率の選択状況(2021年)



Disclaimer: This information should be used for general guidance and not relied upon for compliance.

Source: Council On State Taxation.

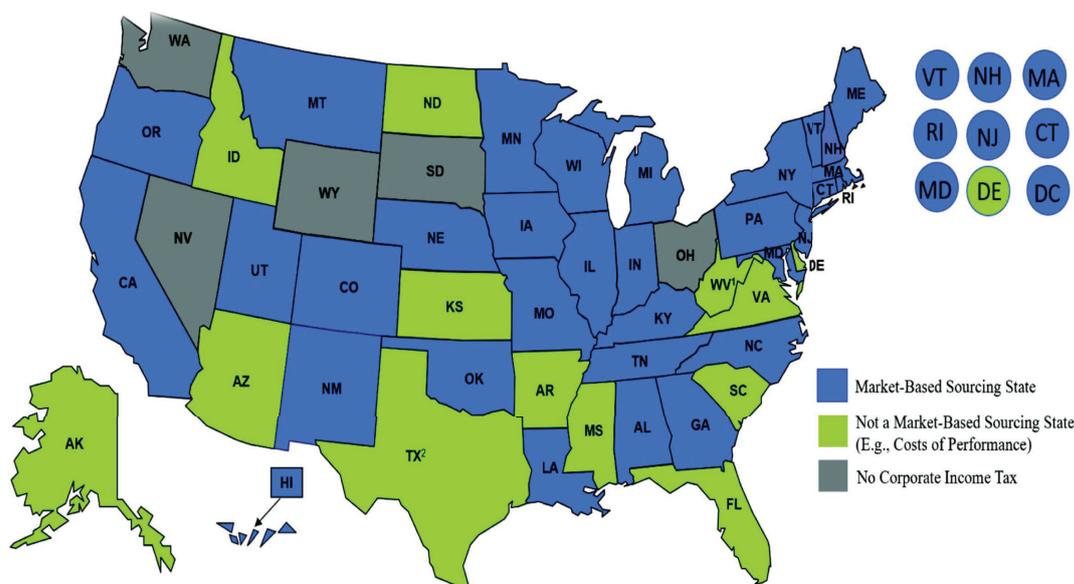
¹Maryland & West Virginia: single sales factor for tax years after 2022.

²Mississippi: industry-specific formulas, with single sales factor if no specific formula is specified.

11

- (資料) Frieden and Do(2021), State Adoption of European DSTs-Misguided and Unnecessary ,state tax notes, Vol.100, No.6を加工...

売上要素: サービス売上に対するソースルール(2021年)



Disclaimer: This information should be used for general guidance and not relied upon for compliance.

Source: Council On State Taxation.

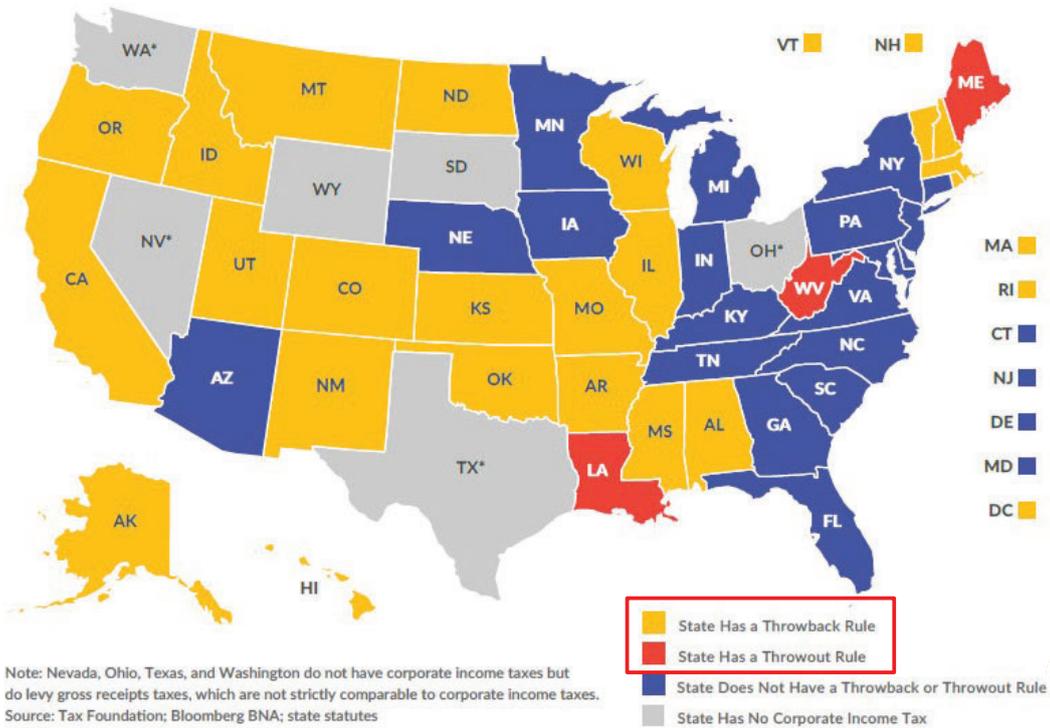
¹West Virginia: Market-based sourcing for tax years after 2022.

²Texas: Receipts from the sale of services are sourced to Texas if the service is performed in Texas. If the service is performed outside of Texas, the receipts are sourced to Texas based on the fair value of services rendered for the state.

12

- (資料) Frieden and Do(2021), State Adoption of European DSTs-Misguided and Unnecessary ,state tax notes, Vol.100, No.6を加工...

売上要素:有形資産の販売に関するスローバック・ルールとスローアウト・ルールの保有州



13

- (資料) Walczak, Jared (2019), Throwback and Throwout Rules: A Primer, Tax Foundationを加工...

売上高要素:配賦比率引き上げ ～スローバックルールとスローアウトルール

State	Throwback (Tangible)	Throwout (Tangible)	Throwout (Intangible)
Alabama	✓		✓
Alaska	✓		✓
Arkansas	✓		
California	✓		✓
Colorado	✓		
Florida			✓
Hawaii	✓		✓
Idaho	✓		✓
Illinois	✓		✓
Kansas	✓		✓
Kentucky	(a)		✓
Louisiana		✓	✓
Maine (b)		✓	✓
Massachusetts	✓		
Michigan			✓
Minnesota			✓
Mississippi	✓		
Missouri	✓		✓
Montana	✓		✓
Nebraska			✓
New Hampshire	✓		
New Mexico	✓ (c)		✓
North Dakota	✓		✓
Oklahoma	✓		
Oregon	✓		✓
Rhode Island	✓		
Tennessee			✓
Utah	✓		✓
Vermont	✓		
West Virginia		✓	✓
Wisconsin	✓		
District of Columbia	✓		
Totals	23	3	22

(a) Kentucky has a throwback rule that only applies to sales to the federal government and is not typically counted as a throwback state.
 (b) Maine replaced its throwback rule with a throwout rule in 2010 but continues to use throwback for sales to the federal government.
 (c) New Mexico's throwback rule only applies to businesses opting to be taxed under single sales factor apportionment.

A州の法人が、「A州(販売元)」から「B州(販売先)」に商品を搬送し、B州で「所得に基づく法人税」の課税対象ではない場合、その「商品売上高(α:40)」は「A州に帰属するもの」とみなして、配賦率を算定する方式。

- 例:A州の売上要素配賦率
 - 適用なし:20%

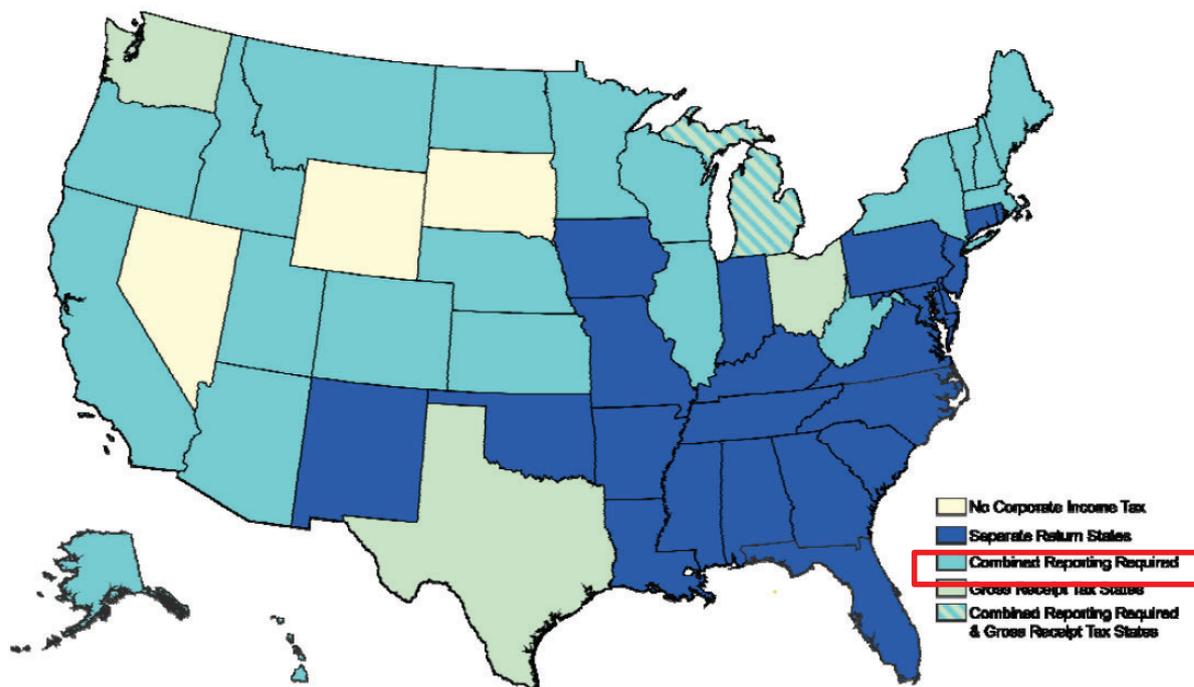
$$\frac{\text{A州内売上高}(20)}{\text{総売上高}(100)}$$
 - スローバック・ルール:60%

$$\frac{\text{A州内売上高}(20) + \alpha(40)}{\text{総売上高}(100)}$$
 - スローアウト・ルール:33.3%

$$\frac{\text{A州内売上高}(20)}{\text{総売上高}(100) - \alpha(40)}$$

14

合算申告の採用州



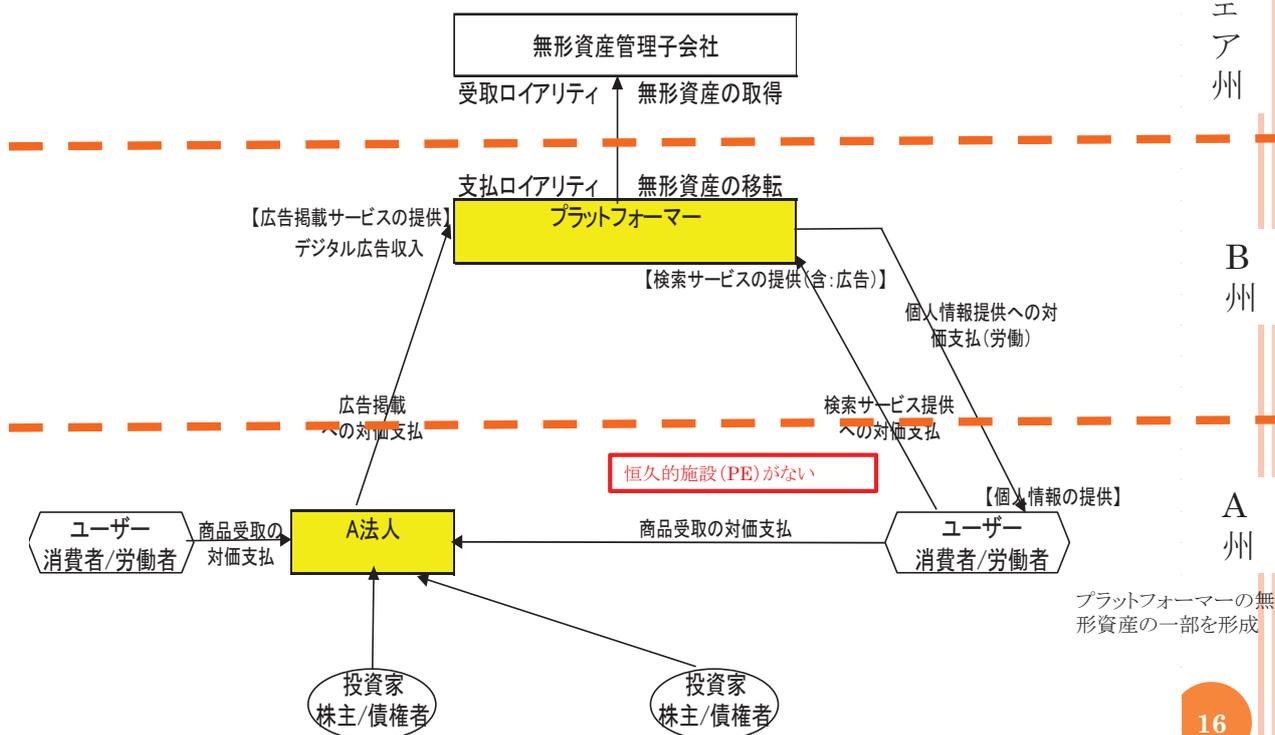
- (資料) Fox and Luna (2010) Combined reporting with the corporate income tax: Issues for State Legislatures

デジタル経済とプラットフォーム (2/4) ～租税回避対抗策としての合算課税

デ
ラ
ウ
エ
ア
州

B
州

A
州



【参考】有形資産の販売へのスローバック・スローアウトルール導入州と申告方法

合算申告

合算申告時の売上要素把握時の論点

Joyce Rule	Finnigan Rule	Separate Returns
California	Alaska	Alabama
Kansas	Colorado	Arkansas
Massachusetts	Hawaii	Florida
Maine	Idaho	Louisiana
Montana	Illinois	Missouri*
Rhode Island	Mississippi	Oklahoma
Utah	North Dakota	Oregon
Wisconsin	New Hampshire	
	New Mexico	
	Vermont	
	West Virginia	
	District of Columbia	

(1) Joyceルールでは、「法人は、その法人自身が課税対象となるnexusを有している場合にのみ、ある州で課税対象となると判断される」

○ ⇒関連する納税者は「販売を行う特定の企業体」

(2) Finniganルールでは、「法人は、そのユニットグループのいずれかのメンバーが課税対象となる場合に、課税対象となる」

○ ⇒関連する納税者は「合算グループ」。

J→F: 二重課税の可能性

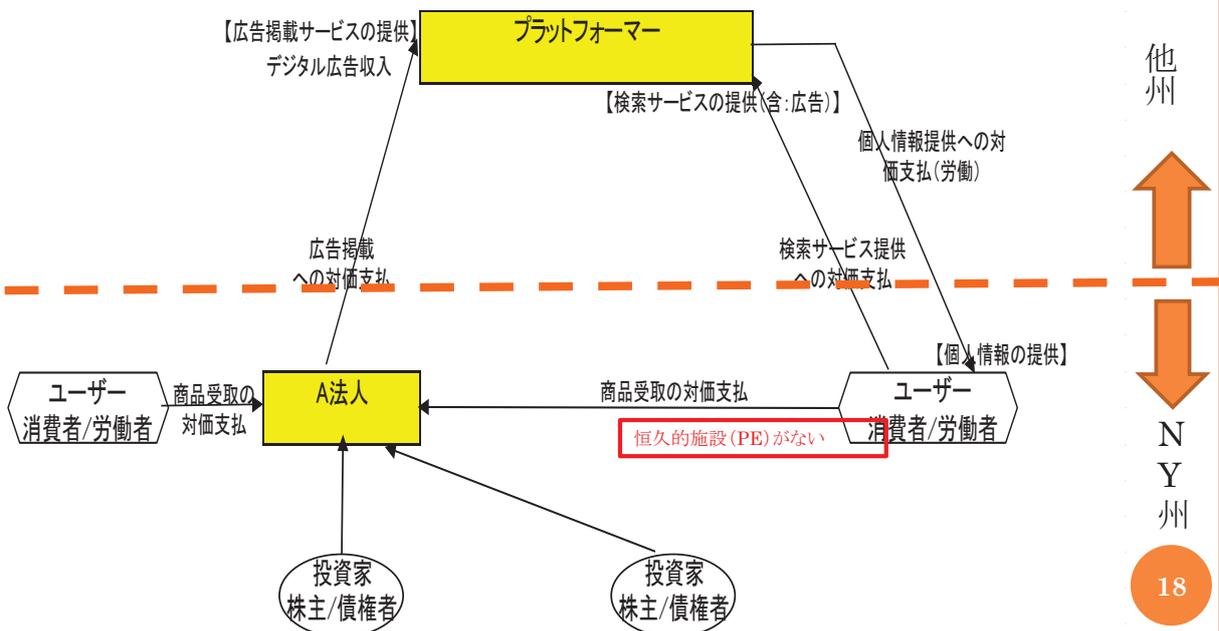
J←F: 課税空白の可能税

17

Sources: State statutes and administrative codes; Multistate Tax Commission.
* Missouri's throwback rule is scheduled for repeal in 2020.

デジタル経済とプラットフォーマー (3/4): BtoB ニューヨーク州のデジタル広告収入税案

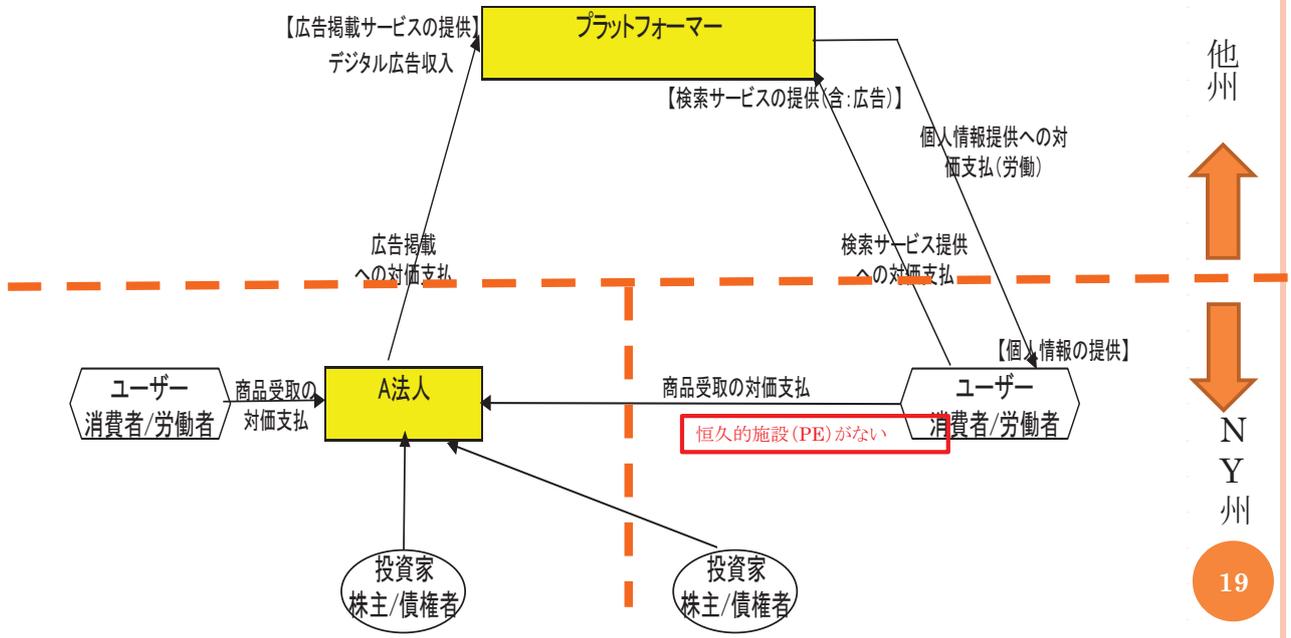
【デジタル広告税案】
・ネクサス: NY州内へのデジタル広告サービス収入がある(年間1億ドル以上)。
→A法人に対する広告収入への売上税を、NY州に納付



18

デジタル経済とプラットフォーム(4/4):州売上税(BtoC) ～ニューヨーク州のマーケットファシリティー税

【マーケットファシリティー税(2019年6月から適用)】
 ・ネクサス:プラットフォームを通じたNY州内への売上有り(年間30万ドル超)、かつ、プラットフォームを通じた取引が100件以上。
 →A法人の商品を購入したユーザーの利用税を代理徴収し、NY州に納付義務



むすび:アメリカ州法人所得税の論争点

- ・各州の法人税制が統一されていないことから生じる論争点が多い。
- ・特に、売上要素に関する論争点が多い。

課税権の範囲 申告の範囲	各州への課税権の範囲(配分) (ネクサス)	各州への税収の帰属(地域特定) (ソースルール等)
個別申告	物理的ネクサスか経済的ネクサスか	<ul style="list-style-type: none"> ・三要素方式か単一売上要素方式か等 ・所得生産活動/Cost of PerformanceかMarket Base Ruleか ・売上要素: 原産地(販売元)か仕向地(販売先)か ・売上要素(有形資産): Throwback RuleかNon Throwback Ruleか
合算申告(※)	ユニタリー事業の範囲(全世界合算方式か水際方式か)	・売上要素(有形資産および有形資産以外): FinnganかJoyceか

※合算申告と連結申告(連結納税)とは異なる。

○ (資料)筆者作成

感染症クライシス下の フランス財政・地方財政

～政府債務の激増と
地方財政への影響～

第3回基本問題研究会（神野座長）
2021年11月24日

神奈川大学 青木 宗明



日本では“コロナ禍” フランスでは *la crise sanitaire* …直訳すると“公衆衛生（医療）危機”
そこで 英語に置き換えて“感染症クライシス”としました。
感染症クライシスから、フランス財政と地方財政はどのような影響を受けたのか？

1、フランスの感染状況と感染対策

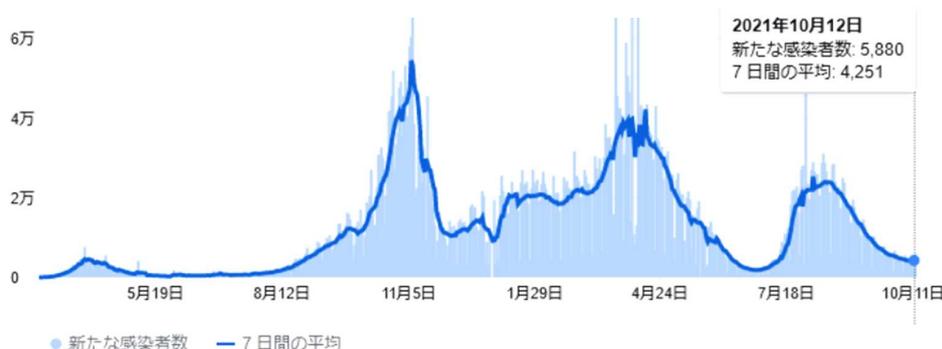
(1) 新規感染者数の推移

最初の感染確認は 2020 年 1 月 24 日、累計千人を突破：3 月 8 日、1 万人：3 月 19 日

1 日の新規感染者が 1 万人を越えたのは 9 月 17 日。 第 1 波のピークは 2020 年 3 月 31 日、7,578 人。

第 2 波ピーク 2020 年 11 月 7 日 86,852 人

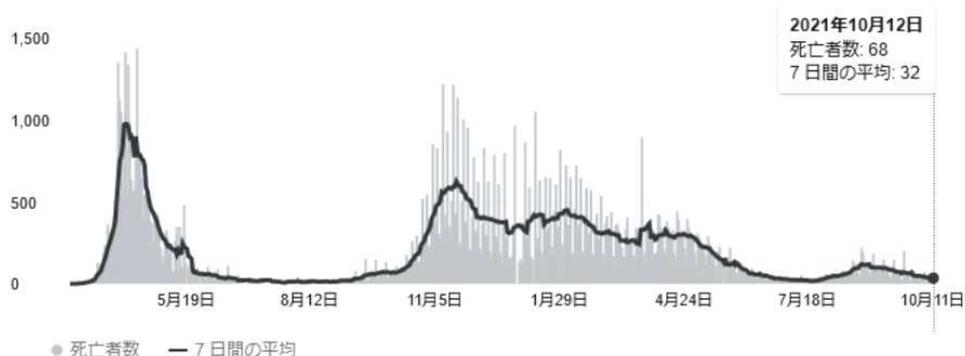
第 3 波ピーク 2021 年 04 月 8 日 84,999 人



(2) 死亡者数の推移

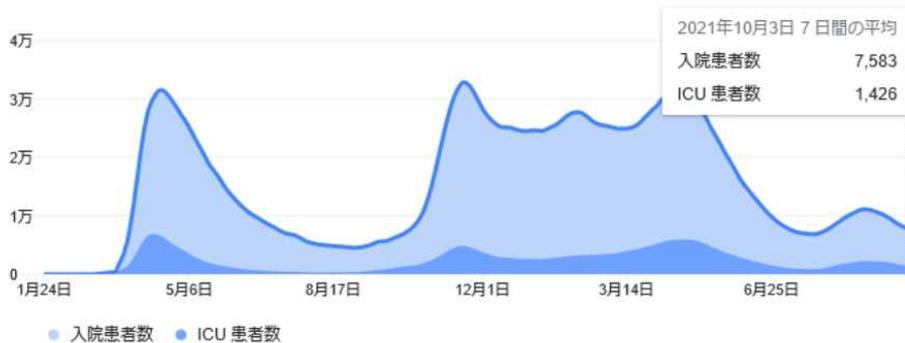
第 1 波ピーク 2020 年 04 月 18 日 1,438 人

第 2 波ピーク 2020 年 11 月 10 日 1,220 人



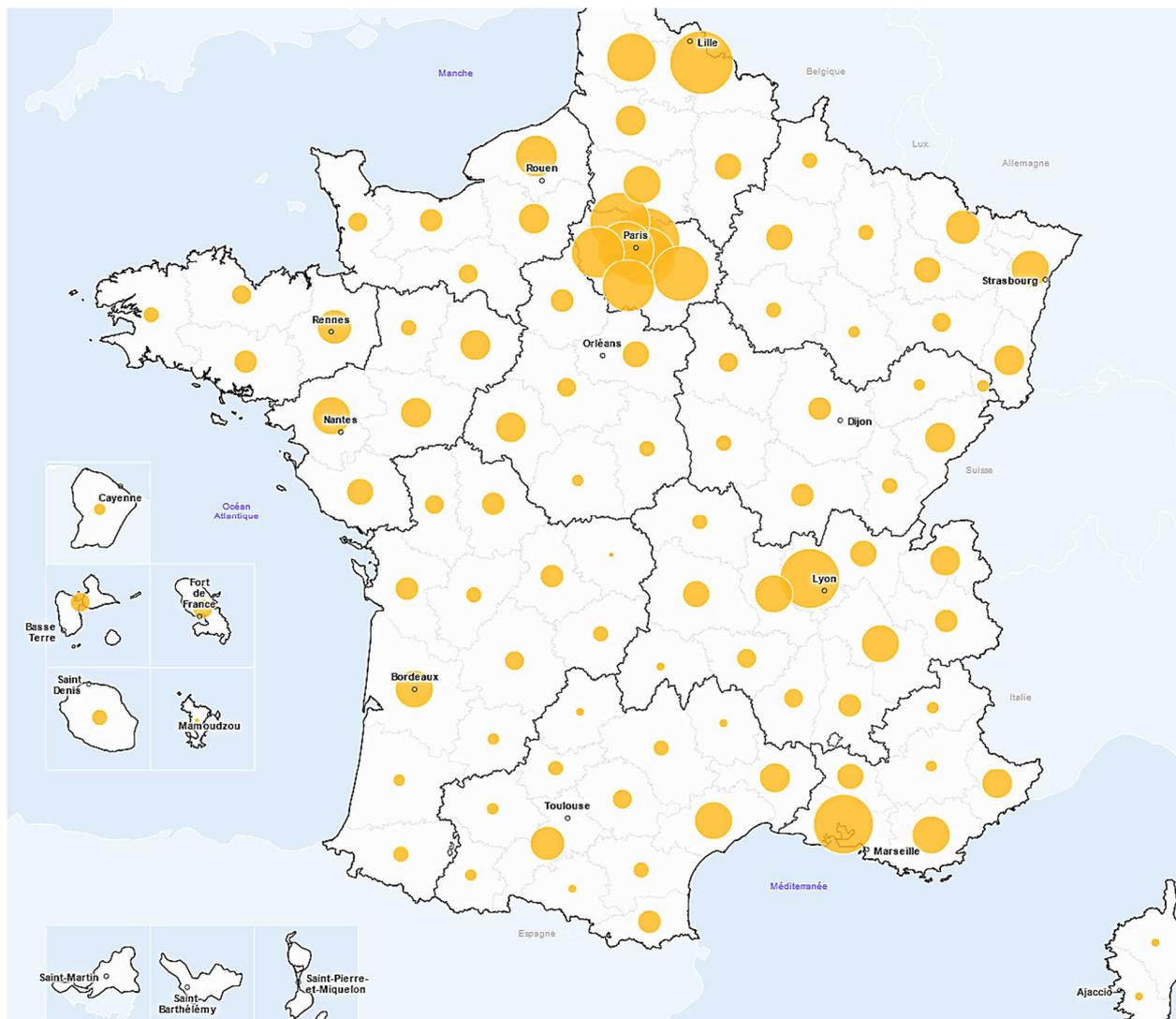
(3)入院者数の推移

第1波ピーク 2020年04月17日 31,538人
 第2波ピーク 2020年11月18日 32,895人



(4)地域別の状況 第3波ピーク（2021年04月08日）の感染者

パリを中心とするイル・ド・フランス、イギリスに近いリール、リヨン、マルセイユ



(資料) Santé publique France, GEODE, IGN-INSEE.

(4) 政府の感染対策: ロックダウン = le confinement = 直訳すると「隔離」

ロックダウンと公衆衛生非常事態宣言

		ロックダウン	公衆衛生 非常事態宣言
2020年	3月	3/17-5/11	3/24-7/10
	4月		
	5月		
	6月	段階的解除 -7/19	
	7月		
	8月		
9月			
2021年	10月	10/30-12/15	2020/10/17 - 2021/6/1
	11月		
	12月		
	1月	4/3-5/3	
	2月		
	3月		
4月			
5月			
6月			

その他に夜間外出禁止令等、いくつかの規制もある

2、フランス経済の状況

フランス経済の推移	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 (推計)	2022年 (推計)
国内総生産 (10億ユーロ)	2297.2	2363.3	2437.6	2302.9	2452.4	2588.1
実質実質率	2.4%	1.8%	1.8%	-8.0%	6.0%	4.0%
名目成長率	3.0%	2.9%	3.1%	-5.7%	6.5%	5.5%
可処分所得	1.7%	1.4%	2.6%	0.4%	2.2%	1.0%
家計消費支出	1.7%	0.9%	1.9%	-7.2%	4.1%	7.0%
企業設備投資 (建築除く)	6.7%	4.7%	3.5%	-5.5%	9.5%	6.2%
輸出	4.6%	4.6%	1.5%	-16.1%	8.6%	10.0%
輸入	4.7%	3.1%	2.4%	-12.2%	9.0%	10.4%
消費者物価	1.0%	1.6%	0.9%	0.2%	1.4%	1.5%
貿易収支 (10億ユーロ)	-58	-63	-58	-65	-86	-95

(資料) INSEE, Tableau de bord de l'économie française et Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance, direction du budget, Projet de loi de finances 2022 より作成。

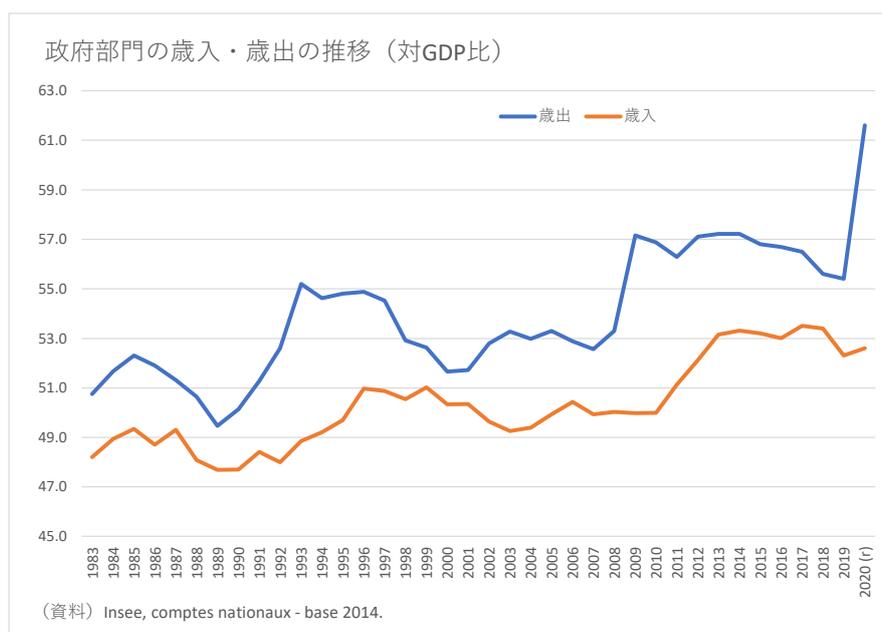
- ・ 20年の経済成長率はマイナス、実質で8%、名目で5.7%の減少
21年は当初6%、10月の時点で6.5%のプラス成長を予想
- ・ 20年の家計消費は、ロックダウンの影響でマイナス7.2%、21年は5%程度のプラスを予想
- ・ 設備投資も5.5%の減少、21年は一転して大幅な増を予測
- ・ 輸出入は、20年はともに1割以上の縮小

3、 財政の全般的な状況（歳出の拡大と財政赤字・債務残高の急増）

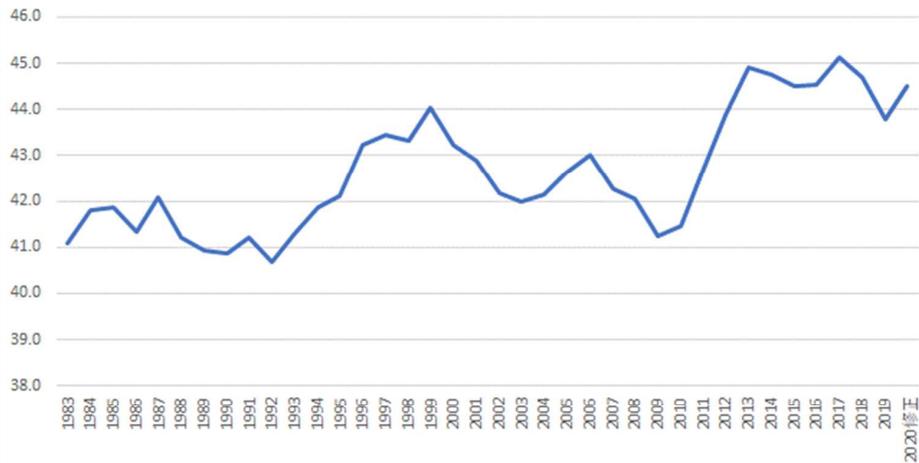
政府部門の状況	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年 (予測)	2022年 (予測)
政府支出（対GDP）	55.1%	54.0%	53.8%	60.8%	59.9%	55.6%
政府支出増加率	1.5%	-0.9%	1.9%	6.6%	3.4%	-3.5%
20年・21年の緊急対策 ・経済復興を除く	1.5%	-0.9%	1.9%	1.2%	2.1%	80.0%
純国民負担（対GDP）	45.1%	44.7%	43.8%	44.5%	43.7%	43.5%
政府部門収支 (対GDP)	-3.0%	-2.3%	-3.1%	-9.1%	-8.4%	-4.8%
うち国	-3.1%	-2.8%	-3.5%	-7.8%	-6.7%	-5.0%
うち国の組織	-0.2%	-0.1%	-0.1%	1.0%	-0.1%	0.3%
うち地方自治体	0.1%	0.1%	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.1%
うち社会保障基金	0.2%	0.5%	0.6%	-2.1%	-1.4%	0.0%
政府債務残高 (対GDP)	98.1%	97.8%	97.5%	115.0%	115.6%	114.0%

(資料) Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance, direction du budget, CHIFFRES CLÉS, Projet de loi de finances 2022 より作成。

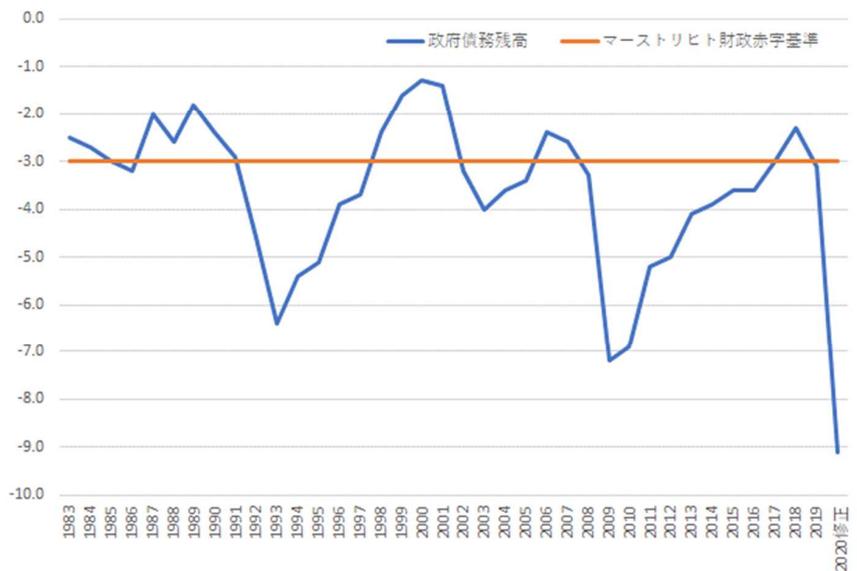
- ・ 政府支出は2020年に6.6%増、うち感染症クライシスからの直接的影響はプラス5.4%（感染の影響によらない支出増が1.2%）
- ・ 政府支出の対GDP比は6割超え、歳入との差は10%、2,092億ユーロ
- ・ GDPは減少したが、国民負担はむしろ微増
- ・ 政府の財政収支（対GDP比）は、-3.1%から一挙に-9.1%へ悪化
- ・ 収支悪化はもっぱら国、ただし社会保障も黒字から2.1%の赤字へ、地方自治体は-0.2%とわずか
- ・ 政府部門の債務残高が急増
- ・ 増加はもっぱら国、ただし社会保障基金も残高増、地方自治体に大きな変化はない（3つ下の図）



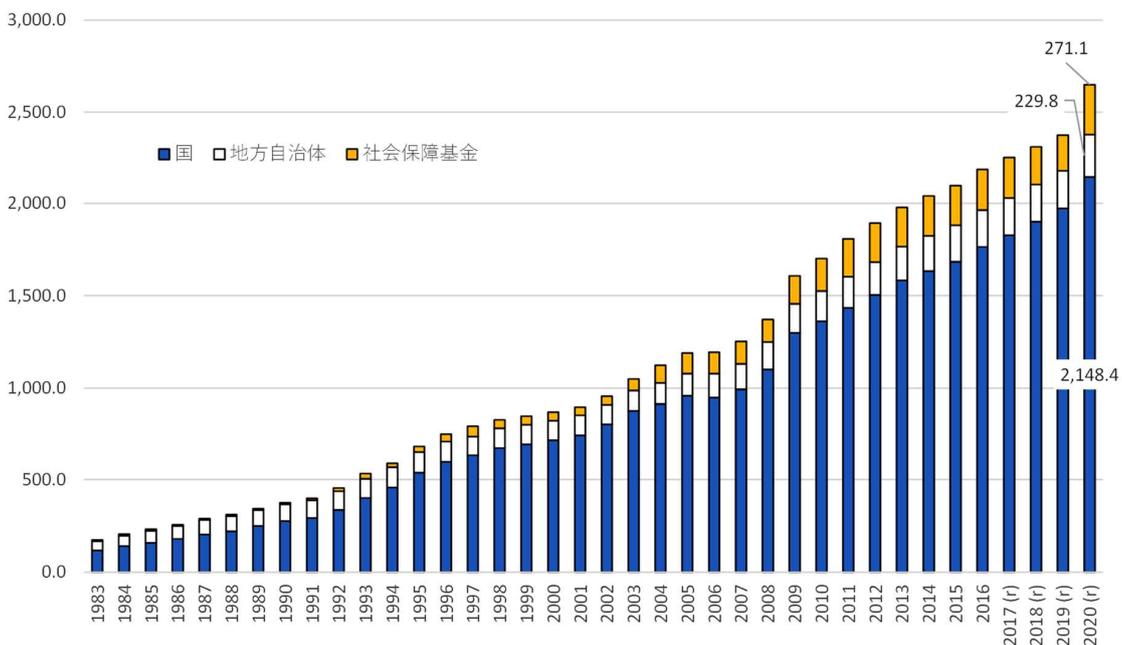
国民負担率の推移



政府債務残高（対GDP比）の推移



政府債務残高の推移（国、地方、社会保障基金） 単位 = 10億ユーロ



(資料) INSEE, comptes nationaux - base 2014より作成。

4、国の歳出急増の要因(1)

政府部門の歳出・歳入の推移 単位=10億ユーロ

		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2020増減率
国 (a)	歳出	465.7	481.3	497.1	497.7	503.2	562.2	11.7%
	歳入	392.5	405.4	427.0	431.7	417.5	382.9	-8.3%
国の各種組織 (b)	支出	90.1	80.9	81.3	79.1	88.9	97.5	9.7%
	収入	87.6	74.7	76.9	76.5	86.4	120.6	39.5%
中央政府 (a) + (b)	支出	555.9	562.3	578.4	576.8	592.1	659.8	11.4%
	収入	480.1	480.1	503.8	508.2	503.9	503.5	-0.1%
地方政府	歳出	250.5	248.9	254.2	259.5	272.1	270.1	-0.8%
	歳入	250.4	252.0	255.9	262.3	271.1	265.9	-1.9%
社会保障基金	支出	577.6	585.0	596.6	608.8	621.7	661.4	6.4%
	収入	573.7	582.8	601.6	620.5	636.2	612.6	-3.7%
政府全体	支出	1,248.7	1,266.4	1,298.0	1,315.1	1,349.3	1,419.6	5.2%
	収入	1,169.0	1,185.2	1,230.1	1,261.0	1,274.6	1,210.4	-5.0%
対GDP比 (単位 = %)								2020増減
国 (a)	歳出	21.2	21.5	21.6	21.1	20.6	24.4	3.8
	歳入	17.9	18.1	18.6	18.3	17.1	16.6	-0.5
国の各種組織 (b)	支出	4.1	3.6	3.5	3.3	3.6	4.2	0.6
	収入	4.0	3.3	3.3	3.2	3.5	5.2	1.7
中央政府 (a) + (b)	支出	25.3	25.1	25.1	24.4	24.2	28.6	4.4
	収入	21.9	21.4	21.9	21.5	20.6	21.8	1.2
地方政府	歳出	11.4	11.1	11.1	11.0	11.2	11.7	0.5
	歳入	11.4	11.3	11.1	11.1	11.1	11.5	0.4
社会保障基金	支出	26.3	26.2	26.0	25.8	25.5	28.7	3.2
	収入	26.1	26.1	26.2	26.3	26.1	26.6	0.5
政府全体	支出	56.8	56.7	56.5	55.6	55.4	61.6	6.2
	収入	53.2	53.0	53.5	53.4	52.3	52.6	0.3

(資料) INSEE, Comptes nationaux - Base 2014, Insee

- ・ 中央政府のうち国は、歳入が大きく減少し、他方で歳出はそれ以上の急増した
- ・ 国の各種組織の歳出も1割近い拡大
- ・ 地方自治体は歳入が1.9%減少し、歳出も0.8%縮小
- ・ 社会保障基金は、国と同じく、歳入が減少したのに、歳出は大きく拡大した
- ・ この状況を、会計検査院の詳細は調査でみると、以下の表のようになっている

国民経済計算における政府支出増大の状況 単位=10億ユーロ

	2019(a)	クライシスへの緊急対応	クライシスによる他の支出増	その他の支出増	2020(b)	増減額 a-b	変化率
国	592.1	42.4	11.5	10.1	656.0	63.9	10.8%
地方自治体	272.1	-	0.6	1.7	269.8	-2.3	-0.8%
社会保障基金	621.7	23.0	6.5	5.4	656.5	34.8	5.6%
政府支出の合計	1485.9	65.4	18.6	17.2	1582.3	96.4	6.5%

(資料) Cour des comptes, Les dépenses publiques pendant la crise et le bilan opérationnel de leur utilisation - juillet 2021, Communication à la commission des finances, de l'économie générale et du contrôle budgétaire de l'Assemblée nationale, p.68より作成。

- ・ 感染症クライシスへの対策に伴う歳出の拡大は、国と社会保障基金 (後に詳しく見ます) 国は539億ユーロ、社会保障基金は295億ユーロもの歳出の膨張
 - ・ 地方自治体は、感染症クライシスによる歳出増は6億ユーロにとどまり、歳出総額も0.8%の減少
- そこで、まずは国の一般会計の状況を概観・・・

- 2020年に、一般会計歳出の拡大は3,377億ユーロ、14%にも及んでいる
- そこに含まれる地方自治体への財源移転も増加
- 税収は、所得・法人税は増加しているが、ロックダウンの影響で、消費にかかる2税（付加価値税、エネルギー製品消費税）を中心に税収が大きく減少

	2017年	2018年	2019年	2020年	対前年 増減率	2021年 当初	2021年 補正	対前年 増減率	2022年 (法案)
歳出総額	382.8	386.2	392.2	443.4	13%	455.5	494.8	11.6%	454.6
一般会計支出	322.6	325.2	330.3	377.7	14%	384.9	424.7	12.4%	385.0
うち地方自治体へ移転	43.8	40.3	40.9	42	3%	43.4	43.7	4.0%	43.2
うち欧州連合へ移転	16.4	20.6	21.0	23.7	13%	27.2	26.5	11.8%	26.4
歳入総額	309.5	309.3	295.3	270.7	-8%	283.2	300.8	11.1%	310.9
うち所得税	73.0	73.0	71.7	74.0	3%	73.3	77.0	4.1%	82.4
うち法人税	35.7	27.4	33.5	36.3	8%	31.0	36.4	0.3%	39.5
うち付加価値税	152.4	156.7	129.0	113.8	-12%	85.5	92.4	-18.8%	97.5
うちエネルギー製品 内国消費税	10.1	12.1	11.3	6.9	-39%	17.1	17.5	153.6%	18.4
うちその他の税収	24.4	26.2	35.8	25.0	-30%	51.1	55.3	121.2%	54.4
うち非税収入	13.8	13.9	14	14.8	6%	25.3	22.2	50.0%	18.9
付属予算収支	0.1	0.1	0.2	0.0	-100%	0.0	0.1	-	0.0
特別会計収支	5.5	0.8	4.1	-5.4	-232%	-0.9	-3.5	-35.2%	0.3
全体収支	-67.7	-76	-92.7	-178.1	92%	-173.3	-197.4	10.8%	-143.4

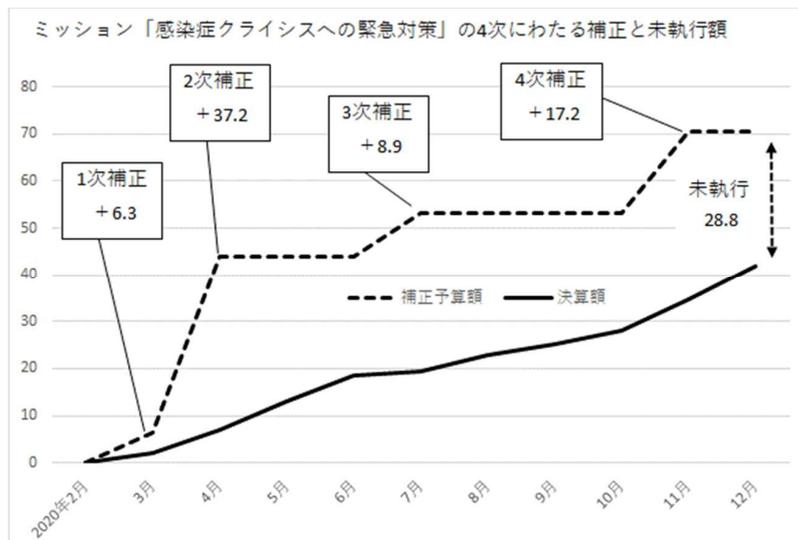
(資料) Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance, direction du budget, Projet de loi de finances 2022 より作成。

- 2020年は、補正予算が4次まで作成された・・・

	2019決算	2020当初	1次補正	2次補正	3次補正	4次補正	2020決算	2020 当初-決算	19-20 決算
a 粗(総) 税収	421.4	433.8	427.1	390.9	369.4	401.4	407.0	-26.9	-14.4
b 国税の還付・減免税	-121.2	-117.7	-122.2	-118.0	-119.7	-129.2	-128.1	-10.4	-6.9
c 地方税の還付・減免税	-18.9	-23.2	-22.6	-22.6	-22.5	-23.0	-22.9	0.2	-4.0
d 純税収 (a+b+c)	281.3	293.0	282.3	250.3	227.2	249.2	256.0	-37.0	-25.3
e 税外収入	14.0	14.4	17.9	15.7	15.4	16.3	14.8	0.4	0.8
f 欧州連合へ移転	-21.0	-21.5	-21.5	-23.4	-23.4	-23.7	-23.7	-2.2	-2.7
g 地方自治体へ移転 (地方への交付金)	-40.9	-41.2	-41.2	-41.3	-42.3	-41.7	-42.0	-0.8	-1.1
h 協力(寄贈)基金 (fonds de concours)	5.8	6.0	6.0	6.0	6.0	6.0	12.0	5.9	6.2
i 純歳入 (d+e+f+g+h)	239.2	250.7	243.5	207.4	182.9	206.1	217.0	-33.7	-22.2
j 粗歳出	476.1	484.6	494.8	528.5	542.9	571.6	540.7	56.1	64.6
k 還付・減免税	-140.1	-140.8	-144.8	-140.6	-142.2	-152.2	-151.0	-10.2	-11.0
l 純歳出 (j+k)	336.1	343.7	350.0	388.0	400.7	419.4	389.7	45.9	53.6
m 一般会計収支(i+l)	-96.9	-93.1	-106.5	-180.6	-217.8	-213.3	-172.7	-79.6	-75.8
n 付属予算収支	0.2	0.0	0.0	-0.2	-0.2	-0.1	0.1	0.1	-0.1
特定目的特別会計収支 compte d'affectation spéciale	3.4	1.2	-0.8	-0.8	-0.9	-1.7	0.1	-1.1	-3.3
資金支援特別会計収支 comptes de concours financiers	0.6	-1.4	-1.9	-4.0	-6.4	-8.2	-5.6	-4.2	-6.2
企業特別会計収支 comptes de commerce	0.0	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1
造幣・為替特別会計 comptes d'opérations monétaires	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	-0.1	-0.1
o 特別会計の収支	4.1	-0.1	-2.6	-4.7	-7.1	-9.9	-5.4	-5.4	-9.5
p 全般収支 (m+n+o)	-92.7	-93.1	-109.0	-185.5	-225.1	-223.3	-178.0	-84.9	-85.3

(資料) Cour des comptes, LE BUDGET DE L'ÉTAT EN 2020 Résultats et gestion, p.24より作成。
会計検査院による作成のため、前掲の財務省作成の表とは数値が若干異なる。

- ・ 1次～4次の補正で、歳出は当初予算から747億ユーロ（419.4-343.7=74.7）増加し、4,194億ユーロまで膨張した
- ・ その結果。歳入、歳出の収支は、マイナス2,233億ユーロへと悪化
- ・ ただし、「緊急対応」予算に未執行額が生じたことなどから、歳出は3,897億ユーロに戻り、当初予算からの増加額も459億ユーロとなった



一般会計予算ミッション別 (mission) 支出の状況 (2020年、前年からの変化と各ミッションの比重) (単位=100万ユーロ)

	クライシスによる支出増 A	クライシスによる支出減 B	支出変化 A - B	クライシスと関係ない 支出変化	2019~20年 増加額	2020年決算 単位=10億ユーロ	
						決算額	構成比
感染症クライシスへの緊急対策	41,820	0	41,820	0	41,820	41.8	10.5%
経済復興計画	-	-	-	-	-	-	-
連帯、社会統合、機会均等	2,425	-22	2,403	1,339	3,742	29.1	7.3%
エコロジー、持続可能な発展と交通	965	-337	628	1,458	2,086	17.1	4.3%
国防	1,094	-1,141	-48	1,949	1,902	50.9	12.8%
学校教育	190	-260	-70	1,329	1,259	74.0	18.7%
経済	815	-6	810	329	1,139	3.4	0.9%
将来への投資	135	-315	-180	1,287	1,107	0.2	0.1%
科学研究、高等教育	470	-204	265	519	785	28.9	7.3%
健康	705	-2	703	-121	582	1.8	0.4%
メディア、出版、文化産業	566	0	566	2	568	1.1	0.3%
治安維持	157	-69	87	462	549	20.9	5.3%
開発援助	91	-80	11	377	388	6.5	1.6%
労働と雇用	1,531	-1,074	457	-235	222	12.9	3.3%
文化	117	-31	86	128	214	3.2	0.8%
地方自治体関係	139	0	139	30	169	4.4	1.1%
スポーツ、若者、アソシアション	110	-35	75	68	143	1.1	0.3%
司法	77	-239	-162	299	137	10.0	2.5%
外交	161	-30	131	-10	121	2.9	0.7%
社会福祉・高齢者	94	0	94	-36	58	6.2	1.6%
行政改革	0	0	0	58	58	0.3	0.1%
海外自治体	11	-180	-169	187	19	2.4	0.6%
政府内活動調整	25	-10	15	-5	10	0.8	0.2%
移民、亡命、社会統合	18	-26	-8	15	7	1.9	0.5%
コンセイユ・データ、会計検査院等	2	-9	-7	12	5	0.7	0.2%
国会、大統領府等	0	0	0	1	1	1.0	0.3%
農業、食料、森林、農村問題	46	-11	35	-65	-30	3.0	0.7%
地方出先機関、先行行政	71	-21	50	-109	-59	3.8	1.0%
国土結束	2,027	-182	1,844	-1,941	-96	17.8	4.5%
財務、人材管理	90	-85	5	-107	-102	10.3	2.6%
退役軍人、恩給・補償	2	-9	-8	-106	-114	2.2	0.5%
国債、債務	5	0	5	-4361	-4355	36.1	9.1%
合計	53,959	-4,378	49,577	2,753	52,335	396.7	100%

(資料) Cour des comptes, Les dépenses publiques pendant la crise et le bilan opérationnel de leur utilisation - juillet 2021, Communication à la commission des finances, de l'économie générale et du contrôle budgétaire de l'Assemblée nationale, p.24より作成。

- ・ フランス予算は、2002年から、目的別ではなく、ミッション別の予算分類
- ・ 感染症の影響としては、「感染症クライシスへの緊急対策 Plan d'urgence face à la crise sanitaire」が約418億ユーロで新設
- ・ それ以外のMISSIONで支出が増大したのは、「連帯、社会統合、機会均等 Solidarité, insertion et égalité des chances」が24億ユーロ、「国土結束 Cohésion des territoires」が20億ユーロ、「労働と雇用 Travail et emploi」が15億ユーロ
- ・ 感染症クライシスによる支出増は、合計して540億ユーロ（133円で計算して7兆1,820億円）、支出減を差し引くと、496億ユーロ

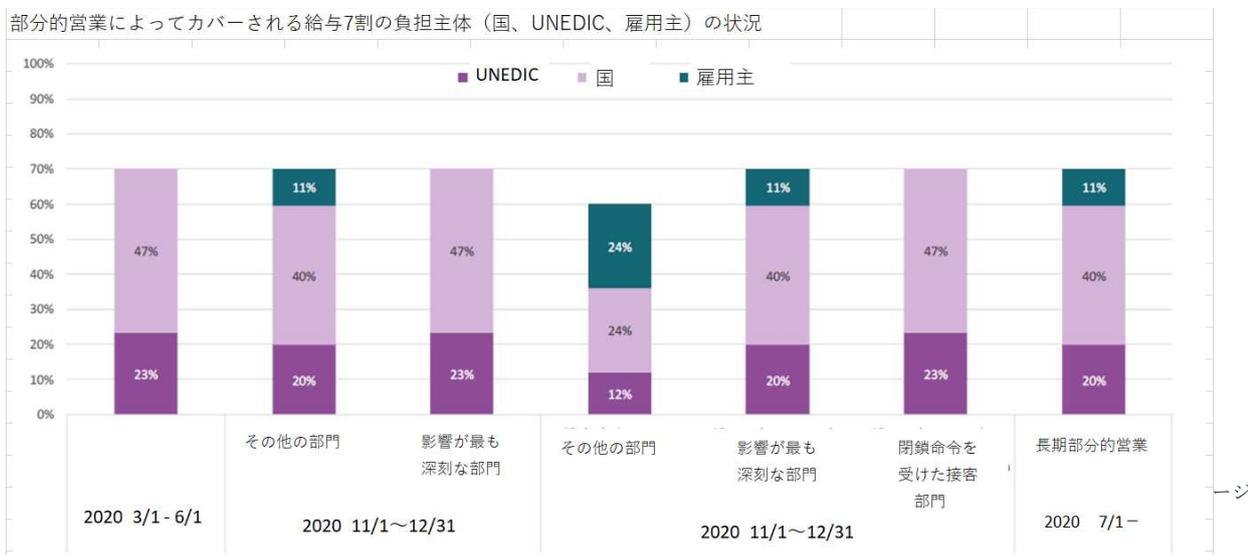
5、国の歳出急増の要因(2) ミッション「感染症クライシスへの緊急対策」の内容

対策の内容	決算額 (a)	構成比	補正予算額 (b)	構成比	執行率 a/b
「部分的失業（一時帰休）」の例外措置の財源負担 2/3を国が負担、1/3はUNEDIC	17.81	42.6%	22.633	32.1%	78.7%
企業向け「連帯基金」	11.81	28.2%	19.738	28.0%	59.8%
国の資本参加の例外的な強化	8.30	19.8%	20	28.3%	41.5%
クライシスによる影響が最も深刻な会社への社会保険料の軽減に対する社会保障基金への補償	3.90	9.3%	8.2	11.6%	47.6%
合計	41.82	100%	70.571	100%	59.3%

(資料) Ministère de l'Économie, des Finances et de la Relance, direction du budget, Loi de finances, Loi de finances rectificatifs, Projet de loi de finances より作成。

(1)部分的営業 l'activité partielle（部分的失業 chômage partiel）

- ・ 事業活動の縮小・停止に伴う従業員の減収を補填するために、政府から雇用主へ支給
- ・ 我が国の雇用調整助成金の考えと同じような制度と思われる
- ・ 下図のように、時期によって対象業種や給与カバー率がさまざまに変化



(資料) Unédic, Premier bilan de l'activité partielle depuis le début de la crise Covid-19, septembre2020 より作成。

- ・ 給付金の財源負担は、国が 67%、全国商工業雇用連合 Unédic が 33%。

Union nationale interprofessionnelle pour l'emploi dans l'industrie et le commerce
労使同数で運営され、失業保険を管理する連合体

- ・ この制度の時期を拡張した長期部分的営業 Activité partielle de longue durée (APLD)が、2020 年 7 月 1 日から実施されている。
- ・ 参考までに、部分的営業のヨーロッパ比較 あくまでも参考
推計は 2020 年夏の時点であり、概算の推計程度
- ・ 2021 年 1 月の政府発表では、フランスのコストは、総額で 271 億ユーロ
参考までに、EU 各国で行われた「部分的営業」のコスト比較

	ドイツ	ベルギー	スペイン	フランス	イタリア	英国	スウェーデン	スイス
総額 (単位=10億ユーロ)	23.5	0.6	17.8	30.6	nd	58.3	0.2	11.3
総額の 対GDP比	0.6%	0.1%	1.0%	1.0%	nd	2.0%	0.1%	2.1%
受給者1人 あたりコスト (単位=ユーロ)	572	126	910	1,144	nd	1,859	47	2,498
労働力人口に 占める受給者 の割合	18%	23%	17%	30%	37%	25%	10%	33%
(資料)Unédic 同上。								

(2) 連帯基金 Le fonds de solidarité

- ・ 客の受け入れ禁止（休業）命令の対象となった業種を筆頭に、宿泊、観光、文化、イベント、スポーツ等の業種を対象に、売上高が大きく減少した企業に現金を給付
- ・ 対象業種の区分や給付水準、上限額は毎月のように変更されたが、業種については断トツで「宿泊・飲食」、次いで「商業」、給付水準については、2019 年度の売上の 20%を給付といった水準が最も多い
- ・ 金額の上限付きで減収（もしくは減収の一部）を補填するという考えからすると、わが国の持続化給付金と類似
- ・ 国とレジオンが創設、ただしレジオンの分担は以下のように小さい（とはいえレジオンにとっては大きい）
- ・ 2020 年 3 月開始、2021 年 9 月で終了予定だったが延長、当初は総額 350 億ユーロ規模
- ・ 13 レジオンの負担額は 5 億ユーロ → 後に見るように、地方の歳出増は、レジオンとデパルトマン
- ・ 11 月 11 日時点での給付総額は 376 億 4,662 万ユーロ、受給企業数は 203 万 4,082 社
- ・ 2021 年の 3 月 31 日から、徐々に縮小された連帯基金を補足すると位置付けられるのが「固定費援助 (Une aide exceptionnelle pour la prise en charge des coûts fixes des entreprises)」
- ・ また連帯基金・固定費援助を受けられない企業向けに店舗の賃借料援助もある

参考までに・・・フランスでも不正受給は大変に多くなっていて、会計検査院は厳しく指摘している

前掲の表からわかるように、以上の2つがミッションの中心であり、クライシスに伴う経済対策の2本柱

残りの「(3) 国の資本参加の例外的強化」は、エールフランスや旧国鉄、旧・フランス電力公社といった、かつて国営だった企業への資本提供

「(4) クライシスによる影響が最も深刻な会社への社会保険料の軽減に対する社会保障基金への補償」は、連帯基金の主たる給付先となる業種を中心とした対応策

6、国の歳出急増の要因(3) その他のミッション、その他の支援策

- ①「連帯、社会統合、機会均等」24 億ユーロ、
- ②「国土結束」が 20 億ユーロ、
- ③「労働と雇用」が 15 億ユーロ

①の支出増の原因は、主として「低所得世帯に対する例外的な連帯支援 Les aides exceptionnelles de solidarité versées aux foyers ayant des revenus modestes」これが約 20 億ユーロ

②は、支出増と支出減の出入りがほぼ同額となっているが、支出増の要因としては、「個人別家賃補助 (APL)」や住宅手当、収容支援等に起因している

③は、雇用に関係するが、雇用対策の柱は、上記の「感染症クライシス対応」MISSION の方でカバーされている。こちらの MISSION では、例外的な実習や職業訓練への支援、障害者雇用比率の高い企業への支援基金、26 才以下の若年層の雇用等によって支出が増大した

・ その他の国の行った支援策として・・・

社会保険料や課税の延期・納税猶予

最も深刻な場合は納税額の還付（付加価値税は不可）

事業所の貸主に対する賃借料放棄要請、放棄した場合の税額控除

政府保証融資（国が保障する貸付、この総額が莫大、3000 億ユーロ＝39 兆円規模）

7、社会保障基金(疾病保険部門)と全国商工業雇用連合(Unédic)の歳出急増

フランスの社会保護制度は、わが国と異なり、以下のようにになっている。

このうち感染症クライシスで歳出増・財政悪化が顕著だったのは、①社会保障基金の疾病部門、②失業保険（保険者は国ではなく、労使同数で管理運営）、③社会扶助（デパルトマンが管理運営）。

社会保護 (la protection sociale) の3カテゴリー：本報告で重要な箇所は太字

社会保障 (社会保険) La sécurité sociale	家族部門 la branche Famille
	疾病部門 la branche Maladie
	労災・職業病部門 la branche Accidents du travail - maladies professionnelles
	老齢部門 La branche vieillesse
失業保険 L'assurance chômage	Unédic (労使同数で管理・運営) 国が67%を分担
社会扶助 L'aide sociale 就労連帶給付 Le revenu de solidarité active (RSA)	主としてデパルトマン

(1) 社会保障「疾病部門」

前掲 4 ページの下側の表からも分かるように、国ほどではないが社会保障基金の支出が急激に増大し、大きな収支の不均衡が発生。

このほとんどが、感染症クライシスに伴う疾病部門の支出増。

疾病部門の 2020 年の歳出総額は 10.1% 増加して 2,402 億ユーロ。収支の赤字は、前年度の 15 億ユーロから、一挙に 304 億ユーロへと拡大。

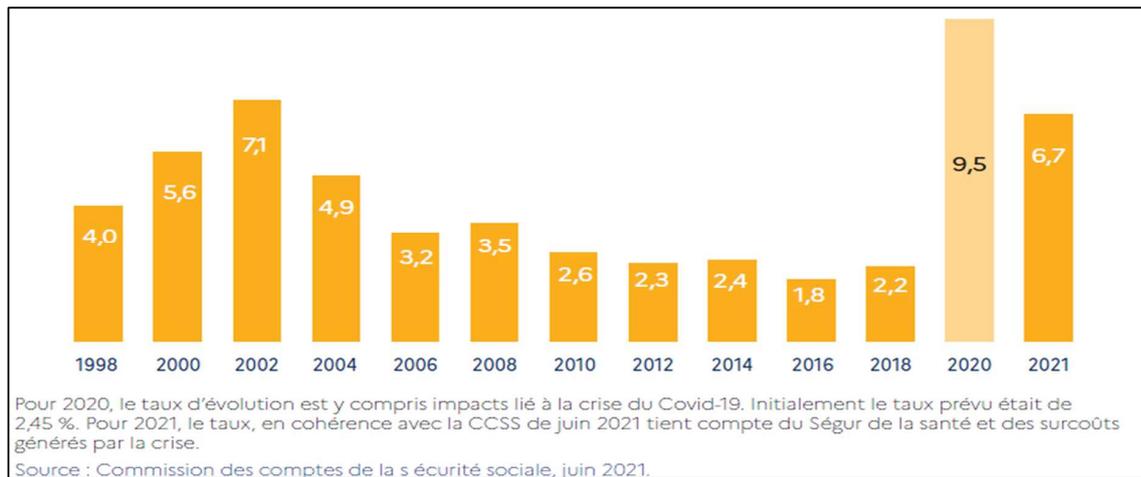
支出拡大はさまざま（感染者・入院者の激増はもちろん、緊急措置者、医療従事者の待遇改善、マスク購入・配布等々・・・）。

医療制度の違いも大きく、詳述する時間がないので、ここでは総額の推移のみ。

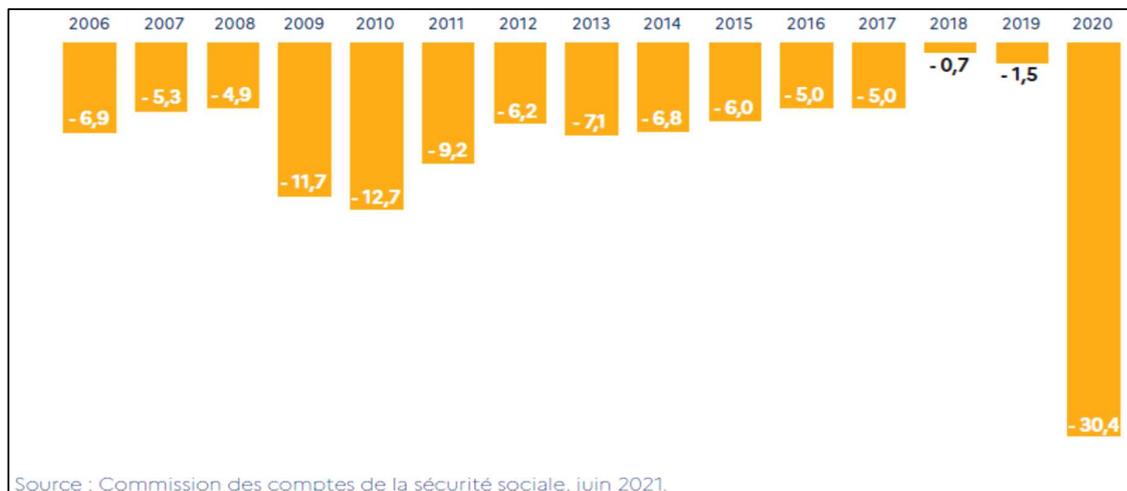
資料は、Direction de la sécurité sociale, Les chiffres clés de la sécurité sociale 2020, Édition 2021.



医療保険 (L'assurance maladie) 支出の増加率



疾病部門の赤字額 単位 = 10 億ユーロ



(2) 全国商工業雇用連合の支出増：「部分的営業」

全国商工業雇用連合の資料（Unédic, Situation financière de l'Assurance chômage pour 2021-2023, 17 juin 2021, 12 ページ）によれば、総支出は 2020 年に 530 億ユーロ、2021 年に 509 億ユーロ。そのうち同連合の負担する部分的営業の支出額は、2020 年に 75 億ユーロ、2021 年にも 45 億ユーロに上る（2021 年 6 月時点の推計）

ただし会計検査院の資料では、連合の総支出は 2020 年に 557 億ユーロ（前年から 146 億ユーロ、35.4% の急増）、うち部分的営業の組合負担は 90 億ユーロとされている。

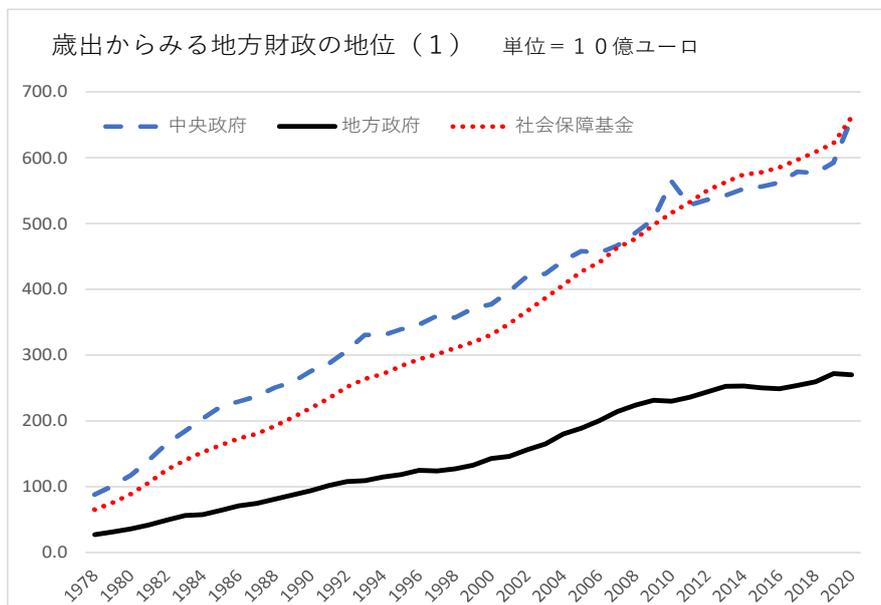
この部分的営業の増大に加えて、①ロックダウンの最中に失業給付の期限が切れないうる措置、②演劇・映像等の労働者への特別措置、③「不安定雇用」被用者（permittents）への最低限所得の保障給付等により、雇用連合の給付は急増した。

下のグラフは、前掲の連合の資料 11 ページに掲載されている給付総額の推移。

全国商工業雇用連合の失業保険給付総額の推移 単位 = 10 億ユーロ



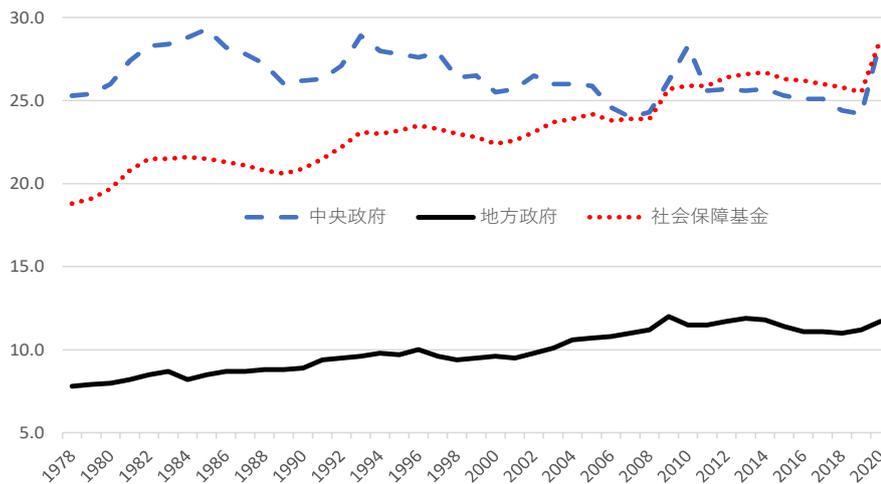
8、いよいよ地方財政: まずは国民経済計算から見た地方 (資料) INSEE, Comptes nationaux - Base 2014



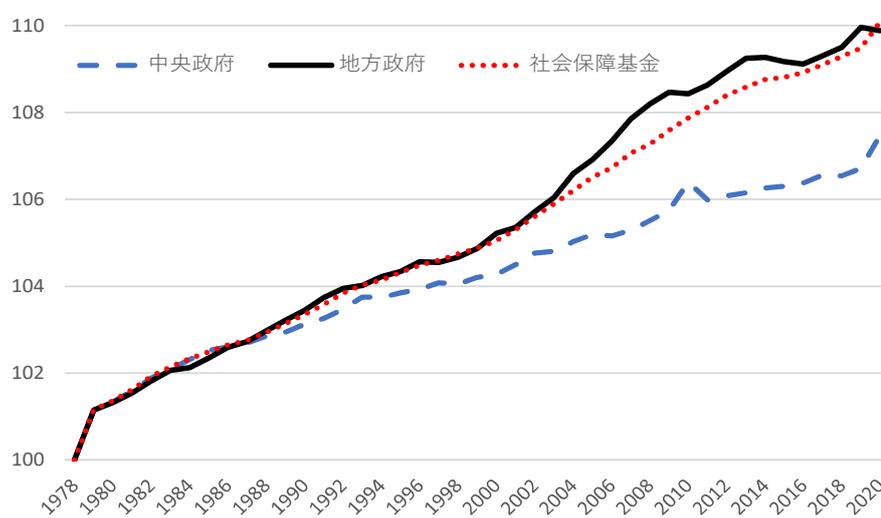
歳出から見た地方財政の規模は、国の4割程度だが（6ページの表に数値を掲載）、1978年以來の伸び率は高く、社会保障の膨張と同等。

2020年の感染症クライシスの影響については、国と社会保障が支出を拡大したのに対して、地方財政は支出縮小。

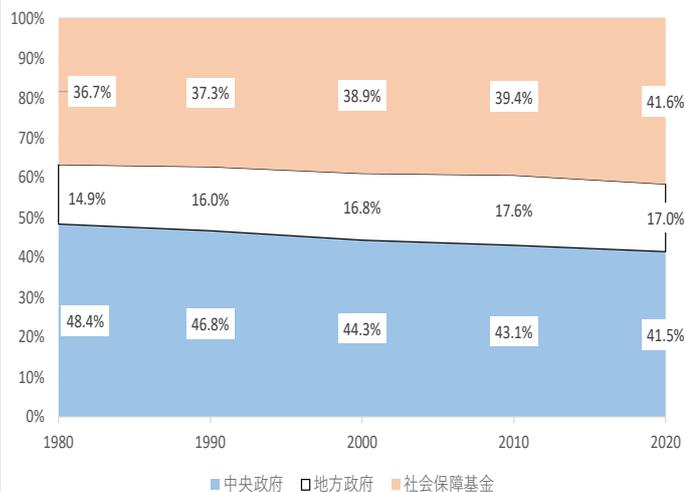
歳出からみる地方財政の地位（2） 対GDP比



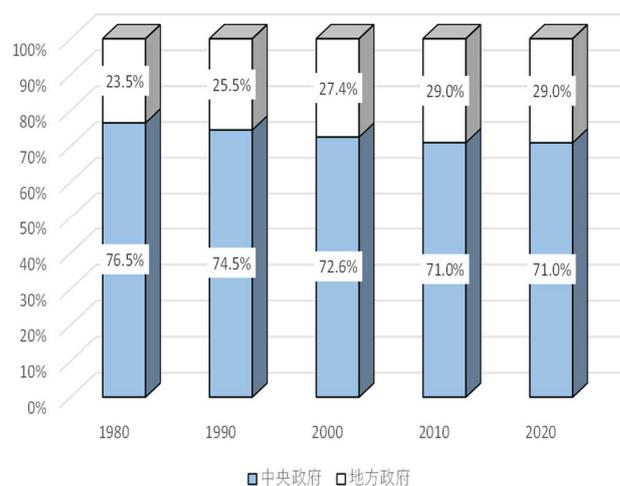
歳出からみる地方財政の地位（3） 1978年=100



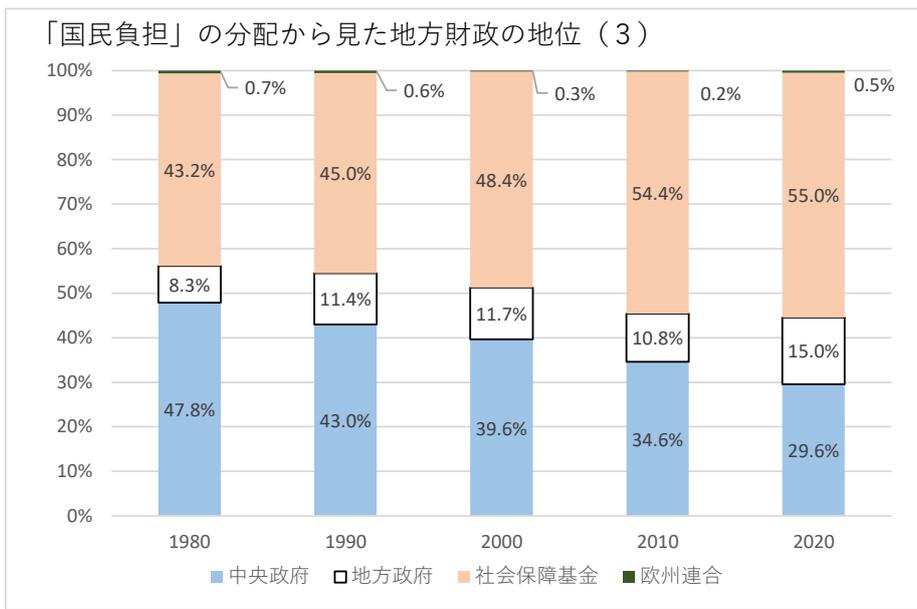
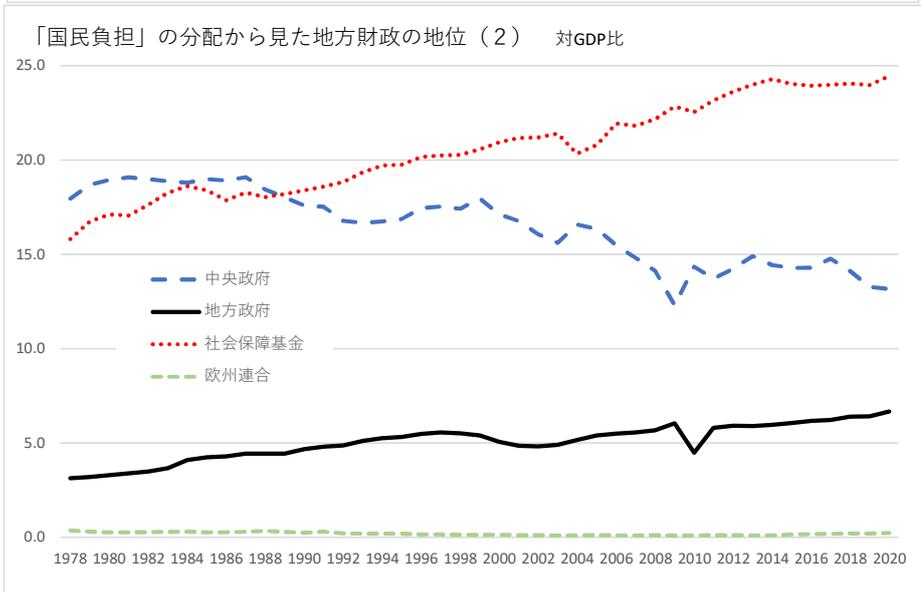
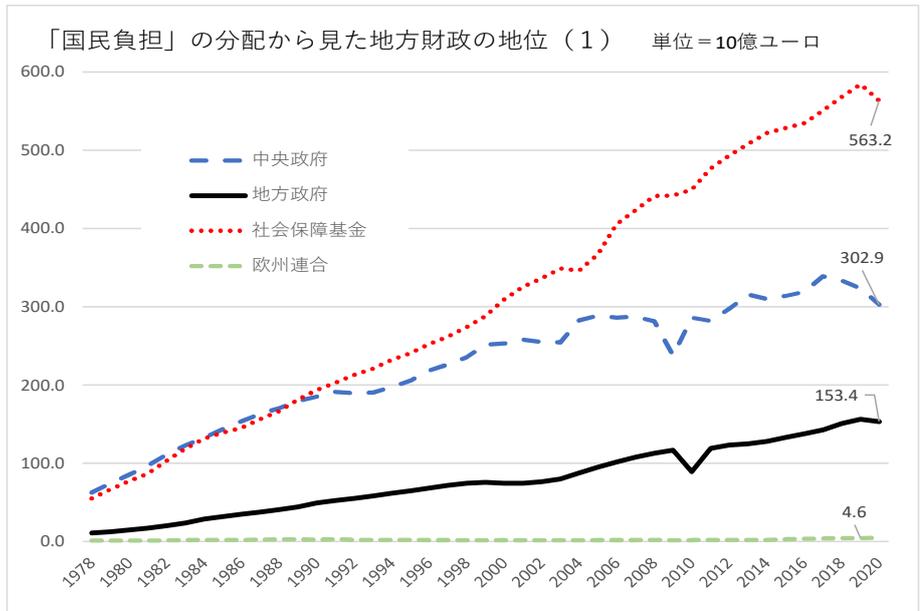
歳出からみる地方財政の地位（4）



歳出からみる地方財政の地位（5）



「国民負担」の分配から見た地方財政の規模は、国の半分。
 ただし 2020 年の感染症クライシスの影響は、地方財政については見られない。歳出と同様、地方税収は減少していない。



目的別の歳出状況 2019年			単位=10億ユーロ、%	
	中央政府	地方政府	社会保障基金	合計
一般政府	82.2	47.1	4.9	134.1
国防	42.4	-	-	42.4
治安・公安	31.8	8.2	-	39.9
経済	91.7	52.9	0.6	145.1
環境保全	3.9	20.3	-	24.2
住宅・公共施設	3.6	22.1	-	25.7
健康	6.0	1.9	186.9	194.9
余暇・文化・宗教	9.1	25.6	-	34.6
教育	90.8	37.3	-	128.1
社会保護	112.0	51.3	415.5	578.9
合計	473.5	266.6	607.8	1348.0
<構成比>				
一般政府	17.4	17.7	0.8	10.0
国防	9.0	-	-	3.1
治安・公安	6.7	3.1	-	3.0
経済	19.4	19.8	0.1	10.8
環境保全	0.8	7.6	-	1.8
住宅・公共施設	0.8	8.3	-	1.9
健康	1.3	0.7	30.7	14.5
余暇・文化・宗教	1.9	9.6	-	2.6
教育	19.2	14.0	-	9.5
社会保護	23.7	19.3	68.4	42.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0

地方自治体の仕事の中見は、歳出の目的別で見ると、経済、社会保護、次いで教育
ただし国民経済計算では、経常支出と資本支出の区別をつけにくい

そこで「政府総固定資本形成 Formation brute de capital fixe des administrations publiques FBCF」項目
を見ると、公共事業の主役は地方であり、コミューンとその連合（課税権を有するコミューン）と
分かる

フランスで行われる FBCF の 1/3 がコミューンで、デパルトマンとレジオンを合わせると、その比重は
半分を超える

政府総固定資本形成の内訳と推移		単位=10億ユーロ、%				
		2016	2017	2018	2019	2020
中央政府		27.99	27.54	28.17	29.14	30.72
	国	11.50	10.55	10.90	10.88	12.62
	各種組織	16.49	16.99	17.27	18.26	18.10
地方政府		40.29	42.61	46.19	53.49	48.78
	地方自治体	38.06	39.72	42.64	48.91	43.73
	うちコミューンと連合	26.34	25.46	26.55	29.06	n.d.
	うちデパルトマン	6.19	5.98	5.94	6.00	n.d.
	うちレジオン	3.01	3.33	3.27	3.06	n.d.
	うち事務組合	3.77	3.29	3.96	4.51	n.d.
	各種組織	2.23	2.89	3.55	4.58	5.05
社会保障基金		6.80	6.29	6.01	6.39	6.61
合計		75.08	76.44	80.38	89.02	86.10
<構成比>						
中央政府		37.3%	36.0%	35.0%	32.7%	35.7%
	国	15.3%	13.8%	13.6%	12.2%	14.7%
	各種組織	22.0%	22.2%	21.5%	20.5%	21.0%
地方政府		53.7%	55.7%	57.5%	60.1%	56.7%
	地方自治体	50.7%	52.0%	53.0%	54.9%	50.8%
	うちコミューンと連合	35.1%	33.3%	33.0%	32.6%	n.d.
	うちデパルトマン	8.2%	7.8%	7.4%	6.7%	n.d.
	うちレジオン	4.0%	4.4%	4.1%	3.4%	n.d.
	うち事務組合	5.0%	4.3%	4.9%	5.1%	n.d.
	各種組織	3.0%	3.8%	4.4%	5.1%	5.9%
社会保障基金		9.1%	8.2%	7.5%	7.2%	7.7%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

	地方の総支出		地方の総固定資本形成		地方の債務残高	
	対GDP比	政府部門に占める比重	対GDP比	政府部門に占める比重	対GDP比	政府部門の比重
Allemagne ドイツ	24,6	48,2	1,9	69,6	24,8	35,5
Autriche	19,0	32,8	1,4	40,8	10,8	12,9
Belgique	29,5	49,1	2,1	78,6	22,3	19,6
Bulgarie	8,2	19,0	0,7	33,5	1,2	4,6
Chypre	1,6	3,5	1,5	14,4	0,7	0,6
Croatie	14,5	26,1	0,4	48,2	2,6	2,9
Danemark	34,6	64,1	2,7	47,8	7,0	16,7
Espagne スペイン	24,7	47,2	1,7	67,2	29,1	24,2
Estonie	10,5	23,3	1,9	33,8	3,2	17,7
Finlande	22,7	40,1	2,8	60,4	11,0	15,9
France	11,8	19,0	2,1	56,7	10,1	8,7
Grèce	3,9	6,4	1,0	32,1	0,7	0,3
Hongrie	6,5	12,5	1,5	23,8	0,6	0,7
Irlande	2,7	9,7	0,9	32,1	1,7	2,9
Italie	15,5	27,1	1,4	54,0	7,4	4,8
Lettonie ラトビア	11,3	26,0	2,3	40,6	7,2	16,5
Lituanie	9,9	22,7	1,7	41,6	1,2	2,6
Luxembourg	5,2	10,9	1,8	35,1	1,4	5,5
Malte	0,6	1,2	0,1	2,5	0,0	0,0
Pays-Bas オランダ	14,0	29,2	1,7	50,4	7,0	12,9
Pologne	14,9	30,7	2,1	46,6	4,2	7,4
Portugal	6,5	13,3	1,0	46,7	5,3	3,9
Roumanie	9,5	22,3	2,5	53,9	1,7	3,6
Slovaquie	7,9	16,5	1,1	31,5	2,4	3,9
Slovénie	9,1	17,6	1,8	42,4	1,9	2,4
Suède スウェーデン	25,8	48,7	2,6	50,4	13,0	32,5
Tchéquie	13,0	27,5	2,3	46,4	1,5	4,0
EU27ヶ国の平均	18,2	34,1	1,9	55,7	14,1	15,5

(*) Y compris "Administrations d'Etats fédérées" pour les Etats fédéraux
 Source : Eurostat ; valeurs mises à jour le 2 juin 2021

参考までに・・・EU内比較、2020年度。

資料は Observatoire des finances et de la gestion publique locales, Rapport de l'Observatoire des finances et de la gestion publique locales, Les finances des collectivités locales en 2021.

9、地方財政における感染症クライシスの影響は？(1) 地方自治体の全体

- 地方財政の詳細が分かる「国土結束・地方自治体との連携省」地方自治体総局 (DGCL) の資料で探ってみる

地方の一般会計予算 (Budgets principaux) の推移

単位=10億ユーロ、%

	2017	2018 / 2017	2018	2019 / 2018	2019	未確定		
						2020 / 2019	2020	2020 構成比
経常勘定支出	171.97	+0.3 %	172.50	+1.3 %	174.70	+0.2 %	174.98	71.9%
物件費・サービス購入	30.53	+1.1 %	30.86	+2.5 %	31.64	-3.3 %	30.59	12.6%
人件費	62.41	+0.9 %	62.95	+1.5 %	63.93	+1.1 %	64.61	26.5%
金融費用	4.00	-6.4 %	3.74	-5.4 %	3.54	-7.4 %	3.28	1.3%
政策経費	69.61	+0.1 %	69.67	+1.2 %	70.54	+0.2 %	70.70	29.0%
その他	5.42	-2.8 %	5.27	-4.2 %	5.05	+14.9 %	5.80	2.4%
資本勘定支出 (償還除く)	48.29	+5.2 %	50.81	+13.7 %	57.79	-6.2 %	54.19	22.3%
公共事業費	33.54	+6.5 %	35.73	+13.9 %	40.69	-12.5 %	35.62	14.6%
資本補助金	11.94	+5.7 %	12.62	+14.4 %	14.45	+9.0 %	15.75	6.5%
その他	2.81	-12.7 %	2.45	+8.1 %	2.65	+6.6 %	2.83	1.2%
地方債償還	13.49	+4.2 %	14.05	+1.3 %	14.23	+0.7 %	14.34	5.9%
合計	233.76	+1.5 %	237.36	+3.9 %	246.72	-1.3 %	243.52	100.0%

(資料) Ministère de la Cohésion des territoires et des Relations avec les collectivités territoriales, DGCL, Les collectivités locales en chiffres 2021より作成。

- ・ 歳出は、自治体全体の合計で1.3%のマイナス。
- ・ 増加が目立つのは「資本勘定の資本補助金」。両勘定の「その他」は変化率は高いが金額が小さい
- ・ 減少が顕著なのは「資本勘定の公共事業」・・・「経常勘定の金融費用」は率は高いが金額が小さい

地方の一般会計予算(Budgets principaux)の推移

単位=10億ユーロ、%

	2017	2018 / 2017	2018	2019 / 2018	2019	未確定		
						2020 / 2019	2020	2020 構成比
経常勘定収入	201.70	+1.1 %	203.89	+2.6 %	209.27	-1.6 %	205.83	90.0%
地方税	133.83	+5.3 %	140.90	+3.2 %	145.43	-1.3 %	143.53	62.8%
主要な地方税	84.54	+2.3 %	86.51	+3.4 %	89.47	+1.8 %	91.12	39.8%
その他の地方税	49.29	+10.4 %	54.39	+2.9 %	55.96	-6.3 %	52.41	22.9%
国の交付金	38.92	-10.9 %	34.70	+0.5 %	34.88	+0.2 %	34.94	15.3%
経常総合交付金	30.91	-13.2 %	26.82	-0.1 %	26.78	-0.6 %	26.61	11.6%
その他の交付金	1.77	-2.0 %	1.74	-0.6 %	1.73	+10.3 %	1.90	0.8%
平衡交付金・地方税減収補償	6.24	-1.6 %	6.14	+3.8 %	6.38	+0.7 %	6.42	2.8%
補助・委託金	12.17	-6.1 %	11.43	+2.0 %	11.66	+7.2 %	12.50	5.5%
財サービス販売	9.26	+6.6 %	9.87	+4.3 %	10.30	-16.8 %	8.56	3.7%
その他	7.53	-7.1 %	7.00	+0.0 %	7.00	-10.1 %	6.30	2.8%
資本勘定収入(地方債を除く)	19.45	+10.7 %	21.53	+8.0 %	23.26	-1.7 %	22.86	10.0%
付加価値税補償基金	4.47	+7.3 %	4.80	+6.3 %	5.10	+8.2 %	5.52	2.4%
資本交付金・補助金	10.18	+13.7 %	11.57	+12.1 %	12.98	+0.8 %	13.08	5.7%
その他	4.80	+7.4 %	5.16	+0.5 %	5.19	-17.7 %	4.27	1.9%
合計(地方債を除く)	221.16	+1.9 %	225.42	+3.2 %	232.53	-1.7 %	228.69	100.0%

- ・ 他方の歳入については、1.7%のマイナスで、金額的には歳出の減とほぼ同等。
- ・ マイナスが目立つのは、「経常勘定のその他の地方税」、「経常勘定の財サービス販売とその他」、「資本勘定のその他」
- ・ 地方税は、その他の地方税（間接税等）は減少だが、主要な地方税は1.8%の増加
- ・ 国からの交付金は、最大規模の経常総合交付金（DGF）はごくわずかに減少、資本勘定の付加価値税補償基金（FCTVA）は大きく増加
- ・ 国からの交付金は、全体とすると、2020年にむしろ増加している

10、地方財政における感染症クライシスの影響は？(2) 3層の自治体の相違

～ 歳出が拡大したのはデパルトマンとレジオン、コミューンは縮小～

地方歳出の対前年度増減率

	2015	2016	2017	2018	2019	2020
経常勘定支出	1.2%	-0.1%	2.0%	0.3%	1.3%	0.2%
コミューン・連合	1.9%	-0.2%	1.7%	0.3%	1.3%	0.0%
デパルトマン	-0.2%	-1.4%	-0.2%	-0.8%	1.3%	1.8%
レジオン	2.8%	4.5%	10.3%	3.5%	1.2%	-3.2%
資本勘定支出	-8.4%	-3.0%	6.2%	5.2%	13.7%	-6.2%
コミューン・連合	-11.4%	-0.6%	8.2%	6.5%	15.0%	-14.5%
デパルトマン	-9.7%	-6.7%	-1.1%	4.1%	13.5%	1.0%
レジオン	3.5%	-6.0%	7.3%	2.6%	10.5%	14.2%
総支出(地方債償還を除く)	-1.0%	-0.7%	2.9%	1.4%	4.1%	-1.4%
コミューン・連合	-1.5%	-0.3%	3.2%	1.8%	4.8%	-3.9%
デパルトマン	-1.7%	-2.2%	-0.3%	-0.2%	3.0%	1.7%
レジオン	3.1%	0.9%	9.3%	3.2%	4.1%	2.5%

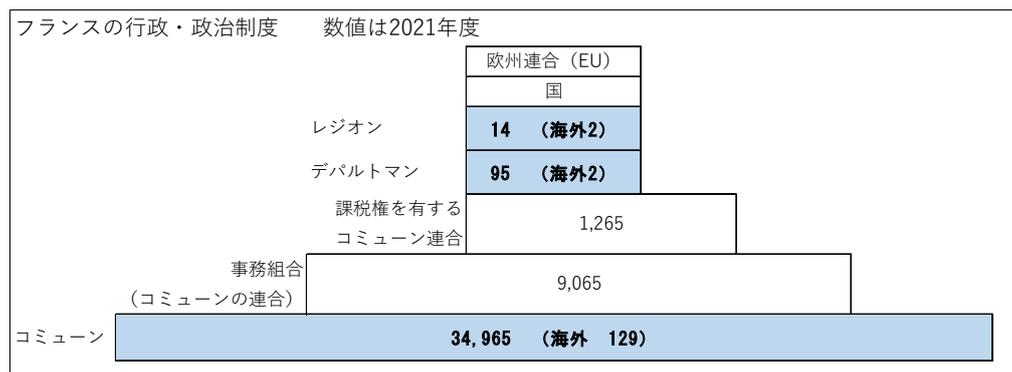
(資料) RÉPUBLIQUE FRANÇAISE, TRANSFERTS FINANCIERS DE L'ÉTAT AUX COLLECTIVITÉS TERRITORIALES, ANNEXE AU PROJET DE LOI DE FINANCES POUR 2022より作成。

3層の地方制度（実質的には3.5層）の内訳で歳出の変動を見ると、歳出の55.5%もの比重を占めるコミューン・コミューン連合は、経常支出はほぼ前年度同等、資本支出が6.2%も減少して、合計で3.9%の歳出減少となっている。

3層の中間に位置し、歳出総額の1/3を支出するデパルトマンは、経常支出が1.8%増で、それがそのまま総支出の1.7%増へ反映されている。

最も広域のレジオンは、経常支出が3.2%の減少だが、資本支出が14.2%と増加している。

ちなみに、参考までに、フランスの地方制度は以下のような自治体構成となっている。



以上のように、感染症クライシスが地方財政へ与えた歳出増の影響は、大きくいうと次の2点

- ・ デパルトマンの経常支出
- ・ レジオンの資本支出

11、地方財政における感染症クライシスの影響は？(3) デパルトマンのRSA問題

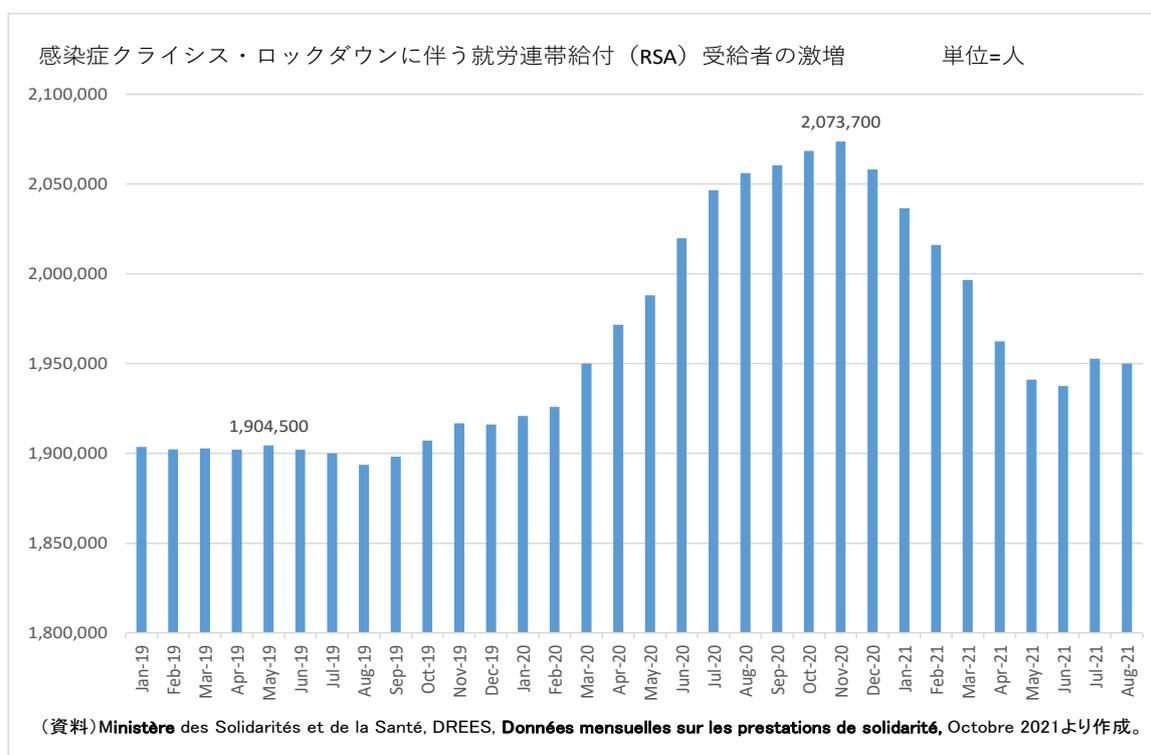
	2018	2019	2020	2020増加額	増加率	構成比
経常勘定支出	55.3	56.0	57.7	1.7	3.0%	100.0%
財・サービス購入	4.00	4.00	4.00	0.0	-1.0%	6.9%
人件費	11.9	12.00	12.2	0.2	1.6%	21.1%
個人への援助 Aides à la personne & 収容費用	30.7	31.5	32.7	1.2	3.9%	56.7%
経常補助金	1.9	1.9	2	0.1	7.3%	3.5%
金融費用	0.7	0.7	0.6	-0.1	-8.6%	1.0%
その他	0.3	0.1	0.2	0.1	46.5%	0.3%

(資料) Cour des comptes, Les finances publiques locales 2021, fascicule 1 より作成。

- ・ デパルトマンの経常支出（2020年）は、56.7%が「個人への援助・収容費用」であり、それが前年より12億ユーロ、3.9%も増加した（デパルトマンの人口別に差はあるものの、経常支出の55～57%を占めている）
- ・ 同支出の中では、就労連帯給付（RSA = Revenu de solidarité active）が最大であり、人口別に差はあるが45～60%程度がRSA（その他の社会給付として、経常支出に占める比重の高いのは、「個人自立給付 l'aide personnalisée d'autonomie (APA)」が25～40%程度、障害補償給付「la prestation de compensation du handicap (PCH)」が10%程度を占めている）
- ・ RSAは、端的に言えば公的扶助（＝生活保護）であり、わが国ではフランス語の直訳で「積極的（ないし活動的）連帯所得手当」といった翻訳が多いが、ここでは給付の位置付けや制度上の工夫を考

慮した上で意識しており、こちらの方が正しい翻訳と思われる

- ・ 2020 年は、この RSA が 6.7% も増大した
- ・ 増大の理由は、2020 年 4 月 1 日に行われた給付水準の引き上げもあるが、下のグラフに示されているように、感染症クライシス、特にロックダウンによる受給者の激増



- ・ この点で、**地方財政の 1 つの重要な論点**として、公的扶助の財源負担をどうするか？地方分権で地方の負担として良いのか？今回のようなクライシスの際に財源も分権で持続可能なのか？
- RSA の経費負担（他の社会給付も合わせて）は、2004 年の地方分権改革で、基本的にデパルトマンへ移譲（その時点で税源移譲も行われた）・・・ざっくり言えば、収入なしに対する給付はデパルトマン、就労しているが低所得者には国が経費負担
- 2004 年以来、景気が悪くなって受給者が増える度に、移譲された税収では給付をまかなえないという苦情。そのため追加の税源移譲や交付金の創設（le fonds de mobilisation départementale pour l’insertion (FMDI)、le fonds de solidarité en faveur des départements (FSD)）
- そのため財源負担を国へ返上という提案。実際、すでに海外自治体は国に返上。また 2022 年から「試験的に」パリ周辺で最も貧困層の多い、Seine-Saint-Denis デパルトマンにおいて、財源を国へ返上する実験が行われる

12、地方財政における感染症クライシスの影響は？(3) レジオンの資本補助金:連帯基金

	2018	2019	2020	2020増加額	増加率
資本勘定支出(償還含まず)	10.1	11.2	12.9	1.7	14.9%
公共事業費	3.2	3.4	3.3	-0.1	-4.1%
資本補助金	6.4	7.2	8.7	1.5	20.9%
その他	0.5	0.6	0.9	0.3	52.2%
地方債償還	2	1.8	2.3	0.5	25.6%

- レジオンの資本勘定支出を押し上げているのは、通常想定される公共事業費ではなく、資本補助金。2020年に15億ユーロ、2割も増加している。
- その補助金の交付先を見たのが下の表

レジオンの資本補助金の交付先別の状況 単位=100万ユーロ

	2019	2020	対前年 増減額	増減率
資本補助金	7,285	8,788	1,503	20.6%
EUの基金へ	1,463	1,677	214	14.6%
私法人へ	1,534	1,944	411	26.8%
公教育施設へ	125	138	13	10.3%
公的組織へ	4,146	50,209	865	20.8%
国	118	643	525	444.5%
レジオン	5	3	-2	-48.5%
デパルトマン	136	161	26	18.9%
コミュン・連合	980	1,003	23	2.4%
その他の自治体連合	223	288	64	28.8%
公営企業	57	48	-8	-14.5%
公共交通組織	1,905	2,103	198	10.4%
各種公的組織	740	779	39	5.3%
公共事業費	3,408	3,268	-140	-4.1%
貸付	206	389	183	88.7%
無利子融資 avances remboursables	179	276	97	53.9%
その他の貸付	27	114	85	313.3%
その他(補助金、資本参加など)	315	437	122	38.7%
資本勘定合計	11,239	12,909	1,670	14.9%
うち感染症クライシスの影響額 (OFGLの推計)	1,857	2,977	1,119	60.2%

(資料) Observatoire des finances et de la gestion publique locales, Rapport 2021 de l'Observatoire des finances et de la gestion publique locales, 28ページより作成。

- 最も大きく、444.5%も増加したのは、国への資本補助金。これは10ページで記した連帯基金への5億ユーロの拠出
- ただし私法人への資本補助も4億ユーロ、26.8%増えている。これはもともと、地方制度におけるレジオンの役割として、地域経済の成長・活性化が割り当てられていることによる
- もう1つ増加が顕著なのは、公共交通組織である(1億9,800万ユーロ、10.4%増) 日本的に変な呼称であるが、それは以下の理由による。

フランスでは公共交通の管理・運営は地方自治体に分権されており、主としてコミュンの連合が担当。公共交通の管理運営を担当する組織を、公共交通組織機関 Autorité organisatrice de la mobilité (AOM) と呼ぶ 2019年の法律によれば、フランスの全土が、このAOMでカバーされるようになるとされている。今回の報告ではまったく取り上げられなかったが、このAOMが、感染症クライシスの影響、正確にはロッ

クダウンの影響で運休し、経営難に陥ったという問題が全国的に生じている。この問題に対応するため、国もレジオンも、AOM に対して多額の援助を行っている。

- ・ 資本補助金以外に感染症クライシスの影響で支出が増えたのが、貸付。
ロックダウンで経営難に直面した企業に対して、無利子融資も行っている。
- ・ これらの支出増を合計すると、表の最下部にあるように、感染症クライシスの影響で、レジオンは約 11 億円、60%の資本支出の拡大を行った

13、歳入面の影響の確認(1) 地方税

- ・ この報告の結論を述べる前に、歳入の面を確認しておく
18 ページの表で見たように、地方税と国の交付金に特段の大きな変動はみられない
(唯一、財サービス販売が大きく減少しているのは、前ページで書いたように公共交通の運行ができなかったことなどによる)
- ・ かくして、歳入面で感染症クライシスの影響は小さかったが、詳細に見れば、無かったわけではない

・ 地方税は、大きく 3 つに区分されて表示される。大きな表なので、3 ページに分かれるのをご容赦ください

①地方税 (Impôts locaux) 、②その他の地方税 (Autres impôts et taxes)、

③資本勘定の税 (Impôts et taxes de la section d'investissement)

資料は、「国土結束・地方自治体との連携省」地方自治体総局(DGCL) Les collectivités locales en chiffres 2021

地方税の一覧と2020年増減の状況

単位=100万ユーロ、%

	コミュ ーン	事務組 合syndi cat	課税権 を有する コミュ ン連合	デパル トマン	レジ オン	合計 2020	増減率 2020/ 2019	増減額 2020/ 2019	構成比
住居税 (la taxe d'habitation, TH) 主住居への課税は2022年で廃止	16,218	82	7,493	-	-	23,793	+1.5%	+350	15.7%
住居税 (空き家分)	82	0	2	-	-	84	+12.4%	+9	0.1%
既建築地税 (la taxe foncière sur les propriétés bâties, TFPB)	18,775	88	1,907	14,314	179	35,264	+2.1%	+738	23.3%
未建築地税 (la taxe foncière sur les propriétés non bâties, TFPNB)	869	4	233	-	-	1,106	+1.3%	+14	0.7%
事業不動産税 (la cotisation foncière des entreprises, CFE)	629	2	7,634	-	-	8,265	+3.2%	+259	5.5%
事業付加価値税 (la cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises, CVAE)	654	-	5,193	3,867	9,776	19,490	+3.0%	+566	12.9%
設備網を有する企業への概算課税 (Les impositions forfaitaires sur les entreprises de réseaux, IFR)	73	-	580	300	664	1,617	+3.9%	+60	1.1%
商業施設面積税 (la taxe sur les surfaces commerciales, TASCOM)	26	-	773	-	-	799	+1.0%	+8	0.5%
家庭ごみ収集税 (Taxe d'enlèvement des ordures ménagères, TEOM)	624	534	5,979	-	-	7,137	+1.8%	+126	4.7%
流域管理・洪水防止税 (la taxe gestion des milieux aquatiques et prévention des inondations (GEMAPI) レジオン・イル・ド・フランス特別付加税 (la taxe additionnelle spéciale annuelle au profit de la région Île-de-France, TASA)	0	-	204	-	80	284	+5.2%	+14	0.2%
「地方税 (Impôts locaux)」の合計	37,949	711	30,000	18,482	10,699	97,840	+2.2%	+2,144	64.7%

- ①の地方税は、以下で説明するとおりにフランス地方税の中核 (税収の約 65%) であるが、2020 年に目立った増減は確認できない。感染症クライシスから大きな影響は受けなかった。税収の合計で見ると、減少しないどころか、21 億 4400 万ユーロ、2.2%の増加。

①の地方税は、次の構成・・・

- ・ 伝統的な不動産への3税（住居税 TH、既建築地税 TFPB、未建築地税 TFPNB）
- ・ 旧・職業税の廃止で創設された「地方経済3税」、すなわち、事業不動産税（CFE）、事業付加価値税（CVAE）、設備網を有する企業への概算課税（IFER）
- ・ その職業税改革の際に、国から移譲された商業施設面積税（TASCOM）
- ・ 伝統的な家庭ごみ収集税（TEOM）と、近年作られた流域管理・洪水防止税（GEMAPI）
- ・ なお最後の GEMAPI と一緒にされているレジオン・イル・ド・フランス特別付加税（TASA もしくは TASARIF）は、パリを中心とするレジオン・イル・ド・フランスにおける公共交通の設備投資のために創設された課税であり、上記の TFPB と CFE への付加課税である。これがなぜ GEMAPI と一緒にされているのかは分からないが、税収の2億400万ユーロが GEMAPI、8000万ユーロが TASA と思われる。

	コ ミュ ーン	事 務 組 合 syndi cat	課 税 権 を 有 す る コ ミュ ーン 連 合	デ パ ル ト マン	レ ジ オン	合 計 2020	増 減 率 2020/ 2019	増 減 額 2020/ 2019	構 成 比
有償譲渡税 (les droits de mutation à titre onéreux, DMTO)	4,193	0	382	11,306	166	16,047	-1.9%	-316	10.6%
DTMO 平衡化基金からの交付	-245	0	-58	362	73	132	—	—	0.1%
エネルギー商品国内消費税 (la taxe intérieure de consommation sur les produits énergétiques, TICPE)	261	0	112	5,355	5,033	10,760	-7.7%	-899	7.1%
保険契約特別税 (la taxe spéciale sur les conventions d'assurance, TSCA)	79	0	58	7,517	114	7,767	+3.3%	+247	5.1%
公共交通機関税 (versement mobilité, VM)	15	1,179	3,174	0	0	4,368	-5.4%	-248	2.9%
電力最終消費税 (la taxe sur la consommation finale d'électricité, TLCFE)	849	703	35	660	9	2,256	-2.1%	-48	1.5%
自動車登録税 (la taxe sur les certificats d'immatriculation des véhicules ou taxe sur les cartes grises)	0	0	0	0	2,091	2,091	-9.0%	-207	1.4%
実習・職業訓練関連収入 (Recettes liées à l'apprentissage et à la formation professionnelle)	0	0	0	12	690	702	-70.2%	-1,658	0.5%
新築・増改築税 (la taxe d'aménagement)	2	0	0	528	8	538	-5.1%	-29	0.4%
滞在税 (la taxe de séjour)	170	6	200	24	1	401	-27.4%	-151	0.3%
コルシカ島・海外自治体	1,013	0	11	115	841	1,980	-3.5%	-71	1.3%
うち燃料	97	0	9	81	296	484	-10.3%	-56	0.3%
うち海路搬入 (octroi de mer)	913	0	1	20	296	1,231	-0.1%	-1	0.8%
付加価値税 (TVA) のレジオン分	0	0	0	0	4,025	4,025	-6.2%	-266	2.7%
送電鉄塔税 (la taxe sur les pylônes électriques)	280	0	0	0	0	280	+4.1%	+11	0.2%
道路清掃税 (la taxe de balayage)	111	0	0	0	0	111	+0.4%	+0	0.1%
葬儀税 (la taxes funéraires) 2020年廃止	7	0	0	0	0	7	+8.5%	+1	0.0%
海路入域税 (la taxes sur les passagers)	2	0	0	0	1	3	-31.6%	-2	0.0%
場所占有 (所場) 税 (la taxe de droits de place)	90	0	2	0	0	92	-42.5%	-68	0.1%
運転免許税 (la taxe sur les permis de conduire)	0	0	0	0	0	0	-91.5%	-3	0.0%
運搬車両重量税 (la taxe nationale sur les véhicules de transport de marchandise)	0	0	0	0	0	0	-69.3%	-0	0.0%
産業廃棄物税 (la taxe sur les déchets réceptionnés dans une installation de stockage ou un incinérateur)	16	3	2	0	0	21	-3.2%	-1	0.0%
事務所用物件税 (la taxe annuelle sur les locaux à usage de bureaux)	0	0	0	0	213	213	+0.0%	+0	0.1%
鉱山税 (la redevance des mines)	9	0	1	11	0	20	+4.5%	+1	0.0%
ミネラルウォーター税 (la contribution sur les eaux minérales)	21	0	0	0	0	21	-5.8%	-1	0.0%
ギャンブル賭博税 (la taxe sur les jeux et paris)	191	1	15	0	0	207	-34.4%	-108	0.1%
スキー・リフト税 (la taxe sur les remontées mécaniques)	31	2	1	16	0	51	-18.0%	-11	0.0%
屋外広告税 (la taxe locale sur la publicité extérieure, TLPE)	161	0	2	0	0	163	-18.7%	-37	0.1%
その他の財源移転	17	-179	-389	153	40	-359	-2.8%	+10	
「その他の地方税 (Autres Impôts et taxes)」の合計	7,274	1,716	3,546	26,058	13,304	51,898	-6.7%	-3,741	34.3%
經常勘定の地方税の合計	45,222	2,426	33,546	44,540	24,004	149,738	-1.1%	-1,597	99.0%

②のその他の地方税をみると、合計の税収で 37 億 4000 万ユーロ、6.7%の減少

減少率の大きな税目は、感染症クライシス、特にロックダウンの影響を直接受けた税であることが分かる。例えば、エネルギー商品内国消費税（TICPE）、公共交通機関税（VM）、滞在税、場所占有税（いわゆるマルシェ＝市場の所場代）、ギャンブル賭博税等である。

この点で重要なことは、TICPE 等、国が「補償（la compensation）」として地方に移譲した税の税収が予想通りに伸びない場合、予想通りの税収になるように国がしなければならないことが決められている。後にもう一度述べるように、国の政策によって地方の負担が増えたり、財源が減少したりする場合、国が財源を補償することが憲法に明記されている。同時に憲法には、やや曖昧な表現ながら、地方の自主財源比率を下げてはならないという規程もあるため、国の「補償」は、国から地方への税源移譲で行われることが多い（上の表にある DMTO や TICPE は、この代表例）。しかも、この「補償」は税源移譲の時点だけではなく、後年度にも効果が持続する。地方の負担増・財源減少が十分に補償されているかのチェックが行われ、行われていないようなら、「補償」が「保障（la garantie）」されるように、追加の税源移譲等が行われるのである。

最下段は、経常勘定の税収合計であり、①の地方税が堅調だったことから、1.1%の減少のみ

	コ ミュ ーン	事 務 組 合 syndi cat	課 税 権 を 有 す る コ ミュ ーン 連 合	デ パ ル ト マン	レ ジ オン	合 計 2020	増 減 率 2020/ 2019	増 減 額 2020/ 2019	構 成 比
新築・増改築税 (la taxe d'aménagement)	855	0	249	0	49	1,154	-5.2%	-63	0.8%
エネルギー商品内国消費税 (la taxe intérieure de consommation sur les produits énergétiques, TICPE)	0	0	0	0	296	296	-1.5%	-4	0.2%
その他	32	0	0	0	0	32	-35.2%	-17	0.0%
資本勘定の地方税	887	0	250	0	345	1,482	-5.4%	-84	1.0%
地方税の総合計	46,109	2,427	33,795	44,540	24,349	151,220	-1.1%	-1,681	100%

最後に資本勘定における税（従って税収は資本支出のみに充当される）であるが、規模は小さい。

地方の税収の 1%、14 億 8 千万ユーロである。

最下段は、地方税の合計。2020 年の増減率は 1.1%であり、感染症クライシスの影響は小さかったといえるだろう。

ここでは、自治体別の税収配分を見ておきたい。

歳出では 5 割の比重を占めていたコミューンが小さいように見えるが、これは課税権を有するコミューンの連合の方に税収が委ねられているから。コミューンと連合を合わせると、約 823 億ユーロとなり、地方税収の 54%程度と、ほぼ歳出と同様の比重になる

14、歳入面の影響の確認(2) 国からの財源移転

- ・ 国から地方への財源移転は、やはり表が大きいので 3 ページにわたってしまう
- ・ 日本の価値観からすると違和感をもつかもしいないが、税源移譲が財源移転の表に含まれる。これは上で述べたように、移転後も「補償 Compensation」が「保障 Garantie」されるからである。
- ・ 財源移転の一覧表は、以下の構成になっており、右端の数字は 2021 年度構成比

I - 国から地方自治体への財政支援 Concours de l'État en faveur des collectivités territoriales (hors crédits DGCL)	49.69%
a) 国税から地方財政へ「直入」 Prélèvements sur recettes de l'Etat	41.42%
b) ミッション別予算「地方自治体との関連」 Mission "Relations avec les collectivités territoriales" (hors crédits DGCL)	3.92%
c) レジオンに税源移譲された付加価値税 Taxe sur la valeur ajoutée (TVA) transférée aux régions	4.11%
d) 財源保護デパルトマン基金 Fonds de sauvegarde des départements	0.24%
II - 減税補償・各種財源移転 Contreparties de dégrèvements et transferts financiers divers	13.69%
III - 国から地方への税源移譲 Fiscalité transférée (hors formation professionnelle et apprentissage)	35.79%
a) 1983-85年の地方分権改革による税源移譲 Fiscalité transférée au titre de l'acte I de la décentralisation	13.97%
b) 2003-09年の地方分権改革による税源移譲 Fiscalité transférée au titre de l'acte II de la décentralisation	11.64%
c) 地方直接税改革による税源移譲 Fiscalité transférée suite à la réforme de la fiscalité directe locale	7.85%
d) その他(各種)の税源移譲 Fiscalité transférée à divers titres	1.31%
e) 「信頼・責任協定(2014年)」による税源移譲 Fiscalité transférée au titre du pacte de confiance et de responsabilité	1.02%
IV - 職業訓練・実習の財源措置 Financement de la formation professionnelle et de l'apprentissage	0.84%
a) 職業訓練改革に伴うレジオン財源 Ressources des régions au titre de la réforme de la formation professionnelle	0.68%
b) 実習に関するレジオン財源 Ressources des régions au titre de l'apprentissage	0.15%
V - TICPE-DRONISEP レジオンに対するDRONISEPの事務移譲の補償(TICPE税源の一部を移譲)	0.01%

- ・ I の財政支援 (le concours financier) が、財源移譲の中心で、約 5 割の比重
- ・ そのほとんどが、いわゆる「直入 (Prélèvements sur recettes de l'Etat)」、すなわち国の予算を介さず、国税収入からダイレクトに地方へ交付される
- ・ 次に比重の大きなセクションが、III の税源移譲
すでに記したとおり、フランスの慣行から財源移譲の一覧に含まれており 3 割移譲の規模となっている。
- ・ 税源移譲の理由となっている「補償」は、地方分権改革、もしくは地方税制改革に起因する補償 (地方の負担増、地方の税収減) であるが、同様の「補償」は、I でもIV、Vでも行われており、I ~ V の区分は、それほど明確な基準に基づくものではない
- ・ 次ページから 2 ページにわたって全体像を示す
- ・ I 財政支援のうち、「直入」交付金の詳細において注目すべきは、25%を上回る最大規模の経常総合交付金 (DGF) 2020 に-0.4%、21 に-0.3%の減少とはいえ、国と地方の財政関係の中軸
- ・ 「直入」セクションで次に大きいのは、付加価値税補償基金 (FCTVA) であるが、この基金の起源も、地方税の廃止に対する「補償」である

国から地方自治体への財源移転の一覧と感染症クライシス下の推移

(毎年度予算の「支出契約承認額(autorisations d'engagement)」)

単位=100万ユーロ

各年度の当初予算(2021年は予算案) 物価未調整の名目額	2019	2020	2020 増減率	2021	2021 増減率	2021 構成比
I - 国から地方自治体への財政支援 Concours de l'État en faveur des collectivités territoriales (hors crédits DGCL)	48,771	49,505	1.5%	51,882	4.8%	49.69%
a) 国税から地方財政へ「直入」 Prélèvements sur recettes de l'Etat	40,577	41,247	1.7%	43,248	4.9%	41.42%
経常総合交付金 Dotation globale de fonctionnement (DGF)	26,948	26,847	-0.4%	26,756	-0.3%	25.62%
教員特別交付金 Dotation spéciale instituteurs (DSI)	11	8	-27.3%	7	-12.5%	0.01%
地方経済税・鉱山税減収補償交付金 Dotation de compensation des pertes de CET et de redevance des mines	74	50	-32.4%	50	0.0%	0.05%
付加価値税補償基金 Fonds de compensation pour la taxe sur la valeur ajoutée (FCTVA)	5,649	6,000	6.2%	6,546	9.1%	6.27%
地方税免税補償 Compensation d'exonérations relatives à la fiscalité locale	2,310	2,669	15.5%	540	-79.8%	0.52%
地方直接税免税補償交付金 Dotation pour transferts de compensations d'exonérations de fiscalité directe locale	500	451	-9.8%	414	-8.2%	0.40%
地方議員交付金 Dotation élu local	65	93	43.1%	101	8.6%	0.10%
コルシカ島交付金 Prélèvement sur les recettes de l'État au profit de la Corse	41	63	53.7%	63	0.0%	0.06%
社会統合デパルトマン動員基金 Fonds de mobilisation départementale pour l'insertion (FMDI)	492	467	-5.1%	466	-0.2%	0.45%
中学校整備デパルトマン基金 Dotation départementale d'équipement des collèges (DDEC)	326	326	0.0%	326	0.0%	0.31%
教育施設整備レジオン交付金 Dotation régionale d'équipement scolaire (DRES)	661	661	0.0%	661	0.0%	0.63%
教育施設建設総合交付金 Dotation globale de construction et d'équipement scolaire (DGCES)	3	3	0.0%	3	0.0%	0.00%
職業税改革補償交付金 Dotation de compensation de la réforme de la taxe professionnelle (DCRTP)	2,977	2,918	-2.0%	2,905	-0.4%	2.78%
空き家税補償交付金 Dotation de compensation de la taxe sur les logements vacants	4	4	0.0%	4	0.0%	0.00%
マイヨット税制改革補償交付金 Dotation de compensation de la réforme de la fiscalité à Mayotte	107	107	0.0%	107	0.0%	0.10%
職業税デパルトマン基金交付保障交付金 Dotation de garantie des reversements des fonds départementaux de taxe professionnelle (FDPTP)	284	284	0.0%	284	0.0%	0.27%
飛行機公害補償基金 Fonds de compensation des nuisances aéroportuaires	7	7	0.0%	7	0.0%	0.01%
交通機関税免税点の引き上げによる減収補償 Compensation des pertes de recettes liées au relèvement du seuil d'assujettissement des entreprises au versement transport	91	48	-47.3%	48	0.0%	0.05%
ギアナ自治体交付金 Prélèvement sur les recettes au profit de la collectivité territoriale de Guyane	27	27	0.0%	27	0.0%	0.03%
実習改革の財政調整レジオン交付金 Prélèvement sur les recettes de l'État au profit des régions au titre de la neutralisation financière de la réforme de l'apprentissage	-	123	皆増	123	0.0%	0.12%
フランス領ポリネシア交付金 Prélèvement sur les recettes de l'État au profit de la Polynésie française	-	91	皆増	91	0.0%	0.09%
コミューン(ブロック)例外的財政支援(2020年第3次補正予算) Soutien exceptionnel de l'État au profit des collectivités du bloc communal (LFR3 pour 2020)	-	-	-	430	皆増	0.41%
事業用地にかかる既建築値税・事業不動産税の課税標準半減に対する補償交付金 Prélèvement sur les recettes pour la compensation de la réduction de 50% des valeurs locatives de TFPB et de CFE des locaux industriels	-	-	-	3,290	皆増	3.15%
b) ミッション別予算「地方自治体との関連」 Mission "Relations avec les collectivités territoriales" (hors crédits DGCL)	3,893	3,829	-1.6%	4,091	6.8%	3.92%
小規模自治体公共事業交付金 Dotation d'équipement des territoires ruraux (DETR)	1,046	1,046	0.0%	1,046	0.0%	1.00%
コミューンとその連合公共事業支援交付金 Dotation de soutien à l'investissement des communes et de leurs groupements (DSIL)	570	570	0.0%	570	0.0%	0.55%
都市政策交付金 Dotation politique de la ville (DPV, ex-DDU)	150	150	0.0%	150	0.0%	0.14%
公共事業デパルトマン総合交付金 Dotation globale d'équipement des départements (DGE)	296	212	-28.4%	212	0.0%	0.20%
公的証明カード交付金 Dotation pour les titres sécurisés (DTS)	40	46	15.0%	46	0.0%	0.04%
市町村警察会計官交付金 Dotation régisseur police municipale	1	1	0.0%	1	0.0%	0.00%
島嶼コミューン交付金 Dotation d'insularité	4	4	0.0%	4	0.0%	0.00%

生物多様性保護支援コミューン交付金 Dotation de soutien aux communes pour la protection de la biodiversité - Natura 2000	5	10	100.0%	10	0.0%	0.01%
地方議員職務保護交付金 Dotation protection fonctionnelle élu local	-	3	-	3	0.0%	0.00%
地方分権一般交付金 Dotation générale de décentralisation (DGD-Mission RCT)	1,546	1,546	0.0%	1,546	0.0%	1.48%
住居税管理費用補償レジオン交付金 Dotation de compensation régions frais de gestion TH (prévue en LFI 2020)	-	0	-	293	皆増	0.28%
事業不動産税・既建築値税付加税減免補償交付金 Dotations de compensation de la réduction des taxes additionnelles de CFE et TFPB	-	0	-	17	皆増	0.02%
財政難コミューンへの補助金 Subventions communes en difficulté	54	52	-3.7%	2	-96.2%	0.00%
うちサンマルタン例外交付金 Dont dotation exceptionnelle pour Saint Martin	50	50	0.0%	0	皆減	0.00%
地方議員保育費交付金 Remboursement des frais de garde - élu local	-	7	-	7	0.0%	0.01%
大規模災害被災自治体向け公共事業連帯交付金 Dotation de solidarité en faveur de l'équipement des collectivités touchées par des événements climatiques ou géologiques - calamités publiques	40	40	0.0%	40	0.0%	0.04%
海外自治体交付金 Dotations Outre-mer	141	143	1.4%	145	1.4%	0.14%
c) レジオンに税源移譲された付加価値税 Taxe sur la valeur ajoutée (TVA) transférée aux régions	4,301	4,429	3.0%	4,294	-3.0%	4.11%
レジオン付加価値税 TVA des régions (旧DGF)	4,301	4,429	3.0%	4,294	-3.0%	4.11%
d) 財源保護デパルトマン基金 Fonds de sauvegarde des départements	-	-	-	250	皆増	0.24%
財源保護デパルトマン基金 Fonds de sauvegarde des départements (art 16 et 208 LFI 2020)	-	-	-	250	皆増	0.24%
II - 減税補償・各種財源移転 Contreparties de dégrèvements et transferts financiers divers	24,314	28,060	15.4%	14,290	-49.1%	13.69%
各省庁特定補助金 Subventions de fonctionnement et d'équipement aux collectivités des autres ministères	3,978	4,390	10.4%	4,677	6.5%	4.48%
各種法定減税補償 Contreparties de divers dégrèvements législatifs	19,858	23,049	16.1%	8,970	-61.1%	8.59%
交通科料交付金 Produit des amendes de police de la circulation et des radars	478	621	29.9%	643	3.5%	0.62%
III - 国から地方への税源移譲 Fiscalité transférée (hors formation professionnelle et apprentissage)	35,554	37,318	5.0%	37,367	0.1%	35.79%
a) 1983-85年の地方分権改革による税源移譲 Fiscalité transférée au titre de l'acte I de la décentralisation (loi du 7 janvier 1983)	12,958	14,703	13.5%	14,587	-0.8%	13.97%
レジオン自動車登録税 Cartes grises (régions)	2,300	2,459	6.9%	2,225	-9.5%	2.13%
デパルトマン登録税・不動産公示税 Droit départemental d'enregistrement et taxe de publicité foncière (hors DMTO-RTP)	10,658	12,244	14.9%	12,362	1.0%	11.84%
b) 2003-09年の地方分権改革による税源移譲 Fiscalité transférée au titre de l'acte II de la décentralisation	12,809	12,333	-3.7%	12,150	-1.5%	11.64%
c) 地方直接税改革による税源移譲 Fiscalité transférée suite à la réforme de la fiscalité directe locale	7,549	7,943	5.2%	8,198	3.2%	7.85%
保険契約特別税 Taxe spéciale sur les conventions d'assurance (TSCA) (départements)	3,430	3,596	4.8%	3,830	6.5%	3.67%
商業施設面積税 Taxe sur les surfaces commerciales (TASCOM) (communes)	790	821	3.9%	780	-5.0%	0.75%
デパルトマン登録税・不動産公示税 Droit départemental d'enregistrement et taxe de publicité foncière (DMTO-RTP)	670	770	14.9%	777	0.9%	0.74%
不動産税課税徴税費 Frais de gestion (TFPB, TFPNB)	2,659	2,756	3.6%	2,811	2.0%	2.69%
d) その他(各種)の税源移譲 Fiscalité transférée à divers titres	1,268	1,322	4.3%	1,365	3.3%	1.31%
e) 「信頼・責任協定(2014年)」による税源移譲 Fiscalité transférée au titre du pacte de confiance et de responsabilité	970	1,017	4.8%	1,067	4.9%	1.02%
IV - 職業訓練・実習の財源措置 Financement de la formation professionnelle et de l'apprentissage	3,210	1,186	-63.1%	872	-26.5%	0.84%
a) 職業訓練改革に伴うレジオン財源 Ressources des régions au titre de la réforme de la formation professionnelle	1,004	1,029	2.5%	715	-30.5%	0.68%
b) 実習に関するレジオン財源 Ressources des régions au titre de l'apprentissage	2,206	157	-92.9%	157	0.0%	0.15%
V - TICPE-DRONISEP レジオンに対するDRONISEPの事務移譲の補償 (TICPE税源の一部を移譲)	-	-	-	8	皆増	0.01%
国から地方自治体への移転総額	111,849	116,069	3.8%	104,420	-10.0%	100%

15、感染症クライシスに起因する地方自治体への特別支援(2020年～21年)

- 最後の結論にも繋がることだが、感染症クライシスによる歳出増や歳入減に直面した自治体に対して、国は補正予算（特に第3次補正）を通して支援策を講じている
- なお以下の枠内の他にも、予算、歳出ルールの緩和や特例という形で、感染症クライシスから地方自治体を受ける悪影響を緩和しようとしている

- ・ コミューンとコミューン連合のうち、歳入の減少が大きく財政難に陥った自治体に「セーフティネット」ないし「税金・財産収入の現状維持保障」を行う。
具体的には、2020年の収入（税金+財産収入）を、2017年～2019年の平均値で保障する。
ただしロックダウンの影響が大きい滞在税だけは、2017～2019年の平均ではなく、2019年の税金収入額を保障する。
- ・ 公共交通組織機関（AOM）は、財源として公共交通機関税（VM）を受けとっているが、このVMは、課税標準が従業員の給与総額であるため、ロックダウン、休業命令から大きな影響を受けた。また交通の運賃も同様に大幅減となったため経営難に直面。
そこでAOMについても、コミューンと同様、2017年～19年の平均収入でのセーフティネットが張られた。また第4次補正予算によって、全国85のAOMへの約6億ユーロの無利子融資が設けられた。
- ・ デパルトマンのうち、有償譲渡税（DMTO）の税金が2017年～2019年の平均値を下回る予測となった自治体は、国から無利子貸付を受けられる。
この総額は、当初予測では、40デパルトマンに総額3.94億ユーロであったが、最終的には8デパルトマンへの1.19億ユーロにとどまった。
- ・ 上記の2つの支援は、総額の規模が当初7億5千万ユーロとされていたが、DMTOを中心に予測ほどの減収とならなかったため、最終的には約2億ユーロの総額にとどまった
- ・ 地方公共事業支援交付金（la dotation de soutien à l'investissement locale (DSIL)）の例外的な9.5億ユーロを追加して（通常予算額は5.7億ユーロ）、15億ユーロ規模とした。DSILの交付は、コミューンとその連合が対象。
- ・ 省エネ改修交付金（la dotation de rénovation thermique (DRT)）の創設、9.5億ユーロ
- ・ 公共事業レジオン交付金（la dotation régionale d'investissement (DRI)）の創設、6億ユーロ
- ・ 自治体によるマスクの購入・配布費用の半額補助（2020年4月～6月）
→ 約16000の自治体へ2.138億ユーロが交付され、4億枚のマスクが購入された
- ・ 以上のような一般的な支援措置に加えて、特定の自治体に対する支援も行われた
- ・ その1つが、ultramarines自治体と呼ばれる海外自治体（Guadeloupe、Réunion、Guyane、Martinique、Mayotte、Saint-Martin、Saint-Pierre et Miquelon）のみを対象とする特別な支援。
というのは、これらの自治体は間接税、具体的には海路搬入税（Octroi de mer）が税金に占める割合が非常に高く、その税金が輸入の激減で大きく減収になったから
これらの自治体に対して、やはり2017年～19年の平均歳入を補償する交付金が設置された
- ・ コルシカ島に対しても、減収を補償する交付金が設置された
- ・ 観光地コミューンに対して、特別な支援策。観光地コミューンの宿泊税、ギャンブル賭博税、カジ

ノ関連の収入については、他のコミューンのような2017年～19年平均ではなく、2019年の収入額で減収が補償された。2019年の方が、これらコミューンにとっては有利な基準

16、 地方財政の「安定」を重視するフランスの財政思想・政治の伝統と

「安定を可能とするメカニズム」

- ・ 感染症クライシスによって、地方自治体はいかなる影響を受けたのか・・・これが冒頭の疑問
- ・ 結論的にいえば、影響はなかったわけではもちろんないが、予想されるよりはるかに軽微であった
- ・ 歳入の中心である地方税と国からの移転財源は顕著な増減をみせなかった。もちろん財政力の弱い自治体の中には、歳入減による財源難に直面した自治体もあるが、後述する国の支援により、問題が深刻になることはなかった。
- ・ 歳出の方でも、デパルトマンとレジオンの支出は特定の費目について拡大はしたが、それによって財政の困難が増すほどではなかった。逆に地方歳出の半分を占めるコミューン・連合の歳出は、ロックダウンによる事業の延期や中止も多く、むしろ支出減少となった。

このような状態の背景には、次の2つの考えがあるのだろう

- ・ まず1つは、感染症クライシスへの対応は国家の責任であり、地方はあまり出番がないという考えである。これは、フランス人のメンタリティーそのものと思うが、平和な時には国家や政府に束縛されるのを毛嫌いして自由と多様性を叫ぶが、戦争やパンデミックといった非常事態は、やはり国家であり、公権力が徹底的に対応すべきという考え。
- ・ もう1つは、医療や財政が困難な緊急時であっても、国が直面する困難を地方に付け回したり、地方財政に悪影響が出るようにすべきではないという考え

このうち後者の考えは、長年フランス地方財政を研究してきた中で常に感じてきたこととまったく重なる。すなわち、フランスの財政思想・伝統では、地方財政の変動、特に歳入の減少を避けるのが大事であり、財政の「安定」がきわめて重要という点

- ・ 前節でみた一般的な自治体への支援策でも分かるように、自治体から見ても分かりやすい形（計算や準拠）で・・・したがって何らかの理屈を付けるわけではなく、以前と同水準の歳入を保障する

このような地方財政の安定重視、安定の追求がなぜ行えるのか？行われるのか？という疑問への答えは、以下の通り。これが本日の報告の結論になる

- ・ まず1つは、政治・行政的に、国レベルの審議・決定において地方の影響力が大きく、地方財政への厚い配慮が行われる制度が作られていること
周知の通り、上院は地方代表であり、国会議員はかつてほとんどの議員が首長や地方議員を兼任していたこと、また行政においても地方財政委員会が地方代表の主導で運営されていること
フランスはもちろん中央集権の行政システムとなっているが、審議・決定への地方参加が多いため、国と地方は対立しない（もちろん「国は財政の約束を守らない」と苦情を言う地方関係者は大変に

多いが・・・)、良い意味でも悪い意味でも手を取り合う関係になっているように思われる。

- ・ 第2には、課税権・課税自主権からすればマイナス評価となるが、国が地方税の課税・徴税を行っているため、今回のような税収減という場合に、素速くかつ的確に対応できるので、歳入の安定を図りやすいこと
- ・ 第3には、これも地方の課税権からすれば大きなマイナス評価になるが、地方税の減免税や制度の改廃が繰り返し行われ、それに伴う減収補償が、国税からの税源移譲や国の交付金として行われていることである。

例えば2021年には、事業付加価値税（CVAE）のレジオン課税が廃止され、その補償は、付加価値税の一部が国からレジオンに移譲される。すなわち、少なくとも短期的には、より税収の安定した税目に置き換わる

しかも、この補償が税源移譲ではなく、国の交付金で行われる場合、長期的にも安定した財源に変わる。例えば国からの財源移転の最大規模を誇る経常総合交付金は、1968年に廃止された地方取引高税の補償から出発し、その後は経済指標（物価や経済成長率等）にインデックスされ、総額の推移が保障されている。経済も変動するとはいえ、総額の予測は誰にでも付けやすく、その意味でも安定的な自治体財政の運営が可能になっているといえるだろう

- ・ 第4には、第3の点と重なるが、地方分権に伴って地方の行う事務が増大し、地方負担が膨張する場合、負担増に対する補償が行われるが、この補償が後年度も継続的に保障されているかどうかのチェックが行われ、その後の総額の推移が保障に満たない場合は、追加の補償が行われること

例えば、今日の報告で、デパルトマンへの社会扶助・RSAの事務権限移譲で触れた通り、補償として税源移譲された税の税収が、感染症クライシスの影響で減少したり十分に増大しないような場合、追加の移譲や交付金の創設が行われる

第 2 章

参 考 资 料

令和4年度の地方財政措置に係る 各府省への申入れについて

令和3年7月16日
総務省自治財政局調整課理事官
萩原 啓

令和4年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）の概要

- 各府省の大臣は、地方財政法第21条及び第22条の規定に基づき、地方財政の健全性を保持するため、地方公共団体の負担を伴う概算要求書及び法令案に関し、総務大臣の意見を求めなければならない
- このため、毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れを行い、予算編成における地方行財政の基本的な考え方を示すこととしている

【参考】地方財政法(昭和二十三年法律第九号)(抄)

第二十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

第二十二条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。

<主な申入れ項目>

防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

- 防災・減災対策及び国土強靱化に関する施策について、所要の財源を確保されたいこと
- 東日本大震災及び近年の自然災害からの復旧・復興に向けた事業が円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと

(参考1) 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日閣議決定)
事業規模 おおむね15兆円
うち 令和2年度第3次補正予算の事業規模 3兆円(国の予算額 2兆円)

(参考2) 近年の主な自然災害

平成28年度	熊本地震
平成30年度	7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震
令和元年度	房総半島台風、東日本台風
令和2年度	7月豪雨、福島県沖を震源とする地震

新型コロナウイルス感染症の克服等に向けた取組の推進

- **新型コロナウイルス感染症の克服と経済の好循環に向けた取組を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと**

(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る主な国庫補助金等 ※令和2・3年度の合計

主な国庫補助金等	予算額(※)
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	8兆3,792億円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	4兆6,040億円
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金	7,758億円
新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	

デジタル・ガバメントの確立等に向けた取組の推進

- **マイナンバー制度の活用、行政手続のオンライン化をはじめとするデジタル・ガバメントの確立、デジタル人材の育成等に向けた取組に当たっては、所要の国費を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと**
- **特に、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に向けた取組に当たっては、それに要する経費について全額国費によって措置するとともに、地方公共団体への適時適切な情報提供を行うなど、必要な措置を講じられたいこと**

(参考1) デジタル・ガバメントの確立に係る予算の例

【マイナンバー制度の活用】

運転免許証とマイナンバーの一体化:154億円の内数(令和2年度第3次補正予算)

【行政手続のオンライン化】

建設業許可等の電子申請システムの構築:4.1億円の内数(令和2年度第3次補正予算)

(参考2) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案に対する附帯決議(抜粋)

地方公共団体情報システムの標準化に要する経費については、**国の責任において全額国費で支援すること。**

※ 地方公共団体の情報システムの統一・標準化に向けた環境整備:1,509億円(令和2年度第3次補正予算)

対象となる17業務 (完了目標:令和7年度末)
児童手当、住民基本台帳、固定資産税、国民健康保険、子ども・子育て支援等

少人数学級の計画的な整備

- **少人数学級の計画的な整備に係る教職員定数の効果的な配置や質の高い教員の確保等の課題の解決に当たっては、国・地方を通じた厳しい財政状況に配慮しつつ、地方の意見を十分に踏まえ、適切な措置を講じられたいこと**
- **国において、少人数学級の実施に伴う使用教室の充足状況を継続的に把握するとともに、教室不足が発生する場合には、その不足を解消するため、所要の財源を確保されたいこと**

(参考1) 少人数学級の計画的な整備の内容

義務標準法改正により、小学校について、5年で40人(小1は既に35人)から35人に引下げ。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

(参考2) 令和3年度義務教育費国庫負担金予算額 1兆5,164億円 (地方負担額 3兆328億円)

(参考3) 令和3年度加配教職員定数 49,154人

【新規】鳥獣被害対策の推進

- **鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害防止総合対策交付金について所要の国費を確保するとともに、地方公共団体による有害鳥獣の捕獲及び鳥獣被害対策を実施するための人材の確保に向けた取組について必要な財政措置を講じられたいこと**

(参考) 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第71号)の概要

広域捕獲等の都道府県の役割の強化、多様な人材の活用等に関する措置を追加。

2

令和4年度の各府省への申入れのその他項目

[共通項目]

- 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 国庫補助負担金の整理合理化等
- 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等
- 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力
- 公共施設等の適正管理の推進

[個別項目]

- 孤独・孤立対策の推進
- 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進
- PPP/PFIの推進
- 子育て支援施策の一層の充実等
- GIGAスクール構想の推進
- 持続可能な地域医療提供体制の確保
- 地域生活支援事業の推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等
- 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 林業公社の抜本的な経営対策等の推進
- 社会資本整備総合交付金制度の改善等

参考資料 令和4年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）

【新規】地域脱炭素を実現するための取組の推進

- 地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日 国・地方脱炭素実現会議決定）
 - ・特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示すもの
 - ・2030年までに脱炭素先行地域を少なくとも100カ所創出するとともに、全国で重点施策を実施し、脱炭素ドミノを起こす。
- 【施策例】
 - ・脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体や事業者等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直し、**複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築**
- 温室効果ガスに関する政府目標
 - ・2050年目標：**脱炭素社会の実現** ※改正地球温暖化対策推進法（令和3年6月2日施行）
 - ・2030年目標：温室効果ガスを2013年度から**46%削減** ※気候サミット 菅総理大臣表明（令和3年4月22日）

【新規】GIGAスクール構想の推進

- 1人1台端末の整備状況
 端末については全自治体等のうち 1,748自治体等(96.5%)が令和2年度内に納品を完了する見込み(令和3年3月末時点)

令和元年度までに整備済	令和2年内(令和2年12月まで)に納品済み	令和2年度内(令和3年3月まで)に納品
22 (1.2%)	389 (21.5%)	1,337 (73.8%)

※「GIGAスクール構想の実現に向けたICT環境整備(端末)の進捗状況について」(令和3年5月 文部科学省)

持続可能な地域医療提供体制の確保

- 新経済・財政再生計画改革工程表2020(抜粋)
 29. 地域医療構想の実現
新型コロナウイルス感染症への対応状況に配慮しつつ、…2020年度冬の感染状況を見ながら、以下の取組に関する具体的な工程の設定について検討する。
 ・**再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証**

●地域医療介護総合確保基金(医療分)の予算額の推移

区分	令和2年度	令和3年度
区分Ⅰ-1(医療機関の施設・設備整備)	373億円	233億円
区分Ⅰ-2(病床の機能・病床数変更)	(84億円)	195億円
区分Ⅱ(居宅等における医療の提供)	327億円	327億円
区分Ⅳ(医療従事者の確保)	327億円	327億円
区分Ⅵ(勤務医の労働時間短縮の推進)	95億円	95億円

※国費ベース。区分Ⅰ-2の令和2年度は基金事業とは別の事業として実施。

4

参考資料 令和4年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）

【新規】孤独・孤立対策の推進

- 令和3年2月 孤独・孤立対策担当大臣の下、内閣官房に孤独・孤立対策担当室を設置
- 令和3年3月～「孤独・孤立対策に関する連絡調整会議」の開催

(参考)経済財政運営と改革の基本方針2021(抜粋)

孤独・孤立対策については、…関連する分野・施策との連携に留意しつつ、**孤独・孤立対策の重点計画を年内に取りまとめ、安定的・継続的に支援する。**

地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進

- 道路インフラ(橋梁)の点検結果(地方公共団体管理分、令和元年度末時点)

(単位:箇所)

団体別	合計	判定区分				Ⅲ・Ⅳの割合	Ⅲ・Ⅳの修繕着手率
		I	II	III	IV		
都道府県・政令市等	185,766	71,495	94,469	19,771	31	10.7%	44%
市区町村	472,018	204,337	227,656	39,425	600	8.5%	29%

【判定区分】Ⅰ:健全 Ⅱ:予防保全段階 Ⅲ:早期措置段階 Ⅳ:緊急措置段階

→ 判定区分Ⅲ・Ⅳは、令和5年度までに措置を講ずべき施設

※「道路メンテナンス年報」(令和2年9月 国土交通省)

【新規】鳥獣被害対策の推進

- 「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月 環境省・農林水産省)
 10年後(令和5年度)までにシカ、イノシシの生息数の半減を目標

※環境省調べ

	(基準年) 平成23年度	令和元年度	(目標) 令和5年度
シカ	320万頭	256万頭	152万頭
イノシシ	98万頭	80万頭	50万頭

- 鳥獣被害防止総合対策交付金の予算額の推移

	平成23年度	令和3年度
当初予算額	113億円	110億円

5

各府省申入れの骨子

令和3年度

令和4年度

R3→R4
 新規:5 見直し:14
 統合:1 廃止:4
 31項目(前年±0)

1 共通項目	
I 震災からの復旧・復興の推進等	1 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進 2 国土強靱化及び防災・減災対策の推進
II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等 2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等 3 国庫補助負担金の整理合理化等
III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消 2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等 3 国と地方公共団体の財政負担の適正化 4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力
IV その他	1 新型コロナウイルス感染症への対応の推進 2 次世代型行政サービスの推進 3 公共施設等の適正管理の推進 4 会計年度任用職員に係る財政措置 廃止
2 個別項目	
社会保障制度関連	1 持続可能な地域医療提供体制の確保
	2 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等
	3 介護保険制度の安定的な運営の推進等
	4 子育て支援施策の一層の充実 統合
	5 全世代型社会保障制度改革の推進
個別重点項目	1 地方創生に係る交付金制度の改善 廃止
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進
	3 PPP/PFIの推進
	4 教職員定数の増加の抑制
	5 所有者不明土地等対策の推進等 廃止
	6 児童虐待防止対策の総合的・抜本的強化 統合
	7 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
	8 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
	9 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
	10 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
	11 林業公社の抜本的な経営対策等の推進
	12 社会資本整備総合交付金制度の改善等
	13 廃棄物処理体制の広域化の推進 廃止

1 共通項目	
I 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進	1 防災・減災対策及び国土強靱化の推進 見直し 2 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進 見直し
II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等 2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等 3 国庫補助負担金の整理合理化等
III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消 2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等 3 国と地方公共団体の財政負担の適正化 4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力
IV その他	1 新型コロナウイルス感染症の克服等に向けた取組の推進 見直し 2 デジタル・ガバメントの確立等に向けた取組の推進 見直し 3 公共施設等の適正管理の推進 見直し
2 個別項目	
1 孤独・孤立対策の推進 新規	
2 外国人材の受入れ環境整備の推進 見直し	
3 地域脱炭素を実現するための取組の推進 新規	
4 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進 見直し	
5 PPP/PFIの推進 見直し	
6 子育て支援施策の一層の充実 等 見直し 統合(児童虐待)	
7 少人数学級の計画的な整備 見直し	
8 GIGAスクール構想の推進 新規	
9 持続可能な地域医療提供体制の確保 見直し	
10 地域生活支援事業の推進 新規	
11 介護予防・日常生活支援総合事業の推進 見直し	
12 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等 見直し	
13 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	
14 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進 見直し	
15 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底	
16 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	
17 鳥獣被害対策の推進 新規	
18 林業公社の抜本的な経営対策等の推進	
19 社会資本整備総合交付金制度の改善等	

〔 共 通 事 項 〕

項 目	頁
I 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進	
1 防災・減災対策及び国土強靱化の推進	1
2 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進	1
II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化	
1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等	1
2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等	1
3 国庫補助負担金の整理合理化等	1
III 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消	2
2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等	2
3 国と地方公共団体の財政負担の適正化	2
4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力	2
IV その他	
1 新型コロナウイルス感染症の克服等に向けた取組の推進	3
2 デジタル・ガバメントの確立等に向けた取組の推進	3
3 公共施設等の適正管理の推進	3

〔 個 別 事 項 〕

省庁名	項 目	頁
内閣官房	1 孤独・孤立対策の推進	4
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進	4
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進	4
	4 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進	4
復興庁	1 孤独・孤立対策の推進	4
内閣府	1 孤独・孤立対策の推進	5
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進	5
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進	5
	4 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進	5
	5 PPP/PFIの推進	5
	6 子育て支援施策の一層の充実等	6

省庁名	項 目	頁
警 察 庁	1 孤独・孤立対策の推進……………	6
消 費 者 庁	1 孤独・孤立対策の推進……………	6
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	6
出入国在留 管理庁	1 孤独・孤立対策の推進……………	7
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	7
文部科学省	1 孤独・孤立対策の推進……………	7
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	7
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	7
	4 子育て支援施策の一層の充実等……………	8
	5 少人数学級の計画的な整備……………	8
	6 G I G Aスクール構想の推進……………	8
厚生労働省	1 孤独・孤立対策の推進……………	8
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	9
	3 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進……………	9
	4 子育て支援施策の一層の充実等……………	9
	5 持続可能な地域医療提供体制の確保……………	10
	6 地域生活支援事業の推進……………	10
	7 介護予防・日常生活支援総合事業の推進……………	10
	8 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等……………	10
	9 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	10
農林水産省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	11
	2 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	11
	3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	11
	4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進…	11
	5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底……………	11
	6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	12
	7 鳥獣被害対策の推進……………	12
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進……………	12
経済産業省	1 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	12
	2 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	13

省庁名	項 目	頁
国土交通省	1 孤独・孤立対策の推進……………	13
	2 外国人材の受入れ環境整備の推進……………	13
	3 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	13
	4 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	13
	5 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進…	13
	6 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底……………	14
	7 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善	14
	8 社会資本整備総合交付金制度の改善等……………	14
環 境 省	1 地域脱炭素を実現するための取組の推進……………	14
	2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進	14
	3 鳥獣被害対策の推進……………	14

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

【共通事項】

I 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

1 防災・減災対策及び国土強靱化の推進

南海トラフ地震や首都直下地震等に関する防災・減災対策及び国土強靱化に関する施策について、国として、その責務に応じ、所要の財源を確保されたいこと。

2 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

東日本大震災からの復興支援については、「「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 3 年 3 月 9 日閣議決定）に基づく事業が円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、近年の自然災害からの復旧・復興支援については、被災した地方公共団体の意見を十分に踏まえ、復旧・復興に向けた事業が早期かつ円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

II 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等

地方公共団体の自由度を拡大し自主性・自立性の強化を図る見地に立って、地方分権改革の推進が地方創生における重要なテーマに位置づけられていることも十分に踏まえ、国から地方への事務・権限の移譲等の国と地方の役割分担の見直し及び義務付け・枠付けの見直しを進められたいこと。また、地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減や必置規制の見直し等を積極的に行われたいこと。さらに、事務事業の廃止・縮小等を徹底して行われたいこと。その際、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

なお、事務事業の廃止・縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう、法令等により所要の措置を講じられたいこと。

2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等

組織・機構の簡素合理化等の地方公共団体の自主的・主体的な行財政改革の取組に積極的に協力するとともに、地方公共団体の財政負担の増加及び職員数の増加を伴う施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっては、他の施策において見直しを行い、新規増員を抑制するなど、地方公共団体の適正な定員管理に支障を来すことのないようにされたいこと。

3 国庫補助負担金の整理合理化等

国庫補助負担金については、整理合理化や補助条件の見直し等を積極的に推進し、地方公共団体の自由度の拡大に努められたいこと。

Ⅲ 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等

国庫支出金のパフォーマンス指標について、指標の設定に当たっては、国庫負担金については、国と地方の役割分担を前提に国が義務的に支出する経費であることから、引き続き、指標の対象から除くとともに、国庫負担金の制度全体の検討を進めるに当たっては、地方への負担転嫁とならないよう、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、国庫補助金における更なるインセンティブの仕組みの強化を進めるに当たっては、社会保障をはじめとする行政サービスの担い手である地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

3 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体に財政負担を求めることのないようにされたいこと。

4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力

土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社並びに林業公社等の国の施策に関連して設立された第三セクターは、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っているが、経営が悪化した場合には、地方公共団体の財政に影響を及ぼすおそれがあるため、財政的リスクの高い第三セクター等について策定された経営健全化のための方針に基づく取組をはじめ、第三セクター等の効率化・経営健全化の取組に対しては、適切な支援を行う等、積極的に協力されたいこと。

IV その他

1 新型コロナウイルス感染症の克服等に向けた取組の推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき、新型コロナウイルス感染症の克服と経済の好循環に向けた取組を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

2 デジタル・ガバメントの確立等に向けた取組の推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等に基づき、マイナンバー制度の活用、行政手続のオンライン化をはじめとするデジタル・ガバメントの確立、デジタル人材の育成等に向けた取組に当たっては、所要の国費を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと。

特に、地方公共団体の情報システムの統一・標準化に向けた取組に当たっては、それに要する経費について全額国費によって措置するとともに、地方公共団体への適時適切な情報提供を行うなど、必要な措置を講じられたいこと。

3 公共施設等の適正管理の推進

「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の行動計画として位置付けられる地方公共団体の公共施設等総合管理計画等に基づき策定することとされている個別施設計画の内容の充実を促進するとともに、未策定の場合は早急に策定されるよう必要な対策を講じること。

また、個別施設計画に基づく老朽化対策等の適正管理に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

【個別事項】

(内閣官房)

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

- 4 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進（同旨内閣府、厚生労働省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき行われる医療・介護・少子化対策をはじめとする社会保障全般の総合的な検討に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

(復興庁)

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

(内閣府)

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

- 4 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進（同旨内閣官房、厚生労働省）

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき行われる医療・介護・少子化対策をはじめとする社会保障全般の総合的な検討に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

- 5 PPP／PFIの推進

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」等を踏まえ、地方公共団体における多様なPPP／PFIの活用が進むよう、人口20万人未満の地方公共団体を含め、実効ある優先的検討の運用や地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充等、適切な支援を行われたいこと。

また、成果連動型民間委託契約方式の普及促進のため、事業実施効果としての社会的便益等に係るデータの整備や情報提供を推進されたいこと。

6 子育て支援施策の一層の充実等（同旨文部科学省、厚生労働省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置の検討に当たっては、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容も含め、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

あわせて、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。なお、保育体制強化事業については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）等に基づく児童虐待防止対策の実施に当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

（警察庁）

1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

（消費者庁）

1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

(出入国在留管理庁)

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省）
孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。
- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。
また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

(文部科学省)

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、厚生労働省、国土交通省）
孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。
- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。
また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）
「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

4 子育て支援施策の一層の充実等（同旨内閣府、厚生労働省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置の検討に当たっては、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容も含め、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

あわせて、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。なお、保育体制強化事業については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）等に基づく児童虐待防止対策の実施に当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

5 少人数学級の計画的な整備

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第14号）に基づく少人数学級の計画的な整備に係る教職員定数の効果的な配置や質の高い教員の確保等の課題の解決に当たっては、国・地方を通じた厳しい財政状況に配慮しつつ、地方の意見を十分に踏まえ、適切な措置を講じられたいこと。

また、国において、少人数学級の実施に伴う使用教室の充足状況を継続的に把握するとともに、教室不足が発生する場合には、その不足を解消するため、所要の財源を確保されたいこと。

6 GIGAスクール構想の推進

「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について（第十二次提言）」（令和3年6月3日教育再生実行会議決定）に基づき、GIGAスクール構想により整備された1人1台端末を活用した教育を推進するため、ICT人材等の支援について、地方の意見を十分に踏まえ、必要な財政措置を講じられたいこと。

（厚生労働省）

1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、国土交通省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

3 医療・介護・少子化対策等に係る社会保障制度改革の推進（同旨内閣官房、内閣府）

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づき行われる医療・介護・少子化対策をはじめとする社会保障全般の総合的な検討に当たっては、社会保障の多くが地方公共団体を通じて国民に提供されており、地方公共団体の役割は極めて大きいことから、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

4 子育て支援施策の一層の充実等（同旨内閣府、文部科学省）

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、地方負担分も含めて、消費税分以外にも、所要の財源を確保されたいこと。

また、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）附則第18条に基づく認可外保育施設の無償化に係る措置の検討に当たっては、「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」における協議の内容も含め、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

あわせて、認定こども園の施設整備費補助は一元化されておらず、交付事務が煩雑である等の課題について、引き続き、実効性のある運用改善措置を講じられたいこと。

さらに、待機児童の解消に向け、「新子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」に基づく受け皿整備に取り組むに当たっては、所要の財源を確保されたいこと。なお、保育体制強化事業については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、必要な財政措置を講じられたいこと。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」や「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）等に基づく児童虐待防止対策の実施に当たっては、所要の財源を確保されたいこと。

5 持続可能な地域医療提供体制の確保

持続可能な地域医療提供体制の確保に向けて、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」に基づく今般の感染症対応の検証等の観点も踏まえた地域医療構想の推進に当たっては、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

また、医療・介護サービスの提供体制改革のための地域医療介護総合確保基金については、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、引き続き、所要の財源を確保するとともに、基金本来の役割を十分果たせるような運用改善措置を講じられたいこと。

6 地域生活支援事業の推進

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に基づく地域生活支援事業については、支援ニーズが増加している実態や地方の意見を十分に踏まえ、所要の国費を確保するとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、適切に事業の在り方の見直しを進められたいこと。

7 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・日常生活支援総合事業について、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、地方の意見を十分に踏まえ、必要な措置を講じられたいこと。

8 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等

都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となる新制度を円滑に運営できるよう、「今後の社会保障改革の実施について」（平成 28 年 12 月 22 日社会保障制度改革推進本部決定）に基づき拡充した財政支援を着実に実施されたいこと。

あわせて、決算補てんを目的とする法定外の一般会計からの繰入金等の計画的な解消に向けて、地方公共団体において繰入が行われている要因等の把握・分析を行い、解消に向けた取組を促進されたいこと。

また、普通調整交付金の算定方法について、見直しを検討するに当たっては、地域差に関する調整・配分の在り方を検証し、新制度の円滑な運営に配慮するとともに、地方の意見を十分に踏まえられたいこと。

このほか、乳幼児医療費の自己負担の在り方について、医療保険制度を含む全国的な制度での対応を検討されたいこと。

9 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨農林水産省、国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

(農林水産省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

- 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、国土交通省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

- 4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨国土交通省）

地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が道路をはじめとするインフラの老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、事業の進捗が遅れている市町村への支援など必要な措置を講じられたいこと。

- 5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底（同旨国土交通省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業実施及びコスト削減を徹底されたいこと。

6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

7 鳥獣被害対策の推進（同旨環境省）

鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害防止総合対策交付金について所要の国費を確保するとともに、地方公共団体による有害鳥獣の捕獲及び鳥獣被害対策を実施するための人材の確保に向けた取組について必要な財政措置を講じられたいこと。

（林野庁）

1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

林業公社の経営対策については、引き続き、不採算分収林の契約解除に向けた取組への積極的な支援により義務的繰上償還（補償金なし）を推進する等、一層の債務返済が図られるよう取り組むとともに、より効果的な対策を検討されたいこと。

特に、林業公社の更なる経営改善のため、利子負担軽減対策として、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）や無利子である森林整備活性化資金の拡充等について、引き続き、その実現に向け努力されたいこと。

さらに、林業公社の経営健全化のための方針に基づく施業コストの低減や販路拡大等の取組をはじめ、林業公社が行う経営健全化の取組について適切な支援を行われたいこと。

あわせて、林業公社の廃止等により都道府県が引き受けた債務についても、一層の債務返済及び利子負担軽減が図られるよう、効果的な対策を検討されたいこと。

（経済産業省）

1 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入れ環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

（国土交通省）

- 1 孤独・孤立対策の推進（同旨内閣官房、復興庁、内閣府、警察庁、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省）

孤独・孤立対策の重点計画の策定に当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が地域の実情に応じ必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

- 2 外国人材の受入れ環境整備の推進（同旨内閣官房、内閣府、消費者庁、出入国在留管理庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和3年6月15日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえた取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえつつ、地方公共団体が地域の実情に応じ、外国人児童生徒等への支援体制の整備等の必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと。

また、外国人受入環境整備交付金については、地方の意見を十分に踏まえ、補助要件の緩和を図られたいこと。

- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

- 4 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、農林水産省、環境省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

- 5 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進（同旨農林水産省）

地域の安全・安心を確保するため、地方公共団体が道路をはじめとするインフラの老朽化対策に係る事業を早期かつ円滑に実施できるよう、所要の財源を確保するとともに、事業の進捗が遅れている市町村への支援など必要な措置を講じられたいこと。

6 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底（同旨農林水産省）

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、地方の意見を十分反映できるよう、協議の方法や回数等の工夫によりその内容を充実させるとともに、あらかじめ十分な時間的余裕をもって行われたいこと。

また、当初計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないよう、効率的な事業実施及びコスト縮減を徹底されたいこと。

7 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の規定により例外的に認められる翌々年度交付が常態化していることから、事業実施主体の財政運営に支障が生じないように、原則である事業年度の翌年度に交付されたいこと。

8 社会資本整備総合交付金制度の改善等

社会資本整備総合交付金については、地方の意見を十分に踏まえつつ、引き続き、政策的に優先すべき事業を明確化した上で重点的に交付金を配分する取組を進めるとともに、所要の国費を確保されたいこと。

（環境省）

1 地域脱炭素を実現するための取組の推進（同旨内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議決定）等を踏まえた地域脱炭素を実現するための取組を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえ、総合的な交付金の創設等の必要な措置を講じられたいこと。

2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進（同旨厚生労働省、農林水産省、国土交通省）

地方公共団体の水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保のため、広域化等の推進や施設の老朽化対策に必要な事業を円滑に実施できるよう、所要の財源を確保されたいこと。

3 鳥獣被害対策の推進（同旨農林水産省）

鳥獣被害対策を推進するため、鳥獣被害防止総合対策交付金について所要の国費を確保するとともに、地方公共団体による有害鳥獣の捕獲及び鳥獣被害対策を実施するための人材の確保に向けた取組について必要な財政措置を講じられたいこと。

令和4年度 地方財政の課題



令和3年10月1日
自治財政局

経済財政運営と改革の基本方針2021（抄）

（令和3年6月18日閣議決定）

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進 （基本的考え方）

略

（財政健全化目標と歳出の目安）

デフレ脱却・経済再生に向け全力で取り組むとともに、将来世代の不安を取り除くためにも、社会保障の持続可能性を確保し、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに財政健全化の道筋を確かなものとする。そのため、骨太方針2018で掲げた**財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたPB黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す）**を堅持する。ただし、感染症でいまだ不安定な経済財政状況を踏まえ、**本年度内に、感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認する。**

歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、**2022年度から2024年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う。**

- ① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ **地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。**

（経済・財政一体改革の点検、EBPMの推進等）

略

令和4年度 地方財政収支（仮試算）

- 令和4年度地方財政収支の仮試算は、「骨太の方針2021」等を前提としつつ、
 - ・ 地方税等は、令和2年度税収実績見込や内閣府試算による名目成長率等により機械的に積算。
 - ・ 各歳出は、前年度同額の据置きを基本としつつ、社会保障関係費等については過去の実績等を踏まえて、大枠で積算。
- 一般財源総額は、対前年度比+0.3兆円の63.4兆円。
水準超経費を除く交付団体ベースでは、対前年度比+0.1兆円の62.1兆円。

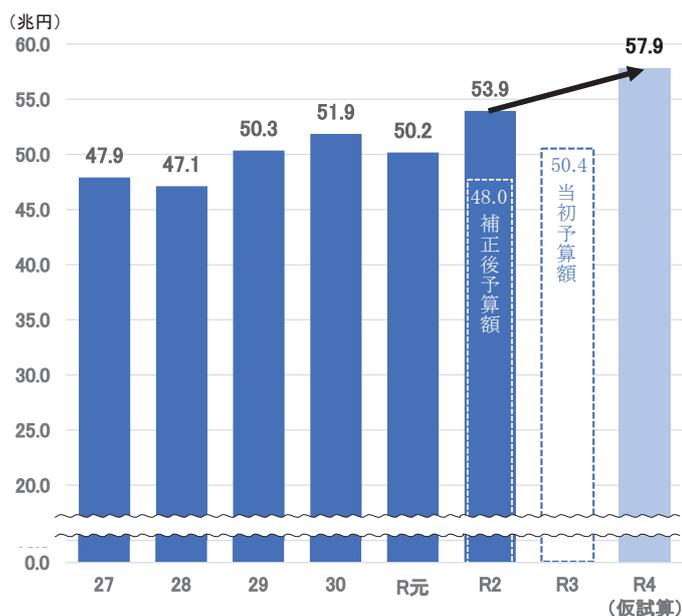
区分	R4仮試算 A	R3計画 B	増減額 A-B	仮試算の考え方	区分	R4仮試算 A	R3計画 B	増減額 A-B	仮試算の考え方
地方税・地方譲与税 (参考: 猶予特例分含み)	42.4 (42.4)	39.9 (40.1)	2.5 (2.3)	「中長期の経済財政に関する試算」(R3.7.21内閣府)による各種指標等を用いて試算	給与関係経費	20.0	20.2	△0.2	人事院勧告による減
地方特例交付金等	0.2	0.4	△0.1		一般行政経費	41.4	40.9	0.5	社会保障関係費の増
地方交付税	17.5	17.4	0.1	国税収入の増に伴う法定率分の増等	うち まち・ひと・しごと創生事業費	1.0	1.0	0.0	前年度同額
国庫支出金	15.0	14.8	0.2		うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	
地方債	9.0	11.2	△2.2	うち 地域デジタル社会推進費	0.2	0.2	0.0		
うち 臨時財政対策債	3.3	5.5	△2.2	社会保障関係費の増	投資的経費	11.9	11.9	0.0	
その他	5.9	5.9	0.0		維持補修費	1.5	1.5	0.0	
計	90.1	89.6	0.5		公営企業繰出金	2.4	2.4	△0.0	
一般財源	63.4	63.1	0.3		公債費 (参考: 猶予特例債含み)	11.5 (11.5)	11.6 (11.8)	△0.0 (△0.2)	
(水準超経費除く) 一般財源	62.1	62.0	0.1	(交付団体ベース)	水準超経費	1.3	1.2	0.2	
					計	90.1	89.6	0.5	

※R3計画は、地方税・地方譲与税の令和2年度徴収猶予の特例に伴う令和3年度収入見込額、公債費の猶予特例債の元利償還金を除いている。

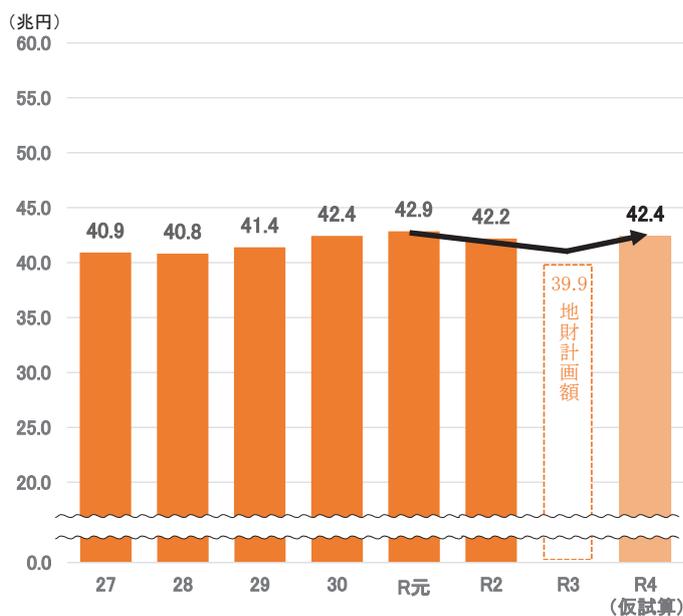
2

国税及び地方税・地方譲与税の状況

【国税4税(所得税、法人税、酒税、消費税)＋地方法人税】



【地方税・地方譲与税】



※1 R2以前の計数は決算(見込)額。地方税・地方譲与税は、超過課税・法定外税を除き、復興増税分、R2徴収猶予の特例分を含んでいない。
 ※2 住民税法人税割の交付税原資化(H26.10月及びR元.10月)により、地方法人税が増、地方税が減の影響が生じている。

3

令和4年度地方財政収支（仮試算）

- **財源不足額**は、対前年度比▲5.6兆円の**4.5兆円**。折半対象財源不足が解消。
- **地方交付税(出口ベース)**は、法定率分の増等により対前年度比+0.1兆円の**17.5兆円**。
臨時財政対策債は、対前年度比▲2.2兆円の**3.3兆円**。

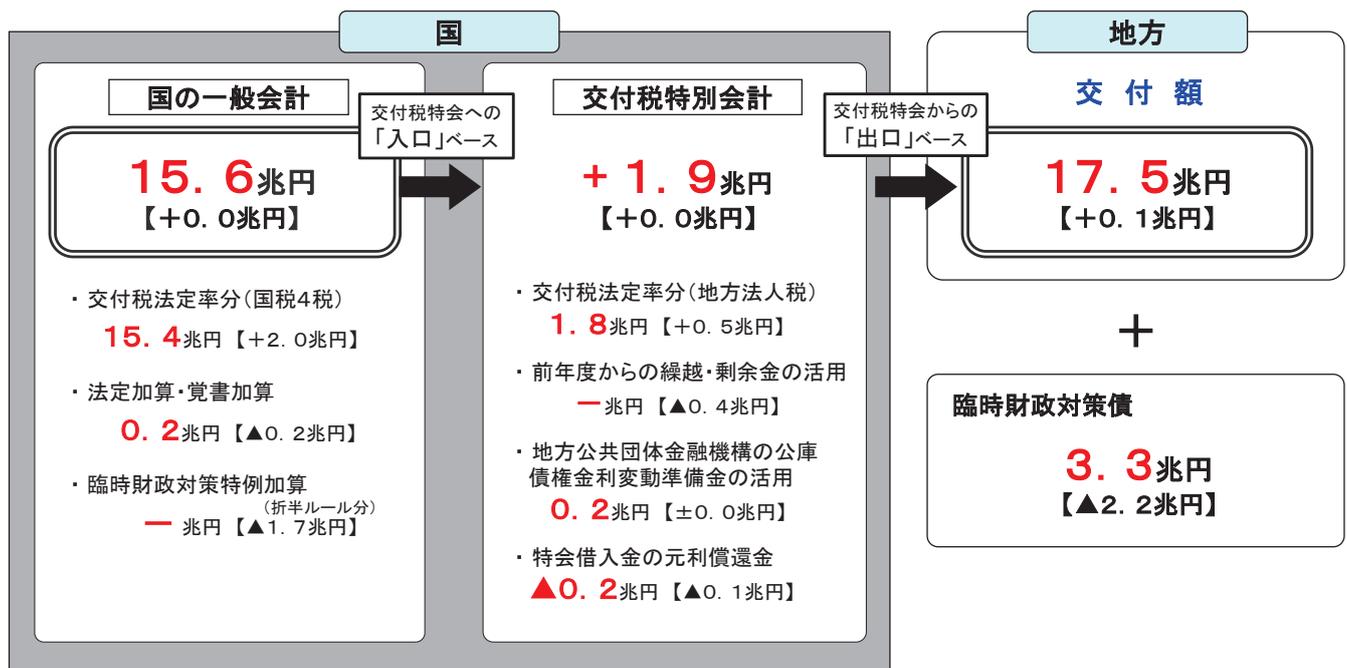
(単位:兆円)

歳出 90.1兆円 (+0.5兆円)	給与関係経費 20.0 (▲0.2)		一般行政経費 41.4 (+0.5) 〔うち まち・ひと・しごと 創生事業費 1.0(同額) うち 地域社会再生事業費 0.4(同額) うち 地域デジタル社会推進費 0.2(同額)〕			投資的 経 費 11.9 (同額)	維持補修費 1.5 (同額)	公営企業繰出金 2.4 (▲0.0)	公債費 11.5 (▲0.0)	水準超経費 1.3 (+0.2)
	歳入 90.1兆円 (+0.5兆円)	国 庫 支出金 15.0 (+0.2)	地方債 等 10.9 (同額)	地方税・地方譲与税等 42.6 (+2.4)		地方交付税 17.5 (+0.1)	うち機構準備金の活用 0.2	うち法定加算等 0.2	臨時財政 対策債 3.3 (▲2.2)	建設地方債の増発 0.8
財源不足額 4.5兆円(▲5.6兆円)										
地方一般財源総額 63.4兆円(+0.3兆円) 地方一般財源総額(水準超経費除き) 62.1兆円(+0.1兆円)										

注:()内は令和3年度当初※からの増減額
※地方税・地方譲与税の令和2年度徴収猶予の特例に伴う令和3年度収入見込額、公債費の猶予特例債の元利償還金を除く

4

令和4年度 地方交付税の姿（概算要求）



※1 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある

※2 【 】内は令和3年度地財計画からの増減額

5

令和4年度の地方財政の課題

【通常収支分】

1. 感染症への対応、活力ある地域社会の実現等の重要課題への対応

「経済財政運営と改革の基本方針2021」等を踏まえ、地方団体が、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現など、活力ある地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保。

2. 地方の一般財源総額の確保

- (1) 社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方団体が、上記1に掲げた重要課題に対応しつつ、行政サービスを安定的に提供できるよう、「新経済・財政再生計画」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- (2) 地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保するとともに、臨時財政対策債の発行を抑制。
- (3) 地方分権推進の基盤となる地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築。

3. デジタル・ガバメントの推進と財政マネジメントの強化

デジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及促進や自治体情報システムの標準化・共通化などデジタル・ガバメントを推進するとともに、公共施設等の適正配置や老朽化対策等の推進、財政状況の「見える化」、公営企業会計の適用拡大、水道・下水道の広域化等の公営企業の経営改革など、地方団体の財政マネジメントを強化。

【東日本大震災分】

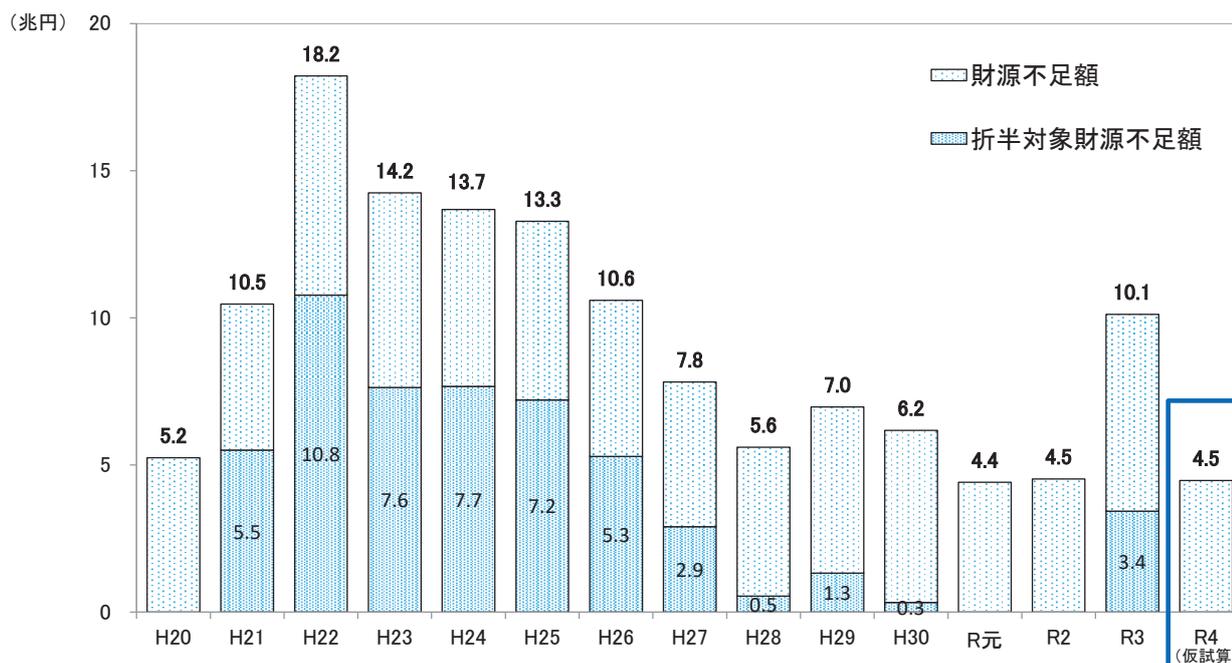
東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等の事業費及び財源の確実な確保

東日本大震災の復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確実に確保。

6

(参考1) 地方の財源不足額の推移

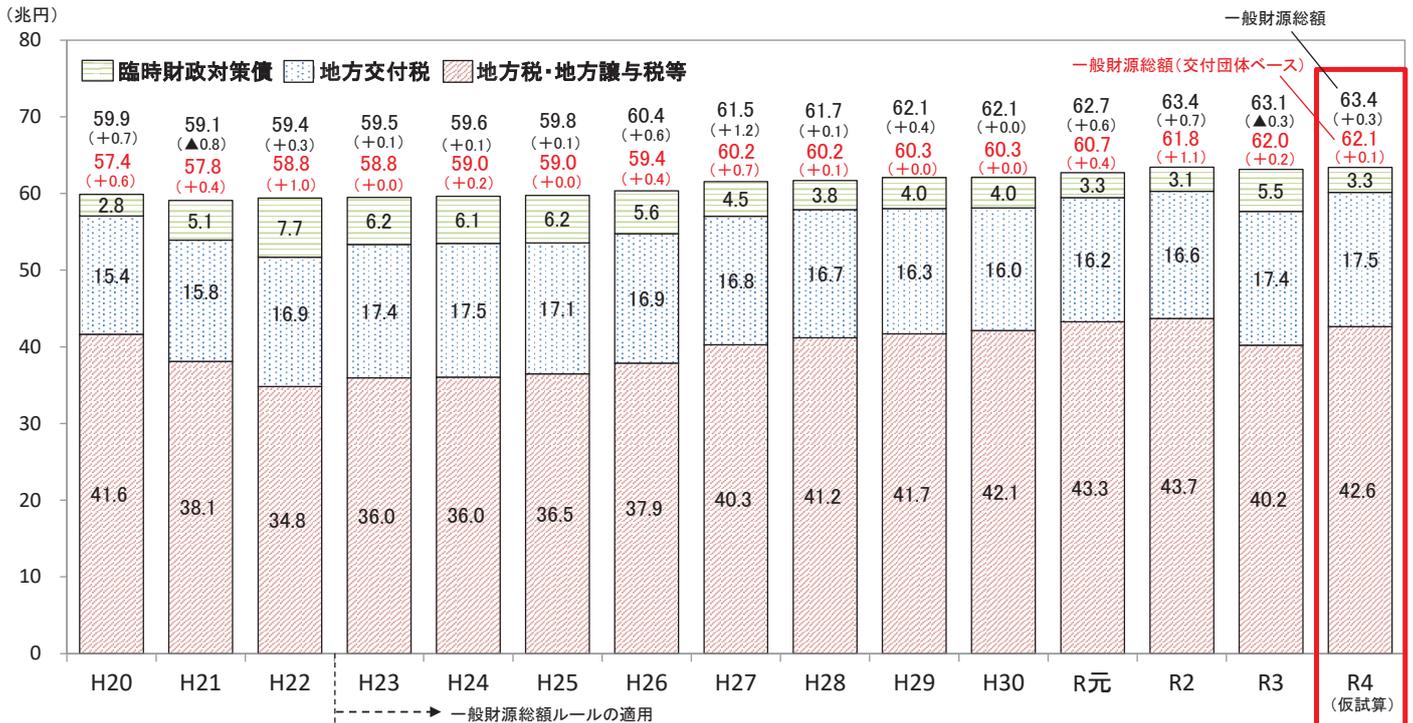
【地方の財源不足額(地財計画ベース)の推移】



7

(参考2) 地方一般財源総額の推移

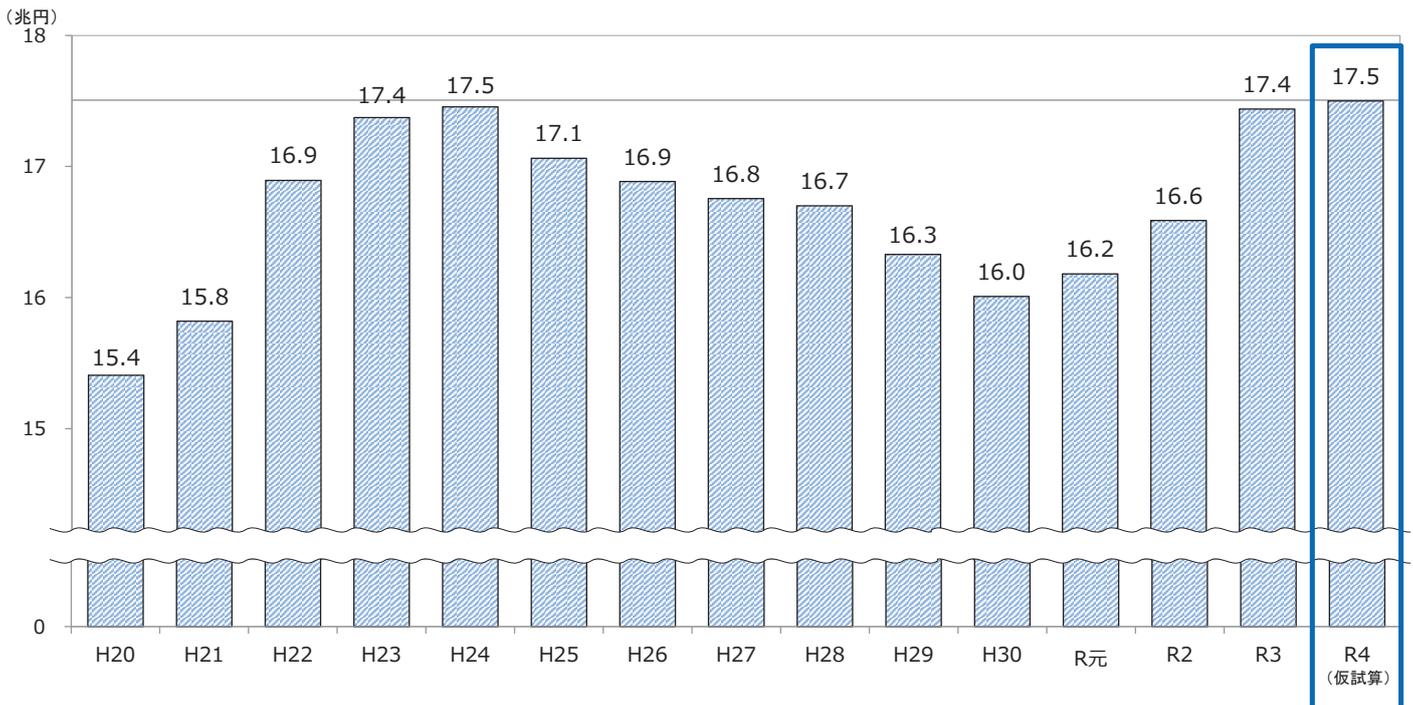
〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕



8

(参考3) 地方交付税総額の推移

〔地方交付税総額(地財計画ベース)の推移〕

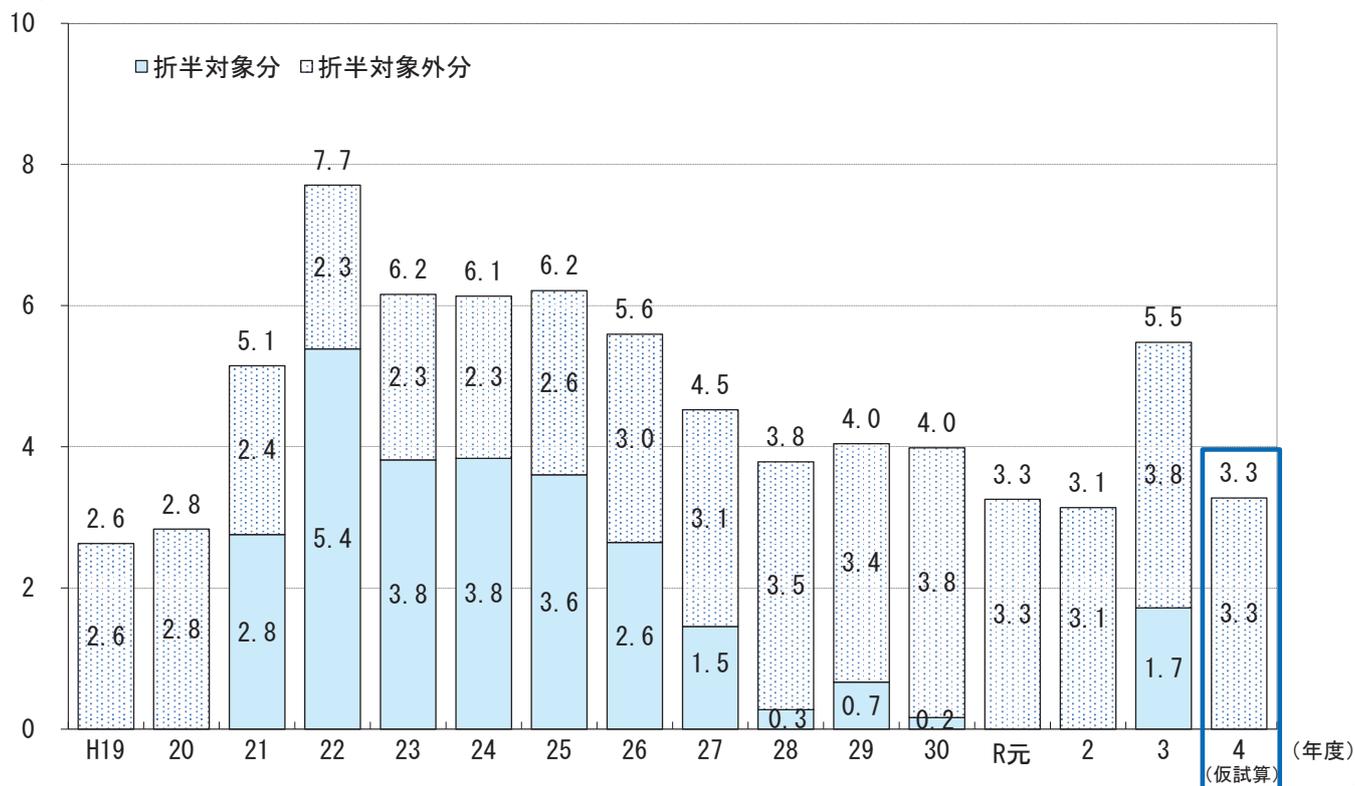


9

(参考4) 臨時財政対策債発行額の推移

【臨時財政対策債発行額(地財計画ベース)の推移】

(兆円)



10

令和2年度国税決算に伴う地方交付税法定率分の増減

①一般会計分

(単位:億円)

区分	国 税			地 方 交 付 税			
	補正後予算額 A	決算額 B	B-A	交付税率 C	交付税(補正後) A * C = D	交付税(決算) B * C = E	増減額 E - D
所得税	184,960	191,898	6,938	0.331	61,222	63,518	2,296
法人税	80,410	112,346	31,936	0.331	26,616	37,187	10,571
酒 税	11,430	11,336	▲ 94	0.500	5,715	5,668	▲ 47
消費税	192,730	209,714	16,984	0.195	37,582	40,894	3,312
合 計	469,530	525,294 (a)	55,764		131,135	147,267	16,132

(参考)

一般会計分の合計	551,250	608,216	56,966
----------	---------	---------	--------

②交付税特会分

区分	国 税			地 方 交 付 税			
	補正後予算額 A	決算額 B	B-A	交付税率 C	交付税(補正後) A * C = D	交付税(決算) B * C = E	増減額 E - D
地方法人税	10,343	14,183 (b)	3,840	1.000	10,343	14,183	3,840

地方交付税の対象税目の増減 (a)+(b)

59,604 億円

令和2年度国税決算に伴う地方交付税の法定率分の増減(合計)

19,972

※表示単位未満四捨五入の関係で合計と内訳等が一致しない場合がある。

11

年度途中で地方交付税が増加した場合の対応

- ①前年度の国税決算で剰余金が生じた場合、地方交付税の法定率分が増加する。
- ②当該年度の国税収入が増額補正された場合、地方交付税の法定率分が増加する。
- 近年では、地方財政に巨額の財源不足が生じていることから、上記①②により、年度途中で地方交付税が増加する場合は、**当該年度の普通交付税の調整額分の追加交付(調整戻し)や、追加的に発生する財政需要への対応に必要な財源を確保した上で、その剰余を、翌年度の地方交付税の財源として活用するために繰り越す**ことを基本としている。
 - ※ 調整額とは、普通交付税の算定上、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超える場合に、両者を合わせるために普通交付税の総額を減額した額。補正予算により交付税総額が増加した場合、調整額分を追加交付する(調整戻し)。
 - ※ 翌年度に繰り越すためには地方交付税法の改正が必要。

【参考】近年の年度途中の地方交付税の増加への対応

年度	前年度 国税決算(A)	当該年度 国税補正(B)	合計 (A+B)	対応				普通交付税再算定・ 特別交付税増額 の内容
				調整戻し	普通交付税 の再算定	特別交付税 の増額	翌年度繰越	
H22	+5,758億円	+7,368億円	+1兆3,126億円	304億円	2,516億円	180億円	1兆 126億円	「雇用対策・地域資源活用 臨時特例費」の拡充等
H23	+5,455億円	+3,608億円	+9,063億円	881億円	—	3,573億円	4,608億円	東日本大震災対応
H24	+2,244億円	+662億円	+2,906億円	707億円	—	—	2,199億円	
H25	+4,176億円	+7,432億円	+1兆1,608億円	259億円	—	—	1兆1,349億円	
H26	+4,569億円	+4,969億円	+9,538億円	315億円	—	—	9,224億円	
H27	+6,372億円	+6,741億円	+1兆3,113億円	469億円	—	—	1兆2,644億円	
H30	+2,684億円	+2,627億円	+5,311億円	396億円	—	700億円	4,215億円	平成30年7月豪雨対応

※令和元年度は、前年度国税決算により交付税が増(+1,156億円)となったものの、当該年度国税補正により交付税が減(▲7,651億円)となり、合計で減となった。12

公立病院の現状と課題について

令和3年11月24日
自治財政局
公営企業課

全国の病院に占める公立病院の役割

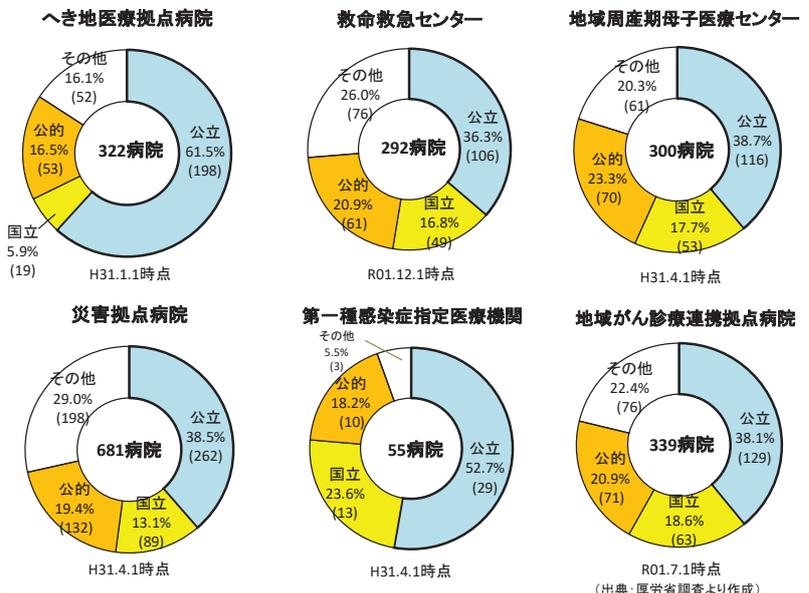
- 全国の病院に占める公立病院の割合は、病院数で約10%、病床数で約14%。
- 民間病院の立地が困難なへき地等における医療や、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に係る医療、民間病院では限界のある高度・先進医療の多くを公立病院が担っている。

○全国の病院に占める公立病院の割合

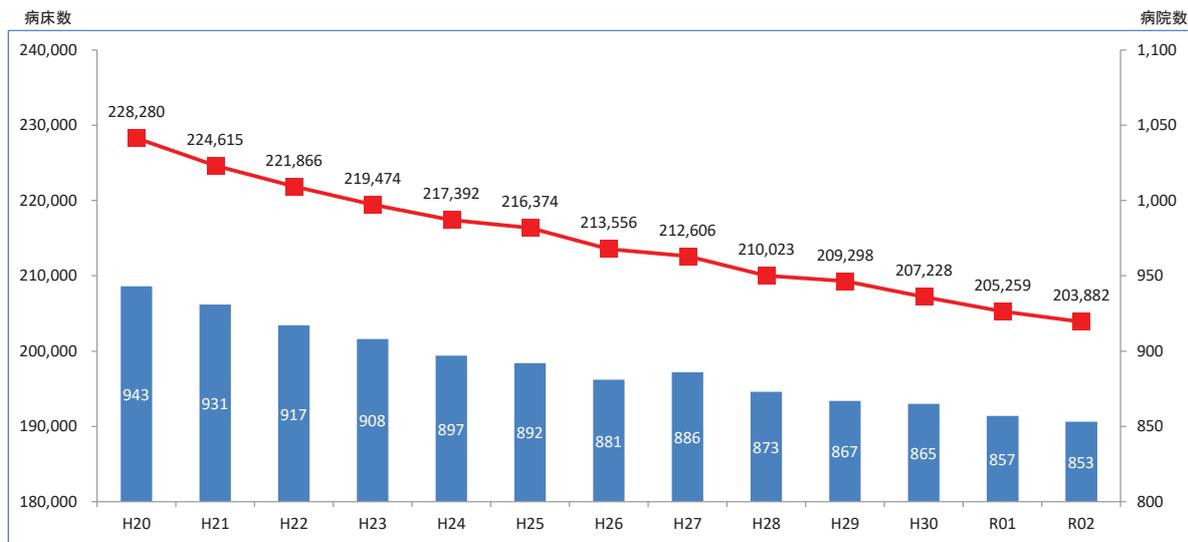
	病院数	病床数
全体	8,273	1,522,377
公立	857 (10.4%)	205,259 (13.5%)
国立	322 (3.9%)	126,006 (8.3%)
公的	344 (4.2%)	105,403 (6.9%)
その他	6,750 (81.5%)	1,085,709 (71.3%)

※表は医療施設動態調査（令和2年3月末）（厚労省）より作成
※表の「公立病院」は、地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院
※表の「公的病院」は、公立大学附属病院や日本赤十字社、済生会、厚生連等が開設・運営する病院

○自治体病院の役割



公立病院数と病床数の推移（地方独立行政法人を含む）



年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
病院数	943	931	917	908	897	892	881	886	873	867	865	857	853
増減率	△1.9	△1.3	△1.5	△1.0	△1.2	△0.6	△1.2	0.6	△1.5	△0.7	△0.2	△0.9	△0.5
病床数計	228,280	224,615	221,866	219,474	217,392	216,374	213,556	212,606	210,023	209,298	207,228	205,259	203,882
増減率	△1.1	△1.6	△1.2	△1.1	△0.9	△0.5	△1.3	△0.4	△1.2	△0.3	△1.0	△1.0	△0.7

※出典：地方公営企業決算状況調査
 ※病院数は、建設中のものを除いている。

2

公立病院（地方独立行政法人を含む）の立地

○ 公立病院の約65%は10万人未満市町村に、約30%は3万人未満市町村に所在

○ へき地等を多く抱える都道府県ほど、全病床数に占める公立病院の病床数の割合が高い傾向にある

【所在市区町村人口区別の公立病院数】

所在市区町村の人口	病院数 ※地独法を含む	
合計	857	
23区及び指定都市	75	
30万人以上	64	
10万人～30万人	158	全公立病院の 65.3%
5万人～10万人	178	
3万人～5万人	123	
3万人未満	259	

【公立病院の病床数の割合が高い都道府県】

都道府県名	割合 (%)	公立病院の病床数 /全病床数
山形県	45.1	5,089/11,283
岩手県	44.4	5,347/12,054
青森県	37.3	5,176/13,873
山梨県	31.4	2,745/8,750
島根県	31.2	2,620/8,385
富山県	30.9	4,110/13,320
滋賀県	30.8	3,822/12,404
岐阜県	29.7	4,988/16,809
和歌山県	29.5	3,428/11,610
静岡県	29.5	9,341/31,692

※ 表の病院数は、令和元年度における地方公営企業の病院及び公営企業型地方独立行政法人病院（建設中の病院を除く。）

（参考）東京都 8.1%
 大阪府 11.1%

（出典：令和元年度医療施設調査（厚労省））

3

公立病院損益収支の状況

決算状況調査

(単位: 億円、%)

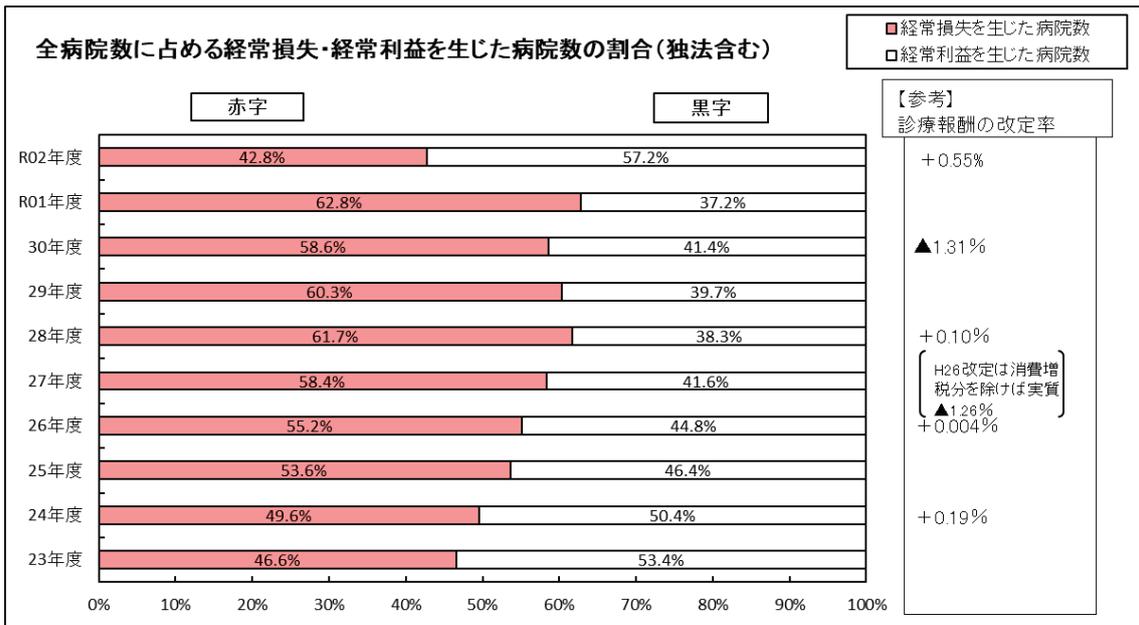
	H23	24	25	26	27	28	29	30	R1 (A)	2 (B)	(B)-(A) (A)
総 収 益	44,214	44,822	45,247	47,827	48,383	48,880	50,013	51,016	52,070	55,285	6.2
(うち他会計繰入金) a	6,115	6,026	5,986	6,267	5,973	5,979	6,082	6,203	6,302	6,493	3.0
経 常 収 益	43,874	44,552	44,882	46,483	47,895	48,424	49,694	50,652	51,713	54,399	5.2
うち 医 業 収 益	38,772	39,585	40,004	40,622	41,961	42,467	43,657	44,487	45,526	44,360	△ 2.6
総 経 常 費 用	44,177	44,590	45,592	52,497	49,099	49,899	50,998	51,877	53,054	53,919	1.6
うち 医 業 費 用	43,826	44,216	44,979	46,821	48,436	49,255	50,461	51,337	52,693	53,149	0.9
うち 医 業 費 用	41,421	42,009	42,829	44,250	45,839	46,726	47,930	48,811	50,056	50,370	0.6
純 損 益 A	37	232	△ 336	△ 4,870	△ 737	△ 1,020	△ 985	△ 860	△ 984	1,366	238.8
純 利 益	(388) 860	(380) 884	(332) 685	(188) 535	(314) 730	(294) 587	(285) 565	(307) 601	(290) 539	(431) 2,125	293.9
純 損 失	(280) 823	(285) 652	(348) 1,021	(488) 5,405	(386) 1,467	(382) 1,806	(397) 1,550	(376) 1,461	(384) 1,524	(252) 758	△
経 常 損 益	248	336	△ 99	△ 338	△ 542	△ 831	△ 767	△ 685	△ 980	1,251	227.6
経 常 利 益	(385) 881	(388) 947	(327) 735	(311) 760	(286) 720	(279) 583	(288) 563	(312) 595	(281) 439	(420) 1,971	348.5
経 常 損 失	(283) 633	(307) 611	(351) 835	(370) 1,098	(382) 1,262	(407) 1,414	(384) 1,330	(371) 1,280	(403) 1,419	(283) 720	△ 49.3
資 本 不 足 額	(4) 65	(3) 77	(5) 85	(105) 2,252	(108) 2,244	(111) 2,481	(119) 2,635	(125) 2,689	(131) 2,773	(112) 2,447	△ 11.8
資本不足額(繰延収益控除後)	-	-	-	(63) 1,447	(57) 1,430	(56) 1,598	(56) 1,608	(61) 1,576	(67) 1,576	(52) 1,309	△ 16.9
累 積 欠 損 金	(516) 20,364	(500) 19,820	(505) 19,788	(486) 18,056	(478) 17,884	(481) 18,509	(484) 19,005	(483) 19,498	(499) 19,908	(475) 19,062	△ 4.2
不 良 債 務	(40) 172	(34) 125	(27) 109	(68) 283	(62) 248	(73) 320	(74) 375	(71) 403	(81) 478	(46) 238	△ 50.3
減 価 償 却 額 B	2,889	2,924	3,036	3,589	3,734	3,863	3,935	3,982	3,988	3,964	△ 0.6
償 却 前 収 支 A + B	2,928	3,156	2,700	△ 1,281	2,997	2,844	2,950	3,122	3,004	5,330	77.5
総 事 業 数	678	675	678	681	680	686	682	683	684	683	△ 0.1
総 病 院 数	908	897	892	881	886	873	867	865	857	853	△ 0.5
純 損 失 を 生 じ た 事 業 数	42.8	43.7	51.0	72.4	53.8	57.1	58.2	55.1	57.6	36.9	-
経 常 損 失 を 生 じ た 事 業 数	43.2	45.5	51.8	54.3	56.2	59.3	57.8	54.3	58.9	38.5	-
総 事 業 数 ・ 病 院 数 に 対 する 割 合	45.6	48.4	53.3	76.3	56.8	59.8	61.0	59.9	61.1	40.8	-
純 損 失 を 生 じ た 病 院 数	46.6	49.6	53.6	55.2	58.4	61.7	60.3	58.6	62.8	42.8	-
経 常 収 支 比 率	100.1	100.5	99.2	90.7	98.5	98.0	98.1	98.3	98.1	102.5	-
経 常 収 支 比 率	100.6	100.8	99.8	99.3	98.9	98.3	98.5	98.7	98.1	102.4	-
医 業 収 支 比 率	93.8	94.2	93.4	91.8	91.5	90.9	91.1	91.0	91.0	88.1	-

- (注1) ()内は事業数である。
- (注2) 総事業数及び総病院数には、建設中のものを含まない。
- (注3) 公営企業型地方独立行政法人病院を含む

4

公立病院経常収支の状況 (黒字・赤字病院の割合) (地方独立行政法人を含む)

決算状況調査



【赤字・黒字病院数の推移】(建設中を除く)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R02-R01増減率
黒字病院	485	452	414	395	369	334	344	358	319	488	53.0%
赤字病院	423	445	478	486	517	539	523	507	538	365	▲32.2%
計	908	897	892	881	886	873	867	865	857	853	▲0.5%

5

規模別の公立病院の経営状況（300床以上）（地方独立行政法人を含む）

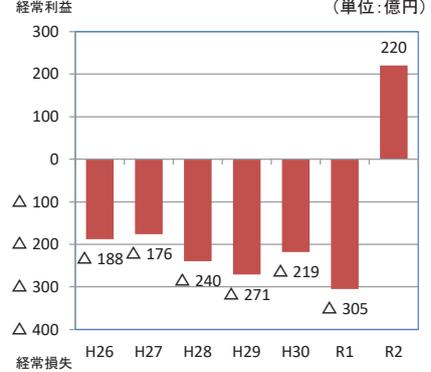
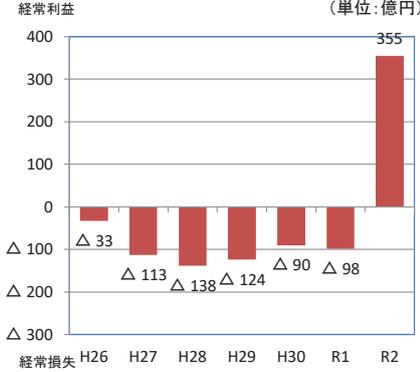
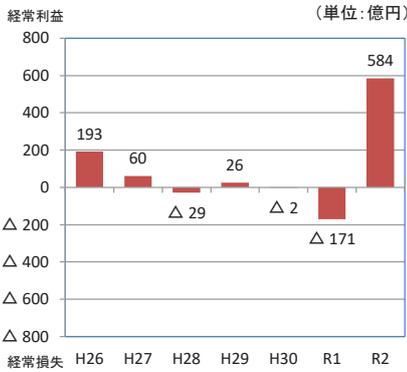
決算状況調査

500床以上病院
(R2: 95病院うち黒字病院は71病院)

400床以上500床未満病院
(R2: 77病院うち黒字病院は53病院)

300床以上400床未満病院
(R2: 120病院うち黒字病院は76病院)

経常損益



経常収支比率

※経常収益/経常費用×100

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	99.8	100.1	100.0	99.2	102.8	3.6

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	98.5	98.7	99.0	98.9	103.7	4.8

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	97.2	97.0	97.7	96.9	102.2	5.3

医業収支比率

※医業収益/医業費用×100

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	95.5	95.1	95.2	94.9	86.9	-8.0

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	93.4	93.0	94.0	93.9	85.0	-8.9

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	92.1	91.0	90.5	89.7	82.5	-7.2

※建設中、想定企業会計の病院を除く

6

規模別の公立病院の経営状況（300床未満）（地方独立行政法人を含む）

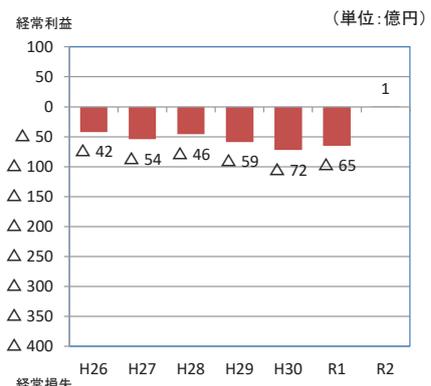
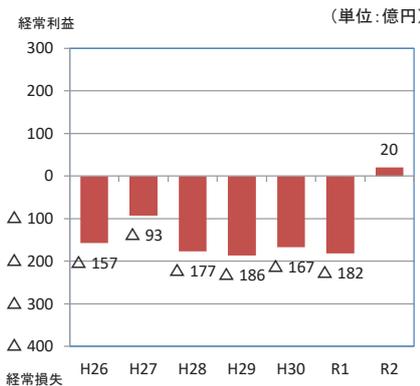
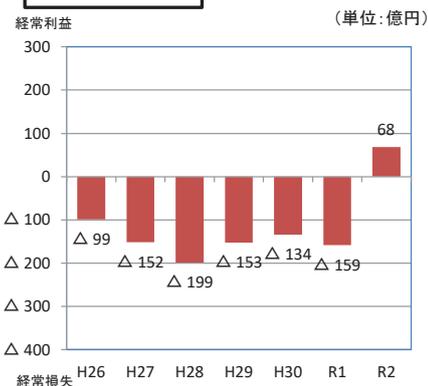
決算状況調査

200床以上300床未満病院
(R2: 99病院のうち黒字病院は57病院)

100床以上200床未満病院
(R2: 207病院のうち黒字病院は108病院)

100床未満病院
(R2: 255病院のうち黒字病院は123病院)

経常損益



経常収支比率

※経常収益/経常費用×100

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	96.2	97.1	97.4	96.8	101.4	4.6

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	96.6	96.5	96.9	96.6	100.4	3.8

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	98.1	97.6	97.1	97.5	100.1	2.6

医業収支比率

※医業収益/医業費用×100

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	88.7	87.9	87.7	87.5	76.7	-10.8

年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	85.5	84.5	83.6	83.7	78.9	-4.8

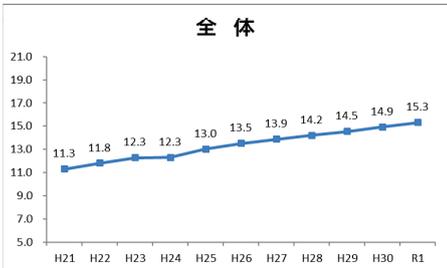
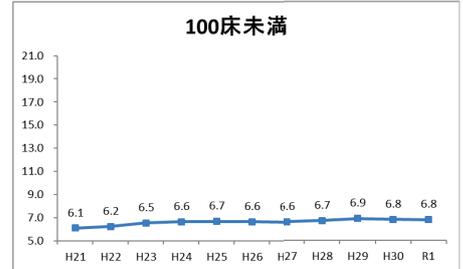
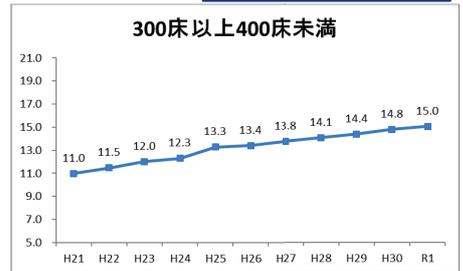
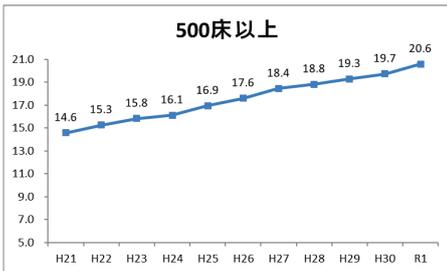
年度	H28	H29	H30	R1	R2	増減
比率 (%)	77.2	75.4	74.1	74.1	70.6	-3.5

※建設中、想定企業会計の病院を除く

7

公立病院の病床規模別常勤医師数（100床当たり）の推移（地方独立行政法人を含む）

決算状況調査



※出典：地方公営企業決算状況調査
地方独立行政法人（病院事業）に関する決算状況調査
※指定管理者制度導入病院を除く

公立病院改革ガイドライン（平成19年12月通知）の概要

公立病院改革の目的・必要性

- 公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制を確保
- その中で、公立病院が安定的に不採算医療や高度・先進医療などの重要な役割を担っていくことができるようにする

公立病院改革プランの策定

- 地方公共団体は、平成20年度内に公立病院改革プランを策定（経営効率化は3年、再編・ネットワーク化、経営形態見直しは5年程度を標準）
- 当該病院の果たすべき役割及び一般会計負担の考え方を明記
- 改革の視点

3つの視点に立って、公立病院改革を推進

経営の効率化

➢ 経営指標の数値目標を自治体が独自に設定し、経費削減や収入確保へ努力

※ 黒字病院の割合
H20:29.7% ↗ H25:46.4%

再編・ネットワーク化

➢ 病院の統合や基幹病院と日常的な医療を行う病院とに再編する等の取組み

※ 統合・再編に取り組んでいる公立病院
65ケース、162病院

経営形態の見直し

➢ 民間の経営手法等を導入

※ H21～H25見直し実施 227病院
うち地方独立行政法人化 53病院
指定管理者制度の導入 16病院 等

公立病院改革プランの点検・評価・公表の状況

- ほぼ全ての公立病院において公立病院改革プランを策定
- 都道府県関係では37団体、市町村等関係では339団体、合計376団体（92.4%）が点検・評価を実施済み又は実施を予定
※公立病院改革プランの対象期間が平成25年度以降にわたるものについてのみ計上

現行の「新公立病院改革ガイドライン」概要 (平成27年3月31日付け総務省自治財政局長通知)

公立病院改革の目指すもの

- 公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制を確保
- その中で、公立病院が安定的に不採算医療や高度・先進医療などの重要な役割を担っていくことができるようにする

主な項目

① 地方公共団体に対する新公立病院改革プラン策定の要請

- i) 策定時期 平成27年度又は平成28年度(地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、できる限り早期に策定)
※ プラン策定後、医療介護総合確保推進法に基づく協議の場の合意事項と齟齬が生じた場合は、速やかにプランを修正
- ii) プランの期間 策定年度～令和2年度を標準
- iii) プランの内容 以下の4項目を内容とする

<p>④ 地域医療構想を踏まえた役割の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来の機能別の医療需要・必要病床数が示される地域医療構想と整合性のとれた形での当該公立病院の具体的な将来像を明確化 ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割を明確化 等 	<p>経営の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公立病院が担う役割を確保しつつ、黒字化を目指して、經常収支比率等の数値目標を設定し、経営を効率化 ・ 医師等の人材確保・育成、経営人材の登用等に留意しつつ、経費削減・収入増加等の具体的な取組を明記 等
<p>再編・ネットワーク化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院間で機能の重複・競合が見られる病院、病床利用率が低水準の病院等、再編・ネットワーク化を引き続き推進(公的・民間病院との再編等を含む) 等 	<p>経営形態の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間的経営手法導入等の観点から、地方独立行政法人化、指定管理者制度導入、地方公営企業法の全部適用、民間譲渡等経営形態の見直しを引き続き推進 等

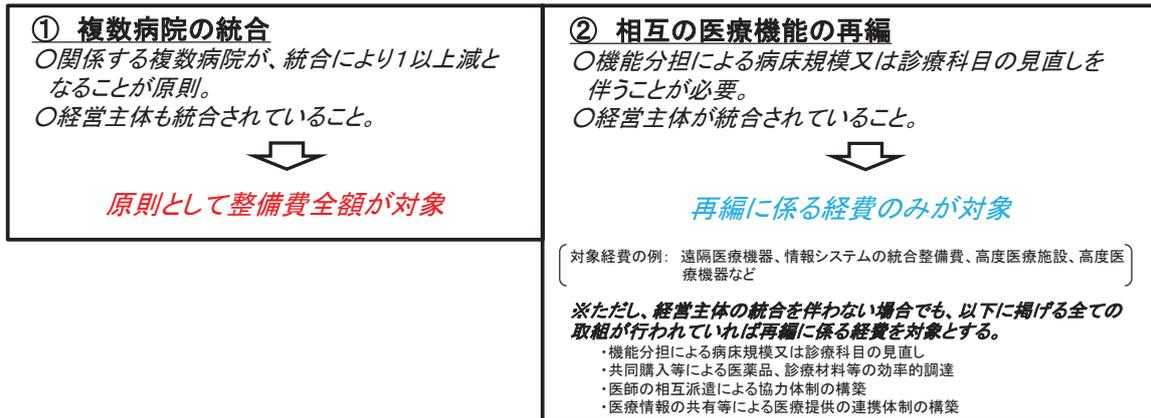
② 都道府県の役割の強化

- ・ 都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、地域医療提供体制の確保について、これまで以上の責任を有することから、地域医療構想の実現に向けた取組とも連携しつつ、再編・ネットワーク化等に積極的に参画
- ・ 管内の公立病院施設の新設・建替等に当たっての都道府県のチェック機能を強化

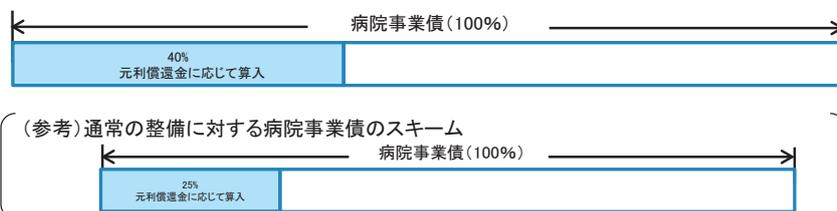
10

再編・ネットワーク化に係る地方財政措置

新公立病院改革プランに基づき行われる公立病院等の再編・ネットワーク化に係る施設・設備の整備について、病院事業債(特別分)を措置(令和3年度までの措置)。



病院事業債の特別分の対象: 元利償還金の40%を普通交付税措置(特別分)



11

「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化に関する検討会」について

1. 開催趣旨

公立病院は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしており、新型コロナウイルス感染症への対応においては、その重要性が改めて認識されたところである。

一方、公立病院は、「新公立病院改革ガイドライン」（平成27年3月31日付け自治財政局長通知）を踏まえ、令和2年度までを標準対象期間とする新公立病院改革プランを策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化や再編・ネットワーク化などの様々な経営改革に取り組んできたが、依然として、医師不足等による厳しい経営状況が続いている。今般の感染症対応では、感染症拡大時に備えた平時からの取組の重要性が浮き彫りにされた。

また、地方財政審議会からは、「各地方自治体における公立病院改革に関するこれまでの取組を検証するとともに、厚生労働省における感染症への対応を踏まえた地域医療構想の考え方等も勘案しながら、感染症への対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組を進めるための方策を検討すべき」（令和3年5月21日「感染症を乗り越えて活力ある地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見」）との意見が示されている。

このような状況を踏まえ、感染症対応の視点も含めた持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院に対する新たなガイドラインや地方財政措置について検討するため、検討会を開催する。

2. 構成員

・堀場 勇夫	地方財政審議会会長（座長）	・星野 菜穂子	地方財政審議会委員
・伊関 友伸	城西大学経営学部教授	・望月 泉	岩手県八幡平市病院事業管理者
・小池 創一	自治医科大学教授	・八木 聰	兵庫県病院局病院事業副管理者
・辻 琢也	一橋大学国際・公共政策研究部教授	・和田 頼知	公認会計士
・沼尾 波子	東洋大学国際学部教授	（オブザーバー	鷲見 学 厚生労働省医政局地域医療計画課長）

3. 開催実績

- ・第1回：令和3年10月6日
- ・第2回：令和3年10月27日
- ・第3回：令和3年11月17日
- ・第4回：令和3年12月6日（予定）

12

これまでの公立病院改革の取組と課題(再編・ネットワーク化・地域医療構想)①

- 公立病院は、平成20年度以降、総務省のガイドラインを踏まえ、二回にわたり改革プランを策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化、再編・ネットワーク化をはじめ、様々な経営改革に取り組んできた。

	H20～H26実績	H27～R2実績	合計	【参考】 実施中 (梓組合意)
再編・ネットワーク化 関連病院数	126公立病院	67公立病院	193公立病院	60公立病院

- その結果、令和2年度の公立病院数及び病床数は、以下のとおり大きく減少。

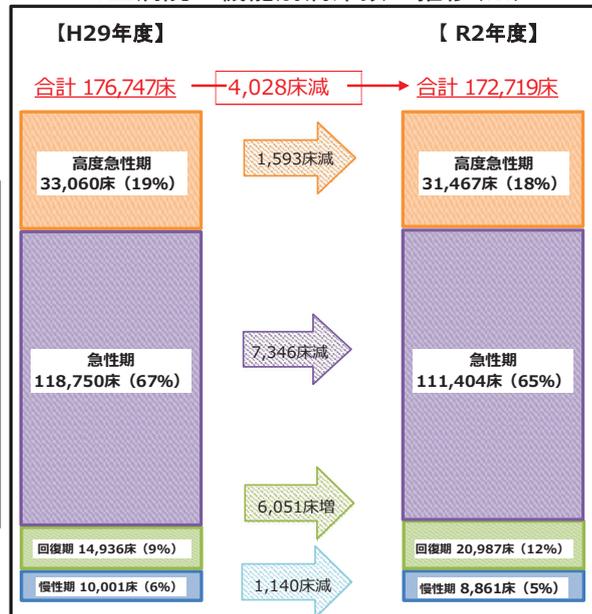
	ピーク時 (H14)	H20	R2	増減率 (H20→R2)	増減率 (H14→R2)
公立病院数	1,007	943	853	▲9.5%	▲15.3%
公立病院の病床数	239,921	228,280	203,882	▲10.7%	▲15.0%

13

これまでの公立病院改革の取組と課題(再編・ネットワーク化・地域医療構想)②

- これまでの公・民の取組の結果、2020年病床機能報告における2025年の病床見込み数(119.8万床)は、地域医療構想における2025年の必要病床数(119.1万床)と遜色ない水準。
- 機能別病床数についても、全体として、地域医療構想の実現に沿った方向で病床機能の転換が進んでいる。

公立病院の機能別病床数の推移(※)



課題

- 2025年の必要量の達成に向けては、公立・民間合わせた全体として、急性期病床から回復期病床への大幅な転換が必要
- 公立病院についても、**機能分化・連携強化**を進めることで、全体として**医師確保**につなげ、**基幹病院の急性期機能を強化**するとともに、回復期病床ニーズに対応していくことが必要

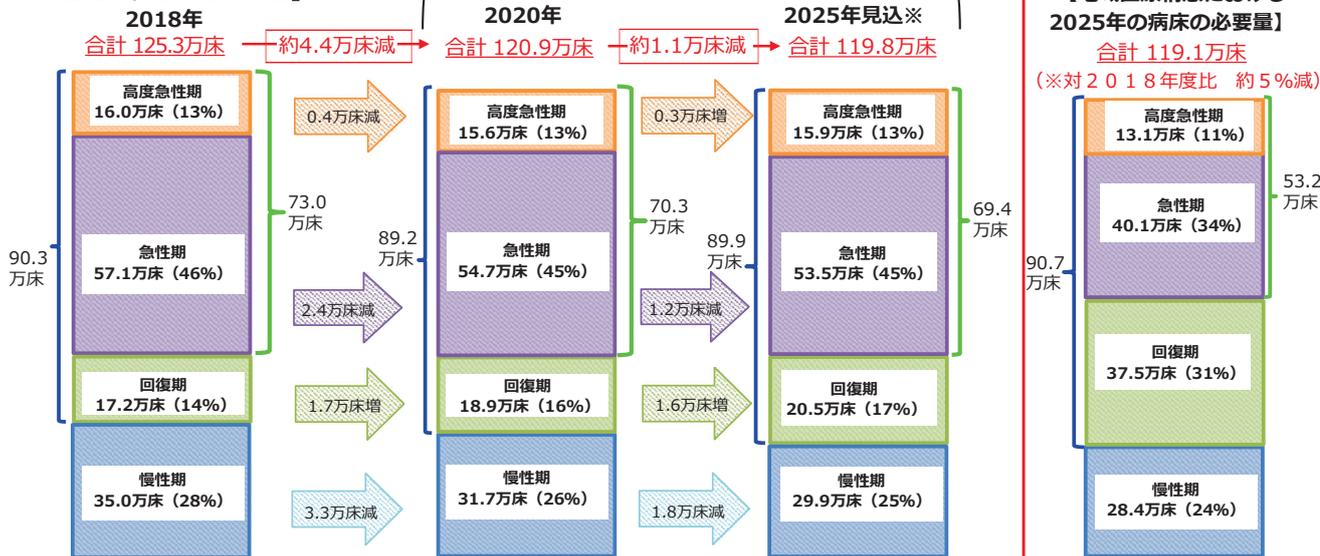
※出典：総務省が令和3年4月に行ったアンケート結果（新公立病院改革プランに記載のある全896病院を対象に調査し、うち850病院から回答）14

【参考】2020(令和2)年度病床機能報告について

- 病床機能報告は、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)により改正された「医療法」(昭和23年法律第205号)第30条の13に基づき実施。
- 医療機関のそれぞれの病棟が担っている医療機能を把握し、その報告を基に、地域における医療機能の分化・連携を進めることが目的。
- 各医療機関の病棟ごとに病床が担う医療機能(高度急性期機能、急性期機能、回復期機能、慢性期機能)等を報告。(2020(令和2)年7月1日時点、2025(令和7)年7月1日時点)
- ⇒ これによって、医療機関における地域医療構想を踏まえた取組状況に関し、都道府県において個々の医療機関における従来の病床機能ごとの病床数の変遷や2025年に予定する病床機能ごとの病床数について把握可能。

【2018年度病床機能報告】

【2020年度病床機能報告】

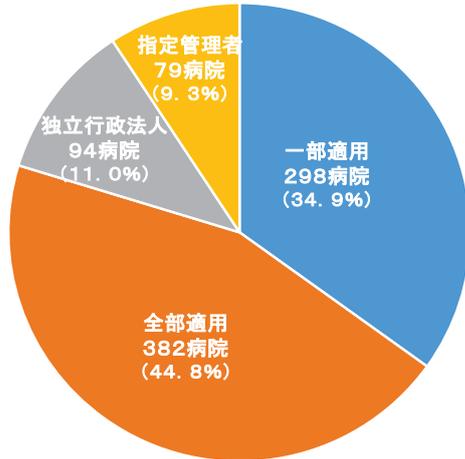


※ 2018年度病床機能報告における2025年見込の病床数は合計122.2万床。

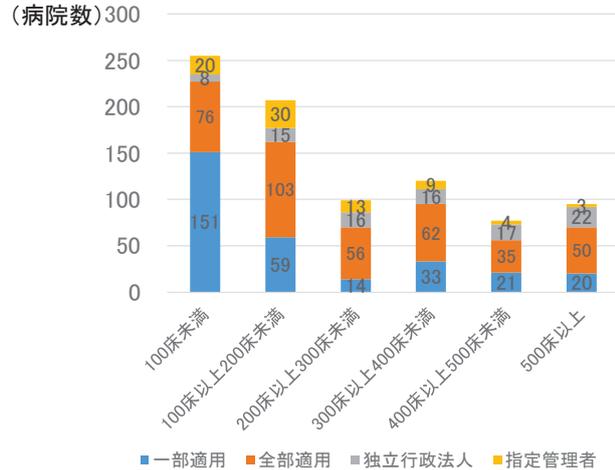
これまでの公立病院改革の取組と課題(経営形態の見直し)①

- 経営形態の見直しについては、令和2年度時点で、94病院が独法化、79病院が指定管理に移行しており、全部適用の382病院を含め、計555病院(65.1%)がマネジメントの強化等に取り組んでいる。

■ 公立病院の経営形態(全体)



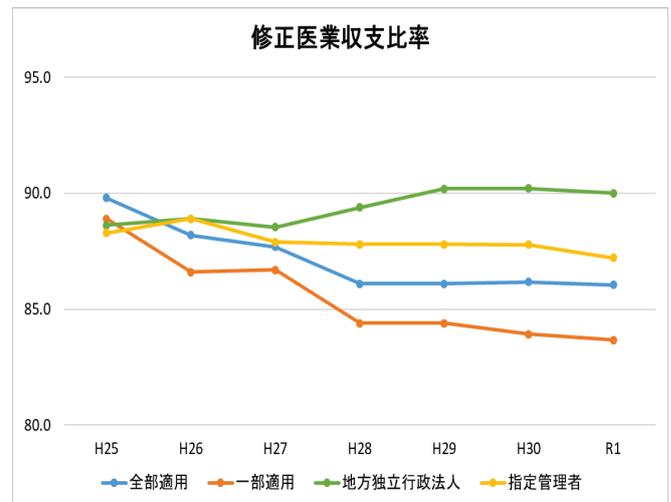
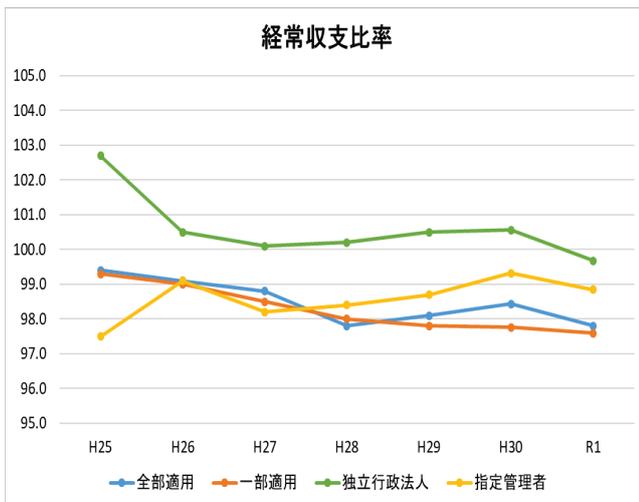
■ 公立病院の経営形態(病床規模別)



16

これまでの公立病院改革の取組と課題(経営形態の見直し)②

- 経営形態別の経営状況を見ると、一部適用の病院よりも、それ以外の経営形態(特に独法)の経営状況が良好。独法化は、医療従事者の確保、事務職員の専門性の向上といった、人材確保の面でもメリットが大きい。



課題

- 経営形態の見直し(特に独法化)は、経営の安定化や人材確保の面で経営基盤強化につながるが、200床以上の病院の22.5%が一部適用のままとなっているなど、**更なる経営形態の見直しの余地あり**

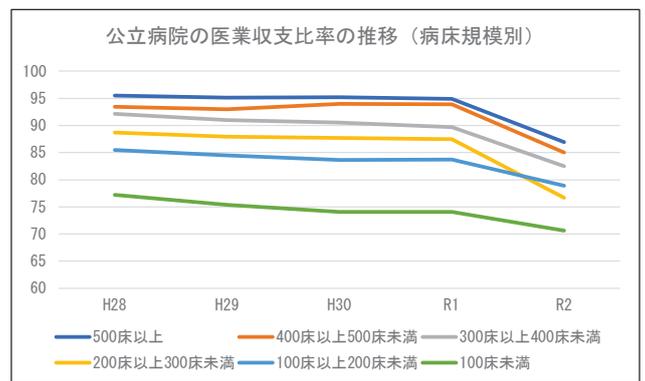
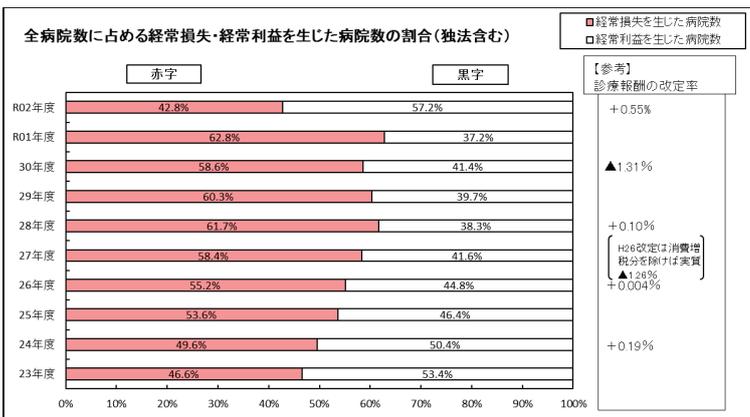
17

これまでの公立病院改革の取組と課題(経営の効率化)

- 経営の効率化については、医師等の確保・育成、薬剤・医療材料等の共同購入、医療機能・診療科の見直しによる診療報酬の確保・費用の適正化、人件費や施設・設備整備費の抑制など様々な取組を実施してきた。

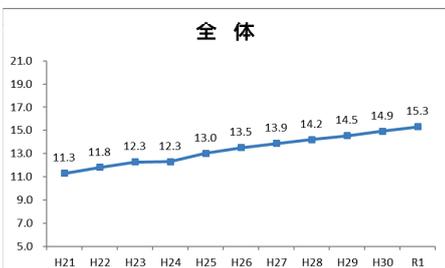
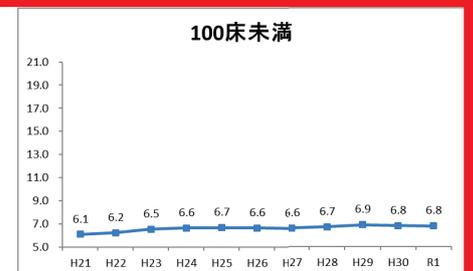
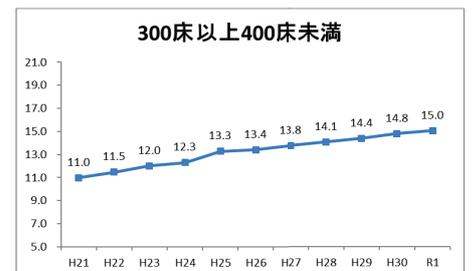
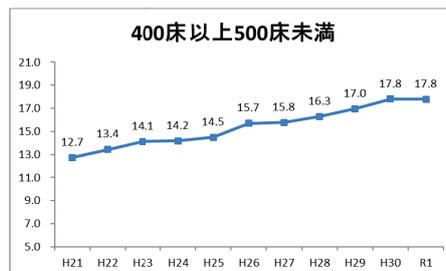
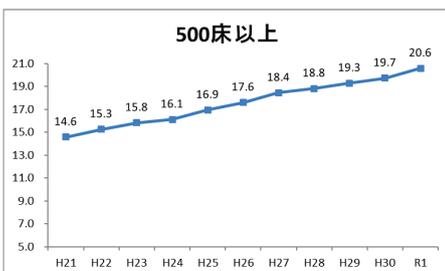
課題

- 医師・看護師の不足などにより、依然として**多くの公立病院で経常赤字**が継続
- 中でも**不採算地区病院**がその**多くを占める中小病院**は、医師確保がネックとなって**医業収支が改善できず、厳しい経営状況**



18

公立病院の病床規模別常勤医師数(100床当たり)の推移(地方独立行政法人を含む)



200床未満の病院(そのほとんどは不採算地区病院)において、医師確保が進んでいない

※出典: 地方公営企業決算状況調査
地方独立行政法人(病院事業)に関する決算状況調査
※指定管理者制度導入病院を除く

19

今般のコロナ対応に公立病院が果たした役割と課題①

- 公立病院は、今般の新型コロナ対応において、感染患者の受入、発熱外来の設置、PCR検査、ワクチン接種といった中核的な役割を果たしており、その重要性が改めて認識された。
- 一方、日本の医療提供体制全体の課題として、医師等の医療資源の急性期医療への重点配置が進んでいないため、病床の逼迫や医療崩壊といわれる事態が生じたが、地域医療構想の取組が進んでいけば、このような事態は避けられたのではないかと指摘がなされている。
- 実際に、公立病院においても、基幹病院とサテライト病院の機能分化・連携強化を行ったことで、基幹病院の機能強化と医師・看護師等の確保・集約が進み、新型コロナ対応において大きな効果を発揮したとの報告がある。

【事例】兵庫県

(平成21年度)

(平成27年度)

県立尼崎病院(500床)



県立尼崎総合医療センター(730床)

県立塚口病院(400床)

(ICU整備・マンパワー確保がコロナ対応に力を発揮)

20

今般のコロナ対応に公立病院が果たした役割と課題②

- また、地方独立行政法人に移行した公立病院においては、柔軟な勤務制度や専門性を考慮した給与制度等を通じた人材の確保・育成、組織・定数のルールに縛られない機動的な人員配置により、新型コロナへの対応力の強化につながったとの報告がある。
- このほか、個々の公立病院において、感染症拡大時に転用できるような施設・設備(例:動線分離、個室化、陰圧化、転用しやすいスペースの確保など)を、平時から整備しておくことが重要。

課題

- 医療法改正により、令和6年度より開始される第8次医療計画から、新興感染症等の感染拡大時の医療が位置付けられることとされており、今後の地域医療提供体制を確保する上では、**感染拡大時に備えた平時からの取組**が重要な課題
- 具体的な平時からの取組としては、以下が挙げられる
 - ① **各病院の機能分化と連携強化**を通じた感染拡大時の役割分担の明確化
 - ② **独法化等の経営形態の見直し**を通じた人材の確保や機動性の確保
 - ③ **感染症拡大時に転用しやすい施設・設備の整備**

21

【参考】公立病院における新型コロナウイルス感染症への対応状況①

① 各都道府県の病床・宿泊療養施設確保計画に位置づけられた即応病床数

(1) 総数 …… 35,196

(2) (1)のうち公立病院 …… 11,130 → **公立病院のシェア(2)／(1) = 約32%**

② 人工呼吸器等使用新型コロナ入院患者数(人)

(1) 総数 …… 564

(2) (1)のうち公立 …… 315 → **公立病院のシェア(2)／(1) = 約56%**

(参考) 全国の病床数に占める公立病院の病床数は約**13%**

(注)①は「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」(厚生労働省・令和3年6月16日時点)に基づき作成。
 ②は「医療機関の新型コロナウイルス感染症患者の受入状況等について(補足資料)の公立・公的等・民間別 人工呼吸器等使用新型コロナ入院患者数の推移、(令和3年1月6日時点)」に基づき作成。
 参考は医療施設動態調査、地方公営企業決算統計より。

22

【参考】公立病院における新型コロナウイルス感染症への対応状況②

(都道府県病床・宿泊療養施設確保計画における公立病院の取組状況)

- ・ 計画対象公立病院は**総公立病院の2／3程度**。ただし、**300床以上規模の公立病院では9割超**。
- ・ 1公立病院あたりの**平均即応病床数は21床**。許可病床に占める即応病床の割合＝**転換率は6%**。
- ・ 病床規模が小さくなるほど転換率は低下。**99床以下規模の公立病院の転換率は200床規模の半分程度**。

	①	②	③	④	①／③	②／①	②／④
公立病院の病床規模	都道府県 病床確保計画 対象公立病院数	①の公立病院 最終フェーズ 即応病床数	公立病院総数	③の公立病院 許可病床数	計画対象 公立病院の割合	1病院あたり 即応病床数	即応病床への 転換率
500床以上	88	3,741	90	55,140	98%	43	7%
400～499床以下	65	1,936	70	31,056	93%	30	6%
300～399床以下	105	2,310	113	37,498	93%	22	6%
200～299床以下	82	1,326	93	22,820	88%	16	6%
100～199床以下	137	1,350	206	30,659	67%	10	4%
20～99床以下	63	467	248	15,676	25%	7	3%
合計	540	11,130	820	192,849	66%	21	6%

※最終フェーズにおける即応病床数は厚生労働省「新型コロナウイルス感染症患者の療養状況、病床数等に関する調査」(令和3年6月16日現在)より。

※病床規模は、令和元年度の許可病床数(令和元年度地方公営企業決算状況調査)。

※公立病院とは、地方公共団体が開設する地方公営企業法を適用する自治体病院、公営企業型地方独立行政法人が運営する病院。

23

経営条件の厳しい地域に所在する公立病院への財政措置の拡充(概要)

- 民間病院の立地が困難な経営条件の厳しい地域に所在する公立病院(不採算地区病院)は、今般のコロナ禍においても、地域唯一又は主要な病院として、平素の医療に加え、発熱外来の開設、PCR検査、行政部門と連携した住民の健康相談対応やワクチン接種の促進等に取り組んでいる。
- コロナ禍においても、病院機能を維持し、地域医療提供体制を確保するため、直近の不採算地区病院の実態を踏まえ、令和3年度について、不採算地区病院への自治体からの支援(繰出金)に係る特別交付税の基準額の見直しを行う。

【不採算地区病院設置自治体】



不採算地区病院の運営に要する経費に係る一般会計繰出金

【不採算地区病院】



特別交付税措置額＝一般会計繰出金×0.8

＜病床数に応じた基準額あり＞

- (第1種) 当該病院から最寄りの病院までの移動距離が15km以上
- (第2種) 当該病院の半径5km以内の人口が10万人未満

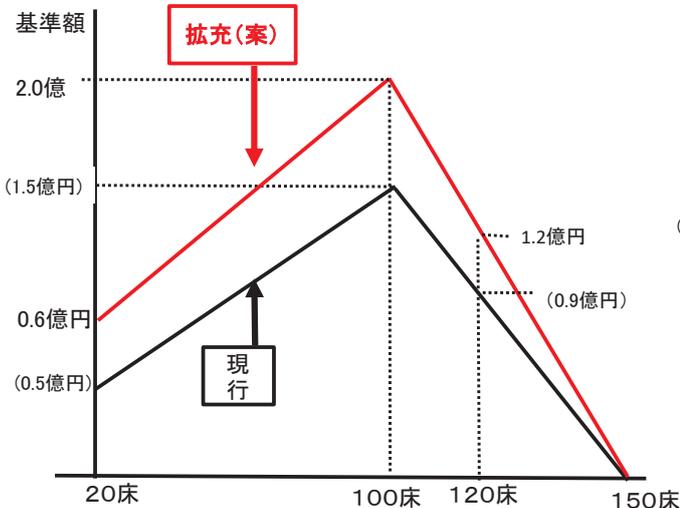
不採算地区病院について想定されるコストアップに対応する観点から、基準額を30%引き上げ

＜厚生連、日赤等の公的病院等も同様の措置を講じる＞

24

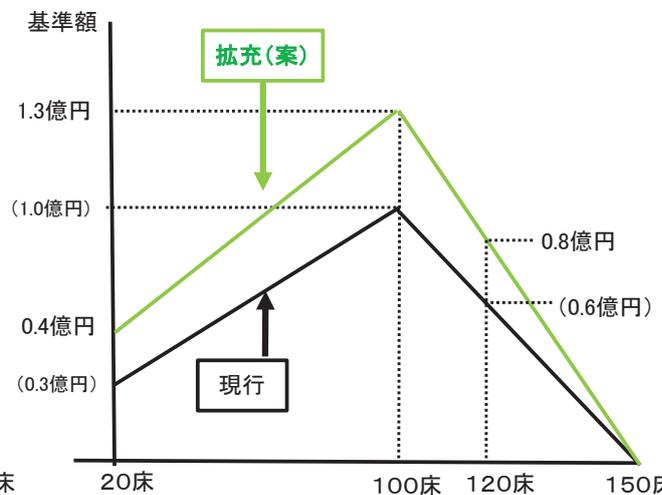
不採算地区病院への財政措置拡充案イメージ図

1種の算定イメージ



(第1種) 当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が15km以上

2種の算定イメージ



(第2種) 病院の半径5km以内の人口が10万人未満(3万人以上の場合は割落とし)

25

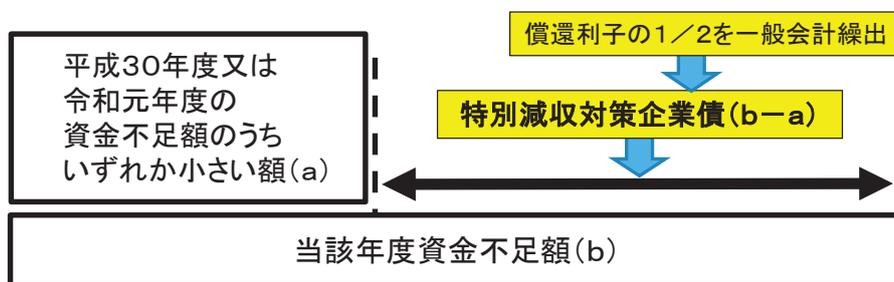
新型コロナウイルス感染症に係る公営企業の特別減収対策企業債の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための取組に伴う利用者の減少等により、公営企業において大幅な収入減が発生していることから、交通、病院など住民生活に不可欠な公営企業の資金繰りを円滑にするため、令和2年度に資金手当措置として「特別減収対策企業債」の制度を創設した。

令和3年度も、新型コロナウイルス感染症の影響により公営企業の減収が発生する恐れがあることから、同感染症に伴う減収による資金不足について、引き続き「特別減収対策企業債」の発行を可能とする。

<措置の内容>

- 新型コロナウイルス感染症により資金不足額が発生又は拡大する公営企業は、当該不足額について資金手当に係る企業債を発行できる(特別減収対策企業債)。
- 発行済の特別減収対策企業債の償還利子の1/2の額を一般会計から繰出し。
なお、当該繰出しには特別交付税措置(措置率0.8)を講じる。
- 償還年限は15年以内



26

医師不足・医師の働き方改革への対応①

- 国においては、地域医療構想、医師偏在是正、働き方改革を一体的に推進している。
- 医師の働き方改革を進めるにあたっては、医師確保が重要。十分な医師を確保できない病院においては、令和6年度からの時間外労働規制に対応できないおそれ。
- 特に中小の公立病院において医師不足は課題。時間外労働規制の導入に伴い、ますます医師不足が深刻化し、病院機能の維持が困難となる可能性あり。
- 2036年(令和18年)を目標年とする医師の偏在是正が進めば医師の労働時間の短縮が期待されるが、時間外労働規制の開始は令和6年度に迫っている。働き方改革にも早急に取り組み、医師の労働時間を短縮する必要。
- 逆に、働き方改革を進めなければ医師確保も進まず、医師確保と働き方改革は相互に密接に関連。
- 高齢化が進む中、幅広い分野に精通する総合診療医を採用することで、医師不足対策やコロナ専用病床の迅速な設置につながった事例が報告されており、病院における研修等を強化することも重要。

課題

- 令和6年度から導入される**医師の時間外労働規制への対応**が喫緊の課題
- 医師の働き方改革への対応のためにも、**医師不足への対処**が喫緊の課題

27

2040年を展望した医療提供体制の改革について（イメージ）

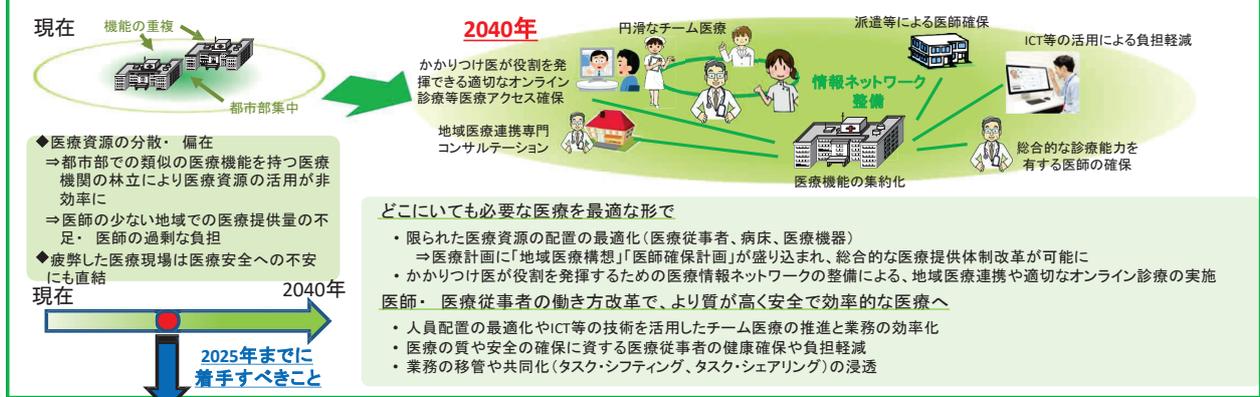
平成31年4月24日

第66回社会保障審議会医療部会

資料1-1

- 医療提供体制の改革については2025年を目指した地域医療構想の実現等に取り組んでいるが、2025年以降も少子高齢化の進展が見込まれ、さらに人口減に伴う医療人材の不足、医療従事者の働き方改革といった新たな課題への対応も必要。
- 2040年の医療提供体制の展望を見据えた対応を整理し、地域医療構想の実現等だけでなく、医師・医療従事者の働き方改革の推進、実効性のある医師偏在対策の着実な推進が必要。

2040年の医療提供体制（医療ニーズに応じたヒト、モノの配置）



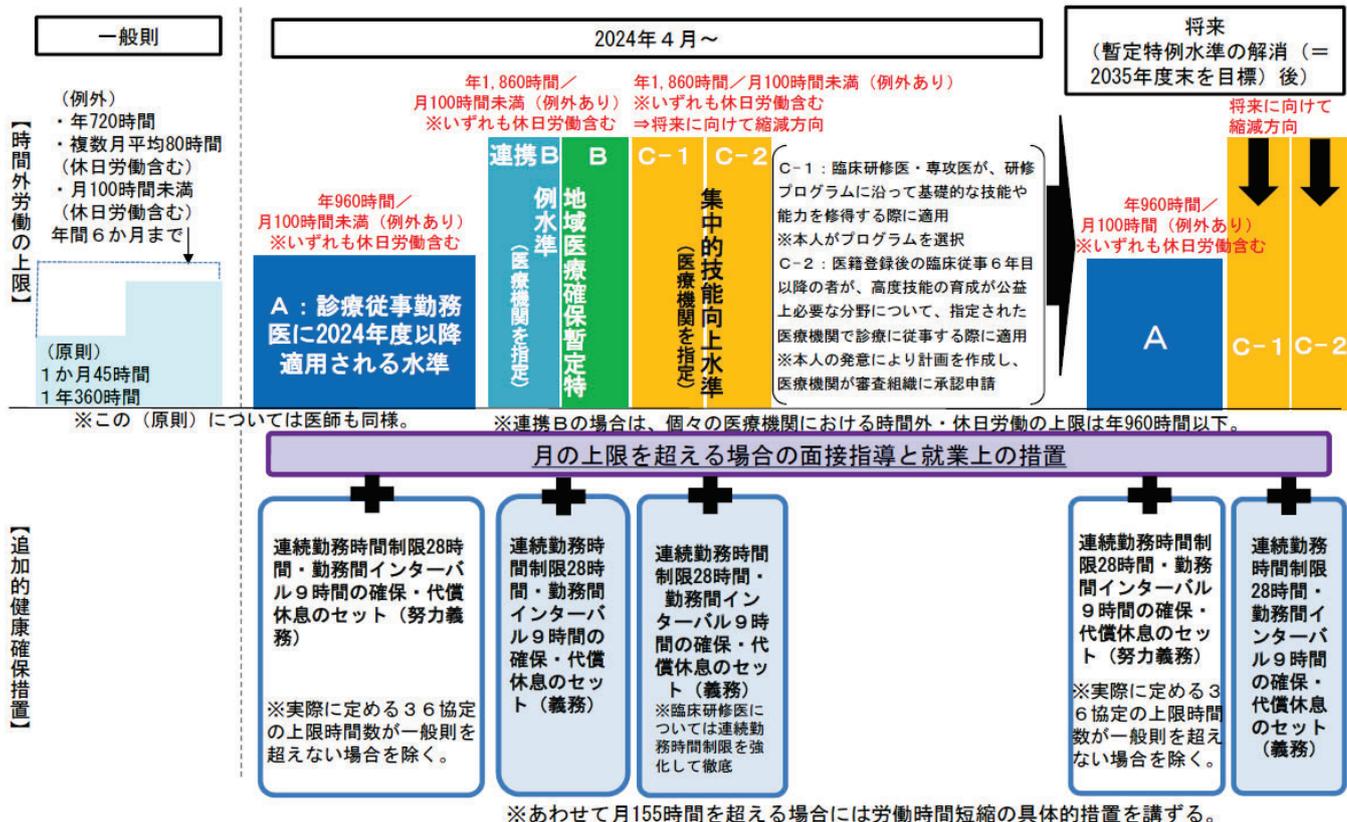
2040年を展望した2025年までに着手すべきこと



28

（厚生労働省作成資料）

医師の時間外労働規制について



29

医師不足・医師の働き方改革への対応②

【機能分化・連携強化との関係】

- 機能分化・連携強化によって、基幹病院を明確化・機能強化するなどして医師を確保し、そこから連携先の病院に医師を派遣することで、全体として医師確保につなげる事例もある。

【事例】山形県・酒田市病院機構

(平成21年度)

県立日本海病院(528床)

酒田市立酒田病院(400床)

独法化

(平成27年度)

日本海総合病院(730床)

酒田リハビリテーション病院(114床)

両病院の医師数

112人(H19)→167人(R3)

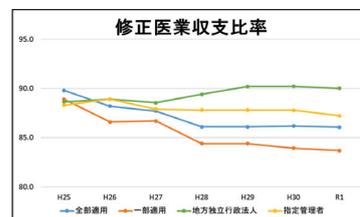
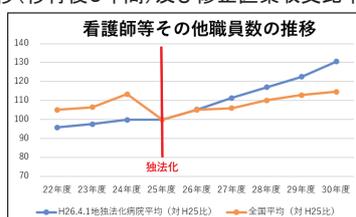
【事例】長崎県病院企業団

- ・ 県と離島の市町村とで構成する企業団(一部事務組合)の病院から、単独では医師確保が困難な離島の市町立診療所に医師を応援派遣。

【地方独立行政法人化との関係】

- 地方独立行政法人移行後、予算、定員、給与制度の裁量が広がり、医師、看護師、専門事務職員等の確保が可能となり、病院収益の改善につながる事例が多い。

【事例】地方独立行政法人化病院における職員数の推移(移行後5年間)及び修正医業収支比率の推移



- ・ 医師、看護師等その他職員のいずれも地方独立行政法人化後に全国平均を上回る比率で増加し、修正医業収支比率も他の経営形態より高い水準で推移。

30

医師不足・医師の働き方改革への対応③

地方独立行政法人に移行した公立病院に対する全国地方独立行政法人病院協議会アンケート結果

人材確保の事例と成果 (平成29年実施アンケート)	回答率
柔軟な人員確保や配置ができ、医療体制の強化、安定が図られた	50.0%
医師、看護師、その他専門職員の増員を図り、診療機能が充実した	27.1%
専門知識をもった事務職員の採用やプロパー化等で、経営・事務部門が強化された	14.6%
独自の組織・職制が構築できた成果 (平成29年実施アンケート)	回答率
センターや部署の新設等、独自の組織再編を行った	27.1%
新たな人事(評価)制度の構築や、多様な勤務形態を導入した	16.7%
機動的な組織構築が可能となり、環境の変化に迅速に対応できるようになった	14.6%
独自の人事・給与体制の構築事例 (平成29年実施アンケート)	回答率
給与体系・各種手当の見直し、または新設をした	62.5%
新たな人事(評価)制度を導入した	29.2%
研修支援制度等を充実させた	16.7%
職員数の増減について (平成26年実施アンケート)	回答率
増加した	86.2%
減少した	12.1%
変わらない	1.7%

課題

- 働き方改革への対応のためにも、**機能分化・連携強化**や**地方独立行政法人化等**により、**医師・看護師等確保を進める必要**

31